

更新予定の建築住宅課に
下記の通り依頼します。
また、恒富南コメンへの導入に
おいても実施する必要があります。



関係課室長 様

課
員

政策推進係長



広報広聴係長

市民協働係長



経営政策課長



事務連絡
平成24年6月27日

経営政策課長

指定管理者の選定における暴力団関係者の排除について（依頼）

本市の公の施設の指定管理者につきましては、その選定における暴力団関係者の排除を図っております。

つきましては、次期指定期間の指定管理者募集要項または申請要項において、その資格要件として「団体が暴力団に非関与であること」を必ず定めてください。

また、指定申請があった団体の暴力団関係者との関係の有無につきましては、平成17年に延岡警察署と「連絡協調体制確立についての合意書（以下、合意書という。）」を締結しておりますので、下記の要領で延岡警察署に照会し確認してください。

記

■延岡警察署への照会について

1. 照会方法

(1) 延岡市が「様式第1号」により延岡警察署に照会

※様式第2号も「回答事項」以外は延岡市で事前に情報入力の上作成し、併せて提出してください。

(2) 延岡警察署が「様式第2号」により延岡市に回答

2. 照会先

延岡警察署 刑事二課 (TEL代表：22-0110)

3. 関係資料・様式等

「全課共通」⇒「経営政策課」⇒「政策推進係」⇒「指定管理者制度」⇒「各種様式例」⇒「暴力団照会」に掲載しています。

4. その他留意事項

- ・警察署側の確認に時間が必要な場合があるため、募集締切を待たず申請があった段階で、即照会処理を行ってください。
- ・照会の際には、代表者等の役員名簿（生年月日、住所含む）が必要となります。事前に申請者へ資料提出等の説明をしておいてください。

【対象者】（合意書2本文より）

法 人：非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者

その他の団体：その代表者及び運営に事実上参加している者

政策推進係 甲斐正紀
内線 2171

指定管理者からの暴力団排除に関する

連絡協調体制の確立についての合意書

1 目的

地方自治法第244条の2に基づく指定管理者の指定に際し、暴力団関係者の排除措置を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、指定管理者制度の的確な運用と公の施設の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

2 排除措置の対象者

指定管理者の指定を受けようとする、又は、指定を受けた団体等の代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者をいい、その他の団体にあっては、その代表者及び運営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、次の事項に該当すると認められる場合

- (1) 代表者等が暴力団関係者である場合
- (2) 代表者等が暴力団関係者を使用した場合
- (3) 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- (4) 代表者等が暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

3 排除措置に関する認定及び排除措置の内容

- (1) 延岡警察署は、指定管理者の募集に際して、延岡市からの照会に基づき、代表者等が2の(1)から(4)に定める事項に該当するか否かの認定を行い、その旨を延岡市に通知する。
- (2) 延岡警察署は、延岡市が指定管理者を指定した後、当該指定管理者の代表者等が2の(1)から(4)に定める事項に該当すると認めた場合は、延岡市に通知するものとする。
- (3) 延岡市は、団体等の代表者等が2の(1)から(4)に該当する場合は、当該団体について、指定管理者の指定を行わないこととし、指定後に該当する事態となった場合は、指定を取り消すものとする。

4 連携及び協力体制

- (1) 延岡市と延岡警察署は、指定管理者からの暴力団排除の徹底を図るため、暴力団排除に関連する情報等を把握した場合は、相互に、口頭又は文書による情報交換を行うなど、連携の強化に努めるものとする。

- (2) 延岡市は、合意書に基づく措置を行うに際し、暴力団関係者の妨害等が予想されるときは、あらかじめ、警察官の出動を要請することができるものとする。
- (3) 合意書に基づく措置を行った後、当該措置について不服申立等紛争が生じた場合は、延岡警察署は、可能な限りの協力を行うものとする。

5 連絡会議の設置

指定管理者からの暴力団排除に関し、相互の情報交換と具体的事案に対処するための協議を行うため、「暴力団排除連絡会議」を設置するものとする。

6 守秘義務

情報交換等の内容については、他に漏らしてはならないものとする。ただし、両者協議の上、必要と認めるときは、この限りではない。

7 その他

- (1) 指定管理者からの暴力団排除の実施については、この合意書によるほか、総務省及び警察庁の通達に基づいて行うものとする。
- (2) 合意書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上、定めるものとする。

平成17年10月27日

延岡市長 櫻井哲雄

延岡警察署長 柄本重敏

指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調

体制の確立についての合意書に関する取扱要領

1 目的

この要領は、「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書」に関する取り扱いを定め、指定管理者からの暴力団排除を円滑に実施することを目的とする。

2 運用基準

「合意書」の2の(1)から(4)に定める事項についての運用基準は、次のとおりとする。

- (1) 「経営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。
 - ア 出資者として事実上経営を支配している者
 - イ 顧問、相談役等の肩書きを持ち、経営に関与している者
 - ウ その他経営に実質的に関与している者
- (2) 「運営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。
 - ア 出資者として事実上運営を支配している者
 - イ 顧問、相談役等の肩書きを持ち、運営に関与している者
 - ウ その他運営に実質的に関与している者
- (3) 「暴力団関係者」とは、次の者をいう。
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ いわゆる暴力団準構成員
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められる企業又は団体
- (4) 「暴力団関係者を使用した」とは、次の場合をいう。
 - ア 暴力団関係者を使用して、指定管理者の選定に際し、自らの団体等が有利となるよう他者を妨害した場合
 - イ 暴力団関係者を使用して、再委託者として使用するよう強要した場合
 - ウ 暴力団関係者を使用して、委託料の債権を放棄すること、又は不当な値引きを強要した場合
 - エ 暴力団関係者を使用して、債務の履行を強要した場合
 - オ 暴力団関係者と交際していることを利用して、背後に暴力団がいるかのような言動をとったり、便宜を図るよう強要した場合
 - カ 暴力団関係者に問題の解決を依頼した場合

- キ その他不法、不当に暴力団関係者を使用した場合
- (5) 「金銭、物品その他の財産上の利益を与えた」とは、概ね、次の場合をいう。また、「与えた」とは、自発的に与えた場合をいい、脅迫によるものは含まれない。
- ア 用心棒代、地代、騒音等に対する迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由がない金品を与えた場合
 - イ 商取引及び冠婚葬祭等社会的儀礼行為において、社会通念上適切な額を著しく超えて金品を与えた場合
 - ウ 暴力団関係者を不当に高い額で再委託者として使用した場合
 - エ 暴力団関係者が関与する諸行事に、名目のいかんを問わず資金的援助をした場合
 - オ 暴力団が組織として行う葬儀、放免祝い、誕生会、事務所開き等いわゆる「義理ごと」に、祝い金等の金銭や物品を供与し、又は建物、駐車場を供与した場合
 - カ 暴力団関係者に事務所又は住居を提供した場合
 - キ 暴力団関係者が事業遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品等を社会通念上不適切な内容で提供、貸与又は支給する等の便宜を図り、又は支援を行った場合
- (6) 「密接な交際等を有している」とは、社会的に批判の対象となる交際等をいい、概ね、次のような交際をいう。ただし、その認定に当たっては、頻度、範囲、正当な理由の有無、暴力団関係者であることの知情性等を総合的に勘案する。
- ア 暴力団関係者とゴルフ、麻雀等の交友をすること。
 - イ 暴力団関係者と旅行に同行すること。
 - ウ 暴力団関係者と飲食を共にすること。
 - エ 暴力団関係者と共同で事業（指定管理者としての業務以外）を行っていること。
 - オ 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること。
 - カ 暴力団事務所や暴力団関係者宅に出入りすること、又は団体等の事務所や自宅に暴力団関係者が出入りすること。
 - キ 暴力団関係者の利益、便宜又は支援を目的とした組織又は会の会員となること。

3 文書による照会及び回答

「合意書」の3の(1)、(2)又は(3)に基づく照会、回答又は認定通知については、次のとおり行うものとする。

ア 延岡市長は、様式第1号により延岡警察署長に照会するものとする。

イ 延岡警察署長は、様式第2号又は第3号により延岡市長に回答又は通知するものとする。

4 連絡会議の設置

(1) 連絡会議の開催

連絡会議は、次に掲げる事項について協議するため、延岡市長及び延岡警察署長が必要と認めたときに開催し、参集範囲は、その都度決定するものとする。

ア 暴力団排除に関する情報の交換及び連絡調整

イ 指定管理者の指定を行わない場合及び指定を取り消す場合の対応

ウ 指定管理者からの暴力団排除に関する対応

エ 暴力団排除に関する団体等への指導

オ その他目的の達成に必要な事項

(2) 連絡会議の庶務

連絡会議の庶務は、延岡市企画部経営政策課が行う。

(3) 秘密保持

連絡会議の内容は、他に漏らしてはならないものとする。ただし、協議の上、必要と認めたときは、この限りではない。

附 則

この要領は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

延 ○ 第
年 月 日

延岡警察署長様

延岡市長 首 藤 正 治

暴力団関係者等の調査について(照会)

指定管理者への指定申請のあった下記の企業・団体又は代表者等が「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書」の2に掲げる排除措置の対象者であるかどうかについて、同3の(1)に基づき、照会します。

記

所在地					
商号又は名称	①				
代表者	②				
代表者・役員等	No	役職名	氏名	生年月日	住所
	②	代表者			
	③				
	④				
	⑤				
照会事項	「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書」の2に掲げる (1) 暴力団関係者であると認められるか否か (2) 暴力団関係者を使用したと認められるか否か (3) 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財政上の利益を与えたと認められるか否か (4) 暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるか否か				
備考					

第 年 月 日 号

延岡市長様

延岡警察署長









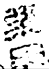
暴力団関係者等の調査について(回答)

年 月 日付延 第 号で照会のあった「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡調整体制の確立についての合意書」の2に掲げる排除措置対象者であるかどうかについて、同3の(1)に基づき、下記のとおり回答します。

記

所在地					
商号又は名称	①				
代表者	②				
代表者・役員等	No	役職名	氏名	生年月日	住所
	②	代表者			
	③				
	④				
	⑤				
回答事項	<p>・上記企業・団体、代表者等は、「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡調整体制の確立についての合意書」の2に掲げる暴力団関係者等に [<input type="checkbox"/> 該当しません。 <input type="checkbox"/> 該当します。]</p> <p>・該当者、該当項目は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ [<input type="checkbox"/> 2-(1), <input type="checkbox"/> 2-(2), <input type="checkbox"/> 2-(3), <input type="checkbox"/> 2-(4)] ・ _____ [<input type="checkbox"/> 2-(1), <input type="checkbox"/> 2-(2), <input type="checkbox"/> 2-(3), <input type="checkbox"/> 2-(4)] ・ _____ [<input type="checkbox"/> 2-(1), <input type="checkbox"/> 2-(2), <input type="checkbox"/> 2-(3), <input type="checkbox"/> 2-(4)] ・ _____ [<input type="checkbox"/> 2-(1), <input type="checkbox"/> 2-(2), <input type="checkbox"/> 2-(3), <input type="checkbox"/> 2-(4)] ・ _____ [<input type="checkbox"/> 2-(1), <input type="checkbox"/> 2-(2), <input type="checkbox"/> 2-(3), <input type="checkbox"/> 2-(4)] 				
備考					

《参照》2-(1) 暴力団関係者であると認められるか否か。2-(2) 暴力団関係者を使用したと認められるか否か。2-(3) 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財政上の利益を与えたと認められるか否か。2-(4) 暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるか否か。

		課室名		経営政策課			
起案日		24年10月13日		決裁日		24年10月15日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					企画部長	総括副市長
	 Tel 2170						
		意見					
		合議者					建築住宅課長
							
		意見					  
広報のべおかへの掲載	要	・	<input checked="" type="checkbox"/>	ホームページへの掲載	要	・	<input checked="" type="checkbox"/>

件名：平成24年度 第1回 指定管理者選定会議の結果について（報告）

今年度第1回となる指定管理者選定会議において、下記2施設の指定管理者候補者を裏面のとおり選定しましたが、その会議内容について別添のとおり報告します。

なお、今回選定した指定管理者候補者につきましては、各施設の所管課において市長決裁後、12月定例会市議会に指定管理者としての指定議案を提出し、その議決を経て正式に指定管理者として指定することとなります。

【対象施設】

①延岡市営住宅等（2期目・公募 所管課：建築住宅課）※県営住宅と共同募集

②延岡市恒富南コミュニティセンター（新規・非公募 所管課：経営政策課）

<裏面に続く>

記

■平成24年度 第1回 延岡市指定管理者選定会議

日時：10月19日（金）10時30分～

会場：本庁3階 講堂

出席者：副市長（委員長）、企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、都市建設部長、北方町総合支所長、北浦町総合支所長、北川町総合支所長、上下水道局長及び、教育部長

【第1号議案】延岡市営住宅等（公募）

<選定結果>

指定管理者候補者：延岡日向宅建協同組合

指定期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）

【第2号議案】延岡市恒富南コミュニティセンター（非公募）

<選定結果>

指定管理者候補者：延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

指定期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）

※添付資料

- ・指定管理者の公募状況と指定管理者選定会議における選定結果
- ・平成24年度 第1回 延岡市指定管理者選定会議 会議録
- ・平成24年度 第1回 延岡市指定管理者選定会議 議案集
- ・延岡市指定管理者選定会議に関する要綱

指定管理者の公募状況と指定管理者選定会議における選定結果

施設名	延岡市営住宅等 (50団地 2, 480戸)	延岡市恒富南コミュニティセンター
所管課	建築住宅課	経営政策課
募集方法	公募	非公募
募集期間	H24.7.9～H24.9.7	【非公募理由】 地域密着型の施設であり、住民自治意識の向上、市民や地域との協働の推進等が期待でき、かつ受け皿となる団体がこの地域に1団体しかないため、非公募とする。
説明会	H24.7.26実施 参加:2団体	
申請件数	1件	1件
申請団体名	延岡日向宅建協同組合	延岡市恒富南コミュニティセンター 管理運営委員会
評価点数 (満点)	市:352 県:346 計:698 (市:500 県:500 計:1000) ※市と県で共同選定委員会を設置し、 外部委員を含む5名での採点合計	82.8 (100) ※所管課長、担当係長、担当者の 3名で採点し、平均集計
選定候補者	延岡日向宅建協同組合	延岡市恒富南コミュニティセンター 管理運営委員会
指定期間	H.25.4.1～H28.3.31(3年間)	H.25.4.1～H30.3.31(5年間)
選定理由等	<p>選定委員会の審査の結果、最低基準点を超える得点を得たこと。</p> <p>これまでの実績や財務内容から、効率的かつ効果的に事業を確実に実施する管理能力を有していると認められること。</p> <p>広域化に対する組織体制の整備がなされていること。</p>	<p>地域内においてリーダーシップを発揮している人物で構成され、恒富南・恒富中地区住民のコミュニティ活動を適切かつ円滑に遂行することを目的としている。</p> <p>周辺地域や聖心ウルスラ学園と連携した自主事業の展開や、地域や利用者のニーズ、要望などの反映により、地域密着型の施設として効果的な管理運営を行うことが期待できる。</p> <p>収支計画書の内容が、施設管理を安定的に行うことができるものであるとともに、管理経費等の削減に積極的に努めていくことで、より効果的な施設管理に努めるものである。</p> <p>当該施設の管理運営を行うことにより、住民自治意識等の向上や、市民や地域及び聖心ウルスラ学園との協働の推進が期待できる。</p>

日時：平成24年10月19日（金）

10時30分～11時45分

場所：本庁3階 講堂

委員長	事務局より、本日の審議内容等について説明をお願いします。
事務局	<p>本日は、今年度末で指定期間が終了する1施設、および新設により新たに指定管理者制度を導入する1施設の、指定管理者の候補者選定についてご審議いただきます。</p> <p>第1号議案、建築住宅課所管の「延岡市営住宅等」は公募を行い、県との共同選定委員会において選定基準に基づき評価し、候補者を選定しております。</p> <p>また、第2号議案、経営政策課所管の「延岡市恒富南コミュニティセンター」は、経営政策課において「非公募」で候補者を選定し、選定基準に基づき評価しております。</p> <p>以上2議案につきまして、評価等についての所管課の説明をもとに、当選定会議として候補者を決定していただきたいと思っております。</p>
委員長	それでは、第1号議案、延岡市営住宅等の審議を行います。所管課より説明をお願いします。
建築住宅課	(建築住宅課より議案説明)
委員長	説明内容について、審議いたします。質問、意見はありませんか。
委員	県との共同選定委員会では、市営住宅分をどのように採点したのか。
建築住宅課	市営住宅等については市の審査基準に、県営住宅は県の審査基準に基づき各委員が採点している。
委員	延岡日向宅建協同組合の組合員数は何社となっているのか。
建築住宅課	134社で構成されている。
委員	県との共同選定委員会のメンバーには、県の関係者が含まれていないのは、どのような理由からか。
建築住宅課	県としては、外部の視点からの審査を重視しており、今回の審査から委員に県関係者を含めないこととした。

委員	採点表を見ると、7割程度の得点である。現在も指定管理者として管理運営している団体であるのだから、その経験が生かされるはずであり、点数もより高得点になるべきであると考えるが、どのような評価であったのか。
建築住宅課	共同選定委員会では、実績などから管理運営における安定性は感じられるが、新たな提案が無いとの評価であった。
委員	説明会への参加が2団体、申請が1団体では少ないと考えるが、どのように原因を分析しているのか。
建築住宅課	要因の1つとして、指定管理の対象となっている県営住宅が前回よりも広域化したため、業者にとってハードルが上がったと考えている。また、今回が2回目の指定となるので、実績のある団体と競わなければならないこと、不動産管理のノウハウをもつ業者がそう多くはないことがあげられる。
委員	説明会に参加したもう1団体はどこであったのか。
建築住宅課	不動産業、建築設計事務所、土地家屋調査士などで構成されている、 [REDACTED]であった。
委員	採点表の個人情報の保護に関する項目について、点数が低いのではないか。
建築住宅課	FAXの不使用や指紋による個人認証システムの導入など、十分な取り組みを実施してはいるが、入居者代表の委員より、滞納者訪問が日中に実施され他の入居者の目に付くこともあるとの意見が出されたことが影響していると考ええる。
委員	県と市で審査基準の配点が異なるのは、どのような理由からか。
建築住宅課	市営住宅は、低額所得者の生活の安定を図るだけでなく、単身高齢者や障害のある人の入居を目的とするなど福祉施策としての側面をもつが、県営住宅は一般住宅として設置されたものである。
委員長	では、第1号議案については、延岡日向宅建協同組合を延岡市営住宅等の指定管理者候補者として選定することによろしいですか。
委員全員	異議なし

委員長	では次に、第2号議案、延岡市恒富南コミュニティセンターの審議を行います。所管課より説明をお願いします。
経営政策課	(経営政策課より議案説明)
委員長	説明内容について、審議いたします。質問、意見はありませんか。
委員	個人情報の保護に関する審査基準については高得点となっているが、管理運営委員会の規約では、事務所が委員長の自宅となっている。問題は無いのか。
経営政策課	指定を受けるまでは、コミュニティセンターを事務所とすることができないため委員長の自宅としている。指定後に規約改正を行い、コミュニティセンターを事務所とする予定であるため、問題は無いと考えている。
委員	学校法人聖心ウルスラ学園と市とは、どのような契約関係となるのか。
経営政策課	市がウルスラ学園の土地および施設を、月額35万円で借り受ける形となる。
委員	施設は2階建てだが、コミュニティセンターとして活用するのは1階部分のみとなるのか。
経営政策課	階段が複数無いことや階段幅が不足していることなど建築基準法の要件を満たしていおらず、2階部分はコミュニティセンターとしては活用できないため、倉庫として活用したいと考えている。
委員	コミュニティセンターは、どの施設も非公募としているのか。
経営政策課	指定管理者制度運用方針に基づき、地域密着型の施設であり、かつ受け皿となる団体がその地域に1団体しかない場合は非公募としている。
委員	土地、施設の貸主という立場でもあるウルスラ学園の代表者が委員長となっているが、どのような経緯であったのか。
経営政策課	管理運営委員会としてはウルスラ学園に対する期待が大きく、ウルスラ学園もそれに応えようとしている。また、発足時の委員長をウルスラ学園の代表者とすることで、地域とウルスラ学園との連携における互いの立場を確認していくことで、今後の事業実施を円滑なものとしたいとの考えがある。

委員長	では、第2号議案については、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会を延岡市恒富南コミュニティセンターの指定管理者候補者として選定することよろしいですか。
委員全員	異議なし。
委員長	それでは、以上で平成24年度延岡市指定管理者選定会議を終了します。

平成24年度 第1回 延岡市指定管理者選定会議議案集

第1号議案 延岡市営住宅等

【都市建設部 建築住宅課】

第2号議案 延岡市恒富南コミュニティセンター

【企画部 経営政策課】

第 1 号議案

「延岡市営住宅等」

都市建設部 建築住宅課

施設の概要

1 施設の概要

(1) 管理を行なわせる公の施設の名称及び所在地

○名称 延岡市営住宅等

○管理団地概要

・市営住宅	46団地	2,433戸
・特定公共賃貸住宅	2団地	21戸
・ニュータウン北方住宅	1団地	20戸
・若者定住促進住宅	1団地	6戸
合計	50団地	2,480戸

(団地内の集会室や駐車場等の共同施設を含む)

※県営住宅は県営三ツ瀬団地ほか26団地 2,206戸

(2) 施設設置の目的 主として住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 業務の概要

①入退去関係業務

募集住戸選定、入居者募集、申込受付、入居者抽選、入居者資格確認、退去手続

②入居者管理業務

各種申請書の受付、収入申告書配布及び回収、入居者指導、苦情相談、家賃徴収、家賃納付督促

③駐車場管理業務

使用申込書受理、駐車場指導、苦情相談、使用料徴収、使用料納付督促

④維持保全業務

緊急・一般修繕及び退去修繕、日常点検等

(4) 指定の期間

平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年間)

2 公募の状況

募集期間 : 平成24年7月9日～平成24年9月7日

募集説明会 : 平成24年7月26日(2団体が出席)

応募団体 : 1団体 延岡日向宅建協同組合

指定管理者候補者 選定理由書

施設名： 延岡市営住宅等

宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者候補者共同選定委員会において審査した結果、以下の選定理由により、上記施設の指定管理者候補者として「延岡日向宅建協同組合」が選定されました。

(選定理由)

- ①選定委員会の審査の結果、最低基準点を超える得点を得たこと。
- ②これまでの実績や財務内容から、効率的かつ効果的に事業を確実に実施する管理能力を有していると認められること。
- ③広域化に対する組織体制の整備がなされていること。

宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者候補者の選定について（報告）

平成24年10月5日

宮崎県知事 殿
延岡市長 殿

宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等
指定管理者候補者共同選定委員会
委員長 三宮 基裕

1 経緯

宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等の指定管理者候補者の選定にあたり、宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者候補者共同選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、「宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集要領」に基づく指定管理者の公募に応募した1団体から提出のあった事業計画書等の書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行ってまいりましたが、このたび、審査・選定が終了しましたので、ここに報告します。

2 選定委員会 委員（○は委員長）

○三宮 基裕（九州保健福祉大学社会福祉学部准教授）
児玉 悦生（財団法人延岡市高齢者福祉協会理事長）
木山 誠（税理士）
田中 重雄（延岡市営西階かえで団地自治会長）
甲斐 修二（延岡市都市建設部長）

3 指定管理者候補者選定の経過

項目	年月日
第1回選定委員会（募集方針及び募集要領等の検討）	平成24年 6月25日(月)
募集開始	平成24年 7月 9日(月)
募集説明会(参加団体数 2団体)	平成24年 7月26日(木)
申請書類の受付 (申請団体数：1団体)	平成24年 8月27日(月) ～ 9月 7日(金)
募集締切	平成24年 9月 7日(金)
一次審査（資格要件審査）	平成24年 9月10日(月) ～ 9月14日(金)
二次審査（内容審査通知）	平成24年 9月18日(火)
第2回選定委員会 (プレゼンテーション・ヒアリング・審査)	平成24年10月 5日(金)
選定結果報告	平成24年10月 5日(金)

4 審査の方法、審査基準及び配点

6月25日(月)に開催した第1回選定委員会において、審査基準及び配点を定めました。

(1) 宮崎県

	選定基準	審査項目	配点
ア	住民の平等な利用の確保	県営住宅の管理運営に関する基本方針	20
		広域的な管理についての認識	
		県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
イ	県営住宅の効用を最大限に発揮する事業計画	県営住宅に関する利用者サービスの向上に関する提案	20
		県営住宅の設置目的の理解と課題の認識及び指定管理者の業務に対する意欲	
		県営住宅の維持管理の適格性	
		利用者満足度の把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
ウ	管理に係る経費の縮減等	指定期間内の委託料の基準価格(年額・総額)に対する提案額	10
		業務遂行のための適切な経費の積算	
		管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
エ	事業計画を確実に実施するための管理運営能力	県営住宅の管理に必要な体制の確保(適正な組織、人員配置、責任体制、能力育成等)	40
		継続的に安定した運営が可能な財政的基盤(経営状況)	
		過去の類似業務の実績、評価	
		事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性	
		個人情報保護及び情報公開への対応	
		安全管理、危機管理への対応やリスク管理の具体的な対応策	
		使用料(家賃)の収納率や収入申告の収入認定率	
オ	地域への貢献等	地域経済への配慮、	10
		環境保全への対応	
		障がい者の就労支援への対応	
		入居者と地域との連携への対応	
	合計		100

(2) 延岡市

	選定基準	審査項目	配点
ア	住民の平等な利用の確保	関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守が見込まれるか。	10
		情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	
イ	事業計画書の内容が、市営住宅等の効用を最大限に発揮することができるものであること。	入居者に対するサービス向上は適切か。	40
		市営住宅等の管理業務に対する基本方針は適切か。	
		入居者の満足度や要望・苦情の把握及びその実現策は適切か。	
		使用料(家賃、駐車場)の収納率や収入申告の収入認定率の向上が図られているか。	

ウ	管理に係る経費の縮減	提案額の基本価格の設定に無理はないか。	20
		総合的に、収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。経費節減のための方策は適切か。	
		維持修繕費の縮減を図る方策は適切か。	
エ	事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有するものであること	施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	25
		法人等の経営状況に問題はないか。	
		施設管理を安定的に行う能力を期待することができるか。	
オ	地域への貢献等	入居者と地域との連携及び障がい者の就労支援への対応、地域経済、環境への配慮	5
合計			100

(注) 最低基準点の設定

指定管理者候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定しました。

「選定委員会各委員の県と市の採点合計が、総配点の100分の60以上を満たすこと」

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとなります。

- ・再公募を行う。
- ・申請者から改めて事業計画書を提出いただき、それに基づき審査・選定する。
- ・最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に選定する。

5 申請団体一覧

平成24年7月9日（月）から9月7日（金）までの間、公募を行い、下記の1団体から申請がありました。

団体名	所在地
延岡日向宅建協同組合	延岡市

6 選定結果及び選定理由

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定管理者候補者として選定しました。

(1) 団体名 延岡日向宅建協同組合

(2) 選定理由

- ① 選定委員会の審査の結果、最低基準点を超える得点を得たこと。

(得点)

選定基準	延岡日向宅建協同組合					
	合計		県		延岡市	
	配点	得点	配点	得点	配点	得点
住民の平等な利用の確保	150	100	100	67	50	33
県営住宅の効用を最大限に発揮する事業計画	300	216	100	72	200	144
管理に係る経費の縮減	150	105	50	35	100	70
事業計画を確実に実施するための管理運営能力	325	228	200	139	125	89
地域への貢献等	75	49	50	33	25	16
計	1,000	698	500	346	500	352

- ② これまでの実績や財務内容から、効率的かつ効果的に事業を確実に実施する管理能力を有していると認められること。
- ③ 広域化に対する組織体制の整備がなされていること。

(参考) 委員会での主な意見

- 今までやってきたこともあり、実務をよく理解して提案しているとの印象を受けた。
- 障がい者への取り組みを更に充実してもらえると良い。
- 財務面は充実してきており、充分運営が可能である。
- 安心して任せることができるのではないか。
- 1者の応募しかなかったのは残念だ。次は2～3者は来てもらえるよう工夫してもらいたい。
- (1者の応募しかなかったため) 数者の中から最も優れたものを選んだのではないことを認識していただき、今まで以上に住民サービスの向上に努めていただきたい。

第2号議案

「延岡市恒富南コミュニティセンター」

企画部 経営政策課

施設の概要

1 施設の概要

(1) 管理を行なわせる公の施設の名称及び所在地

- 名称 延岡市恒富南コミュニティセンター
- 所在地 延岡市緑ヶ丘5丁目1番16号
- 開設日 平成25年4月1日予定
- 建物概要
 - ・構造等 鉄筋コンクリート造 2階建 (対象は1階部分のみ)
 - ・床面積 425.76㎡
 - ・施設概要 大会議室1・2、中会議室、和室、給湯室、事務室、倉庫、トイレ (多目的トイレ含む)、駐車場など

(2) 施設設置の目的

地域におけるコミュニティの振興を図るため

(3) 業務の概要

- コミュニティセンターの運営に関すること
 - ・会議室等の使用の許可及び利用料の徴収を行うこと
- 施設及び設備の維持管理に関すること
 - ・施設の清掃、設備の保守点検業務を行うこと
- 地域コミュニティの活性化に関すること
 - ・地域や学校と連携した地域コミュニティの活性化につながる事業を行うこと

(4) 休館日および開設時間

- 休館日 月曜日、祝祭日、8月13日から15日、12月28日から翌年1月3日
- 開設時間 9時30分から22時 (ただし、使用の予定がない場合は17時まで)

(5) 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日 (5年間)

2 公募の状況

非公募にて候補者を選定

(別紙、公募を行わずに指定管理者候補者を選定する理由書を参照)

指定管理者候補者 選定理由書

施設名：延岡市恒富南コミュニティセンター

- 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会は、地区区長会や地区社会福祉協議会、民生児童委員や地域内学校 PTA、学校法人聖心ウルスラ学園関係者といった、地域内においてリーダーシップを発揮している人物で構成され、恒富南・恒富中地区住民の生涯学習の推進、地域福祉の向上を含むコミュニティ活動を適切かつ円滑に遂行することを目的としている団体であること。
- 周辺地域や聖心ウルスラ学園と連携した自主事業の展開や、地域や利用者からのニーズ、要望などの集約を図り、管理運営に反映させていくことで、施設の設置目的である地域コミュニティの振興が図られ、地域密着型の施設として効果的な管理運営を行うことが期待できる団体であること。
- 収支計画書の内容が、施設管理を安定的に行うことができるものであるとともに、自主的な施設清掃や日常点検等を行い、管理経費等の削減に積極的に努めていくことで、より効果的な施設管理に努めるものであること。
- 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会が当該施設の管理運営を行うことにより、住民自治意識等の向上や、市民や地域及び聖心ウルスラ学園との協働の推進が期待できること。

公募を行わずに指定管理者の候補者を選定する理由書

施設名：延岡市恒富南コミュニティセンター

当該施設は、恒富南・恒富中地区住民のコミュニティ活動の拠点としての機能を有する施設であり、設置場所が学校法人聖心ウルスラ学園の運営する学校施設に隣接することから、ウルスラ学園が展開する自主事業との連携や、学校施設、設備等の利用に関する地域住民のニーズへの対応など幅広い活用が期待される地域密着型の施設として運営されることとなる。

このことから、当該施設は、この地域の実情に精通し、地域の意見を運営に反映させることができる団体代表者等によって構成された団体が管理運営を行うことで、施設の設置目的を最大限に果たすことができるものと考え、非公募にて候補者を選定する。

指定管理者候補者である延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会は、地区区長会や地区社会福祉協議会、民生児童委員や地域内学校 PTA、学校法人聖心ウルスラ学園関係者といった、地域内においてリーダーシップを発揮している人物で構成され、恒富南・恒富中地区住民の生涯学習の推進、地域福祉の向上を含むコミュニティ活動を適切かつ円滑に遂行することを目的としている。

この延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会が当該施設の管理運営を行うことにより、住民自治意識等の向上や、市民や地域及び聖心ウルスラ学園との協働の推進が期待できる。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富中・恒富南地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区地域福祉活動グループ代表 | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表 | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表 | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表 | (1) |

2 委員会の事務所は委員長の自宅に置く。

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2 監事は委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の了承を得る。

(役員の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行するとともに、各種事業の企画・立案の調整にあたる。

3 監事は、会計事務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

3 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会が行なう事業を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局職員を置き、うち一人を事務局長とする。

3 事務局長及び事務局職員は、委員長が任免する。

(財務)

第10条 委員会の出納は委員長が行う。

2 委員長は、事務局職員のうちから、委員会出納員を命ずることができる。

3 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

(1) 定期総会は、毎年1回委員長が招集する。

(2) 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が招集する。

2 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。

(1) 規約の制定及び変更

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の認定

3 役員会は総会において議決された事業計画及び予算に関し、必要な事項を協議する。

(会議の運営)

第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金

(2) その他の収入

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成24年9月25日から施行する。

延岡市指定管理者選定会議に関する要綱

(設置)

第1条 公の施設の指定管理者の候補者を選定するために、延岡市指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定会議は、公の施設の指定管理者として指定を受けようとする者の中から、選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められるものを、当該公の施設の指定管理者の候補者として選定する。

(組織)

第3条 選定会議は、副市長、企画部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、都市建設部長、北方町総合支所長、北浦町総合支所長、北川町総合支所長、上下水道局長及び、教育部長を委員として組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、選定会議の会務を総理し、選定会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定会議は、委員長が招集する。

2 選定会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 選定会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、外部の学識経験者等を選定会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、公の施設を所管する課所長又は職員を会議に出席させ、事案について説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 選定会議の庶務は、企画部経営政策課で処理する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

指定管理者指定申請書

平成 24 年 10 月 15 日

延岡市長 様

(申請者)

住所

団体名 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

代表者氏名 委員長 前田 時久



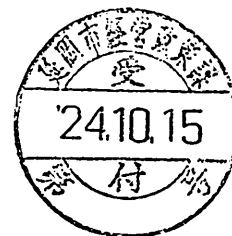
次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

施設の名称	延岡市恒富南コミュニティセンター
施設の所在地	延岡市緑ヶ丘 5 丁目 1 番 16 号

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 当該団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (5) 誓約書（様式第 4 号）



(様式第2号)

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者事業計画書

申請団体名： 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

1 管理運営にあたっての基本的方針

市民の平等の利用に関すること
<p>○関係する法律、条例等に基づく公の施設の管理運営のあり方について</p> <p>施設の管理運営にあたっては、当施設が地域住民のコミュニティ活性化を図る拠点施設であることや、公の施設の指定管理者として管理運営を行っていくことを常に念頭に置き、公平な運営はもちろんのこと、地域住民による自主的な運営精神のもと、経費等の削減と地域の実情に沿ったきめ細やかかつ柔軟な運営に努める。</p>
<p>○市民の平等利用の確保について</p> <p>延岡市恒富南コミュニティセンター条例等の規定に基づき、使用許可や料金徴収を行う。申請団体から、使用許可申請書の提出時に利用目的や活動内容等、丁寧に聞き取りを行い、有料利用、無料利用の取扱いの判断をしっかりと行うことや、申請された利用時間帯が重複しそうな場合には、団体間の調整を図るなど、それぞれが平等に、公平に利用できるよう運営に努める。</p>
<p>○情報公開、個人情報保護について</p> <p>申請書類の中には、個人情報が含まれるものもあり、書類を他人の目に入る場所に置かず、キャビネット内に管理するなど、管理方法を徹底する。また、業務上知り得た個人情報については、事務所以外へは持ち出すことがないようにするとともに、事務局職員に対しては研修を行い、適正な管理運営ができるよう努める。</p>
<p>○当該施設に係る苦情等への対応について</p> <p>苦情を受けた事務局職員は速やかに管理運営委員長へ報告し対応を協議する。その場で解決できるものであれば迅速に対応し、委員長へ報告する。様々なケースを想定し、事務局職員全員が同じ対応ができるよう事前研修を行い、適正に対応できる体制づくりを行う。</p>

(2) 施設効用の発揮に関すること

○当該施設の管理運営方針等について

当施設の設置目的でもある地域住民のコミュニティの活性化を図るためにも、地域の方々が利用しやすい、そして次も利用したいと思われるような管理運営を目指していく。そのためにも、地域からの様々なニーズや、利用者からの要望等に可能な限り柔軟に対応しながら、地域のコミュニティ活動の拠点施設となるよう管理運営に努める。

そのためにも、まずは当施設の利用に関する周知を行い、利用してもらうことで、利用者アンケートの実施や利用者からの直接の声を聞くことで、より地域に根ざしたコミュニティセンターとなるよう努める。

当施設は学校施設の敷地内に設置されており、学校を運営する学校法人聖心ウルスラ学園や、地域との連携を図りながら、コミュニティの活性化を図るための自主事業展開を検討している。

○自主事業等について

自主事業予算として100千円を計上している。地域との連携を図った事業と、ウルスラ学園の施設を活用した事業の実施を計画している。

事業名	事業内容	実施時期	予算額
恒富南コミュニティセンター開所記念イベント	センター開所の記念イベントとして、開所式を開催。 地元住民や関係団体等を招待し、センターの周知を図るとともに、地域コミュニティの形成を図る。	4月	50,000円
ウルスラ学園施設を活用した事業	調理室を借りての料理教室の実施、音楽会の開催など、地域の子供から高齢者を対象にした事業を実施。	-	50,000円

(3) 経費削減に関すること

○経費の節減等の具体的な方策について

施設の管理経費の中で、人件費が占める割合が大きくなると思われる。事務局職員の採用については、地域活動に熱心でボランティア精神のある人を考えている。

事務用品等の購入についても、無駄を省きながらできる限りで節約していく。

施設内の節電や、節水に心がける。

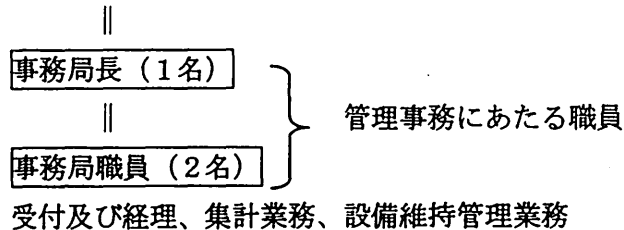
設備の定期的な点検を行い、大きな故障やトラブルを未然に防ぐよう努める。また、会議室等の清掃については、利用者にも協力を依頼し、いつでもきれいに利用できるよう心がけるとともに、施設敷地内の清掃についても自主的に定期的に行うことで、経費の削減に努める。

4) 安定的な施設の管理運営に関すること

○施設管理業務にかかる人員体制、連絡体制、勤務体制について

事務局職員は3名（事務局長1名含む）を予定。1日2交代制とし、ローテーション勤務。

管理運営委員会（委員15名） ※必要に応じ委員会を開催



ローテーションの組み方は次のとおり。

	1		2		3	
	A	B	A	B	A	B
①	○			○		
②		○			○	
③			○			○

(A) 9時30分から15時30分 (B) 15時30分から22時

(A) から (B) への引継ぎは直接行うとともに、重要事項については引継書を作成する。繁忙期には、必要に応じて柔軟に2名体制で対応できるようにする。また、事務局職員の事情により、ローテーションに支障が出る場合については、当管理運営委員の中から、代替りの者を配置することで対応する。

防火管理者を配置し、消防計画を作成する。また、緊急時や災害時においては、利用者の安全確保を第一に、聖心ウルスラ学園とも連携を図り対応できるよう、管理運営委員や事務局職員への研修を計画している。

業務に関する研修及び、施設、設備操作に関する研修を行い、適正な管理運営ができる体制づくりに努めるとともに、接遇面での対応が重要な施設であると考えており、事務局職員に対して接遇研修を行い、丁寧な接客、応対を心がける。また、既に設置されている延岡市内の他のコミュニティセンターの運営状況を実際に見て学ぶことを検討している。

(5) その他公の施設を管理するに当たり必要な基準に関する事

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者仕様書に基づき、適正な管理運営に努める。

(6) その他（組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。）

当管理運営委員会は、学校法人聖心ウルスラ学園、地区区長会や地元区長、地区社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会、民生児童委員協議会、地域福祉活動グループ、学校 PTA といった、この地域事情を熟知したメンバーで構成されており、地域のニーズや隣接する学校との連携等にスムーズに対応できる体制が整っている。

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

施設名	なし
所在地	
主な業務内容	
管理運営期間	

(様式第3号)

延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営業務に関する収支予算書

申請団体名：延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

(単位：千円)

項目	金額	備考(積算根拠等)
収 入	施設利用料	600 大会議室 350千円 和室 50千円 中会議室 200千円
	空調利用料	100 大会議室 50千円 和室 15千円 中会議室 35千円
	指定管理料	2,970
	計	3,670

支 出	人件費	2,414 $650円 \times 12.5時間 \times 297日 = 2,413,125円$ ※宮崎県最低賃金を基に積算
	光熱水費	800 電気代 700千円 水道代 80千円 ガス代 20千円 ※同等のコミュニティ施設の実績を基に積算
	消耗品費	200 事務用品類
	通信費	60 5,000円×12ヶ月分
	施設管理費	80 消防設備点検費 30千円 小破修繕費 50千円
	事業費	100 自主事業企画費(事業計画書を参照)
	その他	16 NHK聴視料
	計	3,670

※収入、支出の項目については、参考ですので必要に応じた項目を記入してください。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富中・恒富南地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区地域福祉活動グループ代表 | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表 | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表 | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表 | (1) |

2 委員会の事務所は委員長の自宅に置く。

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(会議の運営)

第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金

(2) その他の収入

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成24年9月25日から施行する。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会 役員名簿

平成24年9月25日現在

No.	役職	氏名	住所(延岡市)	構成団体
1	委員長	前田 時久	[REDACTED]	[REDACTED]
2	副委員長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3	副委員長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4	副委員長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
13		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
14		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
15		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(様式第4号)

平成24年10月15日

延岡市長 様

(申請団体)

所在地

団体名 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

代表者名 委員長 前田 時久



誓約書

私（延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会）は、延岡市恒富南コミュニティセンターの指定管理者の申請にあたって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件（以下「資格要件等」という。）について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 延岡市内に主たる事務所を置く、又は置こうとする団体であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない団体であること。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない団体であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- 5 団体の役員に国税及び地方税の滞納者がいないこと。

		課室名		経営政策課			
起案日		24年11月21日		決裁日		24年11月22日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者 責任者					企画部長	総括 副市長
	 Tel 2170						
		意見					
		合議者					
		意見					
広報のべおかへの掲載		要・ <input type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要・ <input type="radio"/> 否	

件名：「延岡市指定管理者選定会議」の開催について

平成25年度より指定管理者制度を導入する下記の公の施設について、指定管理者の候補者を選定するため、裏面の日程で標記会議を開催します。

【対象施設】

①槇峰保育園（新規・公募）

所管課：健康福祉部こども家庭課

②長井保育所（新規・公募）

所管課：健康福祉部こども家庭課

<裏面に続く>

事務連絡
平成24年11月 日

選定会議委員 各位

延岡市指定管理者選定会議
委員長 杉本 隆晴

延岡市指定管理者選定会議の開催について

標記会議を下記のとおり開催しますので、ご出席をお願いします。

なお、業務の都合等により欠席される場合には、11月27日（火）までに下記までご連絡ください。

記

○平成24年度 第2回会議

1. 日 時 平成24年11月30日（金）13時30分～
2. 場 所 講堂（本庁3階）
3. 内 容 平成25年度からの指定管理者候補者の選定

【対象施設】

- ①槇峰保育園（新規・公募）
- ②長井保育所（新規・公募）

※申請団体の提案内容等から、所管課における1次審査の評価、採点が妥当であるかを、選定会議として評価します。

※申請が1団体のみであった場合には、その団体が指定管理者として、必要な要件を備えているのか、施設の設置目的の実現に向け効果的・効率的な運営を実施することができるのかという視点で評価します。

文書取扱：経営政策課政策推進係
甲斐 正紀
(内線 2171)

こども家庭課長 様

延岡市指定管理者選定会議
委員長 杉本 隆晴

延岡市指定管理者選定会議の開催について

標記会議を下記のとおり開催します。

会議におきましては、所管課における事前審査結果等（審査経過、審査内容及び選定理由）について、下記の書類に基づきご説明ください。

記

■日時 平成24年11月30日（金）13時30分～

■場所 講堂（本庁3階）

■内容 公の施設の指定管理者候補者の選定について
【対象施設】

①槇峰保育園（新規・公募）所管課：こども家庭課

②長井保育所（新規・公募）所管課：こども家庭課

■各施設の「説明資料」について

（1）構成（各資料の1枚目右上に枠囲みで「資料〇」と表記してください。）

資料1 「施設の概要」（建物概要、設置目的、指定管理業務の概要、指定の期間等）

資料2 「指定管理者選定基準及び採点表」

※複数の団体から申請のあった場合には、団体ごとに作成してください。

資料3 「候補者選定理由書」（案）

申請書類の写し

※複数の団体から申請のあった場合には、申請団体ごとにまとめてください。

【様式掲示場所】全課共通⇒経営政策課⇒政策推進係⇒指定管理者制度⇒
各種様式例⇒③選定会議資料様式

（2）提出部数

18部（申請書類の写しは1部のみ）※インデックス等の貼付もお願いします。

（3）提出先および提出期限

経営政策課に、11月28日（水）17時15分までにご送付ください。

■当日の進行について

当日は、所管課長、担当係長のご出席をお願いいたします。

会議では、まず、資料1で施設の概要についてご説明いただき、資料2で選定基準、審査基準とその配点理由についてご説明いただきます。

その後、選定基準の項目ごとに検討を進めますので、委員の質疑等にご対応ください。

また、資料2が会議の主要な資料となりますので、1団体につき複数枚となることもあろうかと思いますが、内容の充実を図っていただきますようお願いいたします。

施設の概要

1 施設の概要

(1) 管理を行なわせる公の施設の名称及び所在地

○名称

○所在地

○開設日

○建物概要

・構造等

・床面積

・施設概要

(2) 施設設置の目的

(3) 業務の概要

(4) 休館日および開設時間

(5) 指定の期間

2 公募の状況

選定基準	審査基準	配点	採点 (平均集計)	提案内容等	評価
①市民の平等な利用が確保されること	関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5点			
	情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5点			
②事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 (センター条例等の趣旨に沿っているか。)	10点			
	自主事業計画書の内容は適切か。 (自主事業を行わせない場合は「60%の得点」とする。)	10点			
	利用者に対するサービス向上は適切か。 (提案がなされているか。)	5点			
	利用者の満足度や要望の把握及びその実現策は適切か。	5点			
③事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	総合的に、収支計算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10点			
	経費節減のための方策は適切か。	5点			
	その他の管理経費の設定に無理はないか。	5点			
④事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること	法人等の経営状況に問題はないか。	10点			
	施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画・緊急時の対応)は十分なものか。また、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。	20点			
	施設管理を安定的に行う能力を期待することができるか。	10点			
合 計		100点			

【採点基準】 5点 優れている、 4点 やや優れている、 3点 ふつう、 2点 やや劣る、 1点 劣る
 【採点基準】 10点 優れている、 8点 やや優れている、 6点 ふつう、 4点 やや劣る、 2点 劣る
 【採点基準】 20点 優れている、 16点 やや優れている、 12点 ふつう、 8点 やや劣る、 4点 劣る




【採点方法】
 所管の課長、係長、担当者の3名がそれぞれ採点(100点満点)し、各項目ごとを平均集計し、100点満点に換算。

指定管理者候補者 選定理由書 (案)

施設名： _____

候補者名： _____

※申請団体が複数であった場合には、候補者として選定した団体について、選定基準に基づく評価において、どのような点で優れていたのかを記載してください。(この記載は、作成後に削除してください。)

		課室名		経営政策課			
起案日		24年12月5日		決裁日		24年 月 日	
課内		検討者					決裁者
担当者	起案者 責任者					課長補佐	経営政策課 課長
	 Tel _____						
		意見					
		合議者					
		意見					
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	

件名：平成24年度 第2回 指定管理者選定会議の結果について（報告）

第2回指定管理者選定会議において、下記2施設の指定管理者候補者を裏面のとおりに選定しましたので、その会議内容について別添のとおりに報告します。

なお、今回選定した指定管理者候補者につきましては、各施設の所管課において市長決裁後、3月定例会市議会に指定管理者としての指定議案を提出し、その議決を経て正式に指定管理者として指定することとなります。

【対象施設】

- ① 槇峰保育園（新規・公募 所管課：こども家庭課）
- ② 長井保育所（新規・公募 所管課：こども家庭課）

<裏面に続く>

記

■平成24年度 第2回 延岡市指定管理者選定会議

日 時： 11月30日（金）13時30分～

会 場： 本庁3階 講堂

出席者：副市長（委員長）、企画部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、
農林水産部長、商工観光部長、都市建設部長、北方町総合支所長、北浦
町総合支所長、北川町総合支所長、上下水道局長及び、教育部長

【第1号議案】榎峰保育園（公募）

<選定結果>

指定管理者候補者：社会福祉法人 川水流福祉会

指定期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）

【第2号議案】長井保育所（公募）

<選定結果>

指定管理者候補者：社会福祉法人 鏡山会

指定期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）

※添付資料

- ・指定管理者の公募状況と指定管理者選定会議における選定結果
- ・榎峰保育園指定管理者候補者選定基準及び採点表
- ・長井保育所指定管理者候補者選定基準及び採点表
- ・平成24年度 第2回 延岡市指定管理者選定会議 会議録
- ・平成24年度 第2回 延岡市指定管理者選定会議 議案集
- ・延岡市指定管理者選定会議に関する要綱

指定管理者の公募状況と指定管理者選定会議における選定結果

※平成24年11月30日 第2回 延岡市指定管理者選定会議分

施設名	槇峰保育園	長井保育所
所管課	こども家庭課	こども家庭課
募集方法	公募	公募
募集期間	H24.11.14～H24.11.27	H24.11.14～H24.11.27
説明会	開催なし	開催なし
申請件数	1件	1件
申請団体名	社会福祉法人 川水流福祉会	社会福祉法人 鏡山会
採点/満点	98.3点 / 100点	97.9点 / 100点
選定候補者	社会福祉法人 川水流福祉会	社会福祉法人 鏡山会
指定期間	H.25.4.1～H28.3.31(3年間)	H.25.4.1～H28.3.31(3年間)

日時：平成24年11月30日（金）

13時30分～15時00分

場所：本庁3階 講堂

委員長	事務局より、本日の審議内容等について説明をお願いします。
事務局	<p>本日は、新たに指定管理者制度を導入する2施設の、指定管理者の候補者選定についてご審議いただきます。</p> <p>第1号議案の「槇峰保育園」、第2号議案の「長井保育所」はともに公募を行い、所管するこども家庭課において1次審査を実施しております。</p> <p>以上2議案につきまして、選定基準ごとに選定会議として評価していただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>委員の皆さんには、申請団体が指定管理者として必要な要件を備えているのか、施設の設置目的の実現に向け効果的・効率的な運営を実施することができるのかという視点で審議をお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案、槇峰保育園の審議を行います。所管課より説明をお願いします。</p>
こども家庭課	(こども家庭課より概要説明)
委員長	説明内容について、質問はありませんか。
委員	(質問なし)
委員長	次に、選定基準ごとに1次審査の内容について審議してまいります。まず、選定基準①について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準①について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
委員	個人情報保護に「立体的に」取り組むとあるが、どのような意味であるのか。
こども家庭課	総合的、多面的に取り組むという意味であると確認している。その実施においても、これまでの保育所運営の実績から十分な取組みがなされるものと考えている。
委員	保育方針は示されているが、保育目標はどのようなものであったのか。

こども家庭課	「げんきでやさしくがんばる子ども」を柱として、①自然に親しみ、みんなで仲良く遊ぶ、②よく考え、学ぼうとする力を伸ばす、③豊かで思いやりのあるところを育てる、④活力のある丈夫な体をつくるという保育目標を掲げている。また、その実現のために、月別や発達過程別に詳細な指導計画が立てられている。
委員長	選定基準①については、市が求める基準に達しているということでしょうか？
委員全員	異議なし
委員長	選定基準②について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準②について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
委員	通常保育における食育計画の取り入れは必須事項となっているのか。また、具体的な計画内容はどのようなものか。
こども家庭課	必須となっている。具体的な内容を簡単に紹介すると、0歳児では発達段階に応じた食事、2歳児ではいろいろな食材を味わう、5歳児ではバランスの良い食事、季節の食物を味わうという内容となっている。
委員	通常保育に関する提案内容では、「計画をたてる」という記載となっているが、その段階で満点の評価とできるのか。
こども家庭課	年間計画だけでなく、月案、週案での保育実施を行う提案となっており、保育所運営の実績よりその円滑な実施が期待できる。また、障がいのある子どもの保育についても十分な提案がなされている。
委員	自主事業計画では多くの交流事業が計画されているようであるが、満点となっていないのはどのような理由からか。
こども家庭課	候補者が運営する特別養護老人ホームとの交流事業など、特徴ある計画がなされておりおおむね適切であるが、地域との交流事業の計画がより多いとさらに良かったと考えている。
委員	施設の補修については、すべて指定管理者において実施するのか。
こども家庭課	小破修繕については指定管理者で実施するが、大規模な修繕は市で実施する。

委員長	選定基準②については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	選定基準③について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準③について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
委員	榎峰保育所と長井保育所の指定管理料の提案額に大きな開きが無いのはなぜか。
こども家庭課	保育する児童数により保育士の必要配置人員数が定められていること、また、指定管理料の額を国の通知に従って入所児童数を基に算出した支弁額相当額とし、榎峰保育園については平成23年度を基に算出した1,500万円を下限としたことで、指定管理料の提案額が近いものとなったと考えられる。
委員	収支計画における支出の内容についてはどのように評価したのか。
こども家庭課	支出における事務費の割合が5.9%となっており、費用配分のバランスを考えるとやや少ないのではないと思われるが、おおむね適切な計画となっている。また、保育士のシフト構成によっては経費縮減の余地もあるのではないかと考えられる。
委員長	選定基準③については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	選定基準④について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準④について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
委員	多額の資産を有した法人であるが、どのように分析しているか。
こども家庭課	当該法人は保育所運営事業だけでなく、特別養護老人ホーム運営事業も行っており、その事業資産もあることから大きな資産を有している。そのため指定管理業務も安定して実施できる法人であると考えている。

委員長	選定基準④については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	選定基準⑤について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準⑤について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
委員	満点とするには、提案内容が少ないのではないか。
こども家庭課	事業計画書にはより詳細な提案がなされており、長年にわたる保育所運営の実績もあることから十分に入所児童の健康管理を行えると考えている。
委員長	選定基準⑤については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	それでは、これまでの審議から第1号議案については、社会福祉法人 川水流福祉会を榎峰保育園の指定管理者候補者として選定することによろしいですか。
委員全員	異議なし
委員長	では次に、第2号議案、長井保育所の審議を行います。所管課より説明をお願いします。
こども家庭課	(こども家庭課より概要説明)
委員長	説明内容について、質問はありませんか。
委員	(質問なし)
委員長	それでは、選定基準①について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準①について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。

委員全員	異議なし
委員長	選定基準④について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準④について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
委員	危機管理について、事象発生時の対応は具体的に提案されているが、そのあり方についての提案が無いのではないか。
こども家庭課	防災訓練の実施など、これまでの保育所運営においても危機管理については取り組んできているため、そのあり方については十分認識していると考えている。
委員長	選定基準④については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	選定基準⑤について事務局より、説明をお願いします。
委員全員	(選定基準⑤について1次審査の内容を説明)
こども家庭課	質問、意見はありませんか。
委員	(質問なし)
委員長	選定基準⑤については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	では、第2号議案については、社会福祉法人 鏡山会を長井保育所の指定管理者候補者として選定することによろしいですか。
委員全員	異議なし
委員長	それでは、以上で平成24年度第2回延岡市指定管理者選定会議を終了します。

委員	個人情報の保護については、具体的な対応策等が提案内容欄に記載されていないが、問題は無いのか。
こども家庭課	これまでも保育所運営において個人情報を管理してきたことから、十分な個人情報の保護が行われると考えている。
委員長	選定基準①については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	選定基準②について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準②について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
委員	自主事業計画内容が、満点の評価とするには少ないのではないか。
事務局	事業計画書には、より具体的に実施時期や内容について記載されており、十分な内容であると考えている。
委員長	選定基準②については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？
委員全員	異議なし
委員長	選定基準③について事務局より、説明をお願いします。
事務局	(選定基準③について1次審査の内容を説明)
委員長	質問、意見はありませんか。
	収支計画における人件費は、どのような人員配置計画をもとに算定されているのか。
委員	保育士、調理師で計6名の常勤職員とすることが計画されている。しかし、こども家庭課において算定した指定管理料の見込みより低い金額での提案となっており、経費の削減に努める姿勢がうかがえる。
委員長	選定基準③については、市が求める基準に達しているということによろしいですか？

平成24年度 第2回 延岡市指定管理者選定会議議案集

第1号議案 槇峰保育園

【健康福祉部 こども家庭課】

第2号議案 長井保育所

【健康福祉部 こども家庭課】

第1号議案

「榎峰保育園」

健康福祉部 こども家庭課

施設の概要

1. 施設の概要

(1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- ◇名称 延岡市立槇峰保育園
- ◇所在地 延岡市北方町槇峰未 504 番地 2
- ◇開設日 昭和 33 年 4 月 1 日
- ◇建物概要 構造等 鉄筋コンクリート造 平屋建
床面積 234.55 m²
施設概要 保育室、乳児室兼ほふく室、調理室、事務室、調乳室
トイレ、倉庫他

(2) 施設設置の目的

児童福祉法第 35 条第 3 項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育する。

(3) 業務の概要

- ① 保育を行う業務
- ② 延長保育及び一時保育を行う業務
- ③ 延長保育及び一時保育の利用に係る許可に関する業務
- ④ 延長保育及び一時保育の利用料金の徴収に関する業務
- ⑤ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑥ ①～⑤のほか、槇峰保育園の管理及び運営に関し、市長が必要と認める業務

(4) 休日および保育時間

◇休日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ③ 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

◇保育時間

午前 7 時から午後 6 時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

(5) 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2. 公募の状況

(1) 公募の期間

平成 24 年 11 月 14 日（水）から平成 24 年 11 月 27 日（火）まで

(2) 申請団体

社会福祉法人 川水流福祉会

指定管理者候補者 選定理由書 (案)

施設名：槇峰保育園

【選定理由】

◇認可保育所の設置目的や機能に合致した適正かつ明確な基本理念、基本方針を持っており、また、適正な管理運営に必要な経営基盤を持っている。

◇北方町において43年の長きにわたり川水流保育園を経営するなど、認可保育所の管理・運営の実績があり、保育業務に関する専門的知識や経験を有する職員の配置により、サービス向上が図られ、当該施設の効果を高められるとともに、適正な管理・運営の確保が期待できる。

◇管理体制が明確であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守するとともに、非常勤職員を配置するなど人員配置が合理的なものとなっている。また、積極的に地域や高齢者、他の保育所等との関わりを持つための取り組みが示されている。

◇保護者や地域との連携を図りながら、子ども一人ひとりを大切にした保育に努めていく姿勢がうかがえる。また、地域密着型の保育所として、充実した研修制度や利用者のニーズを把握し、満足度の向上に取り組む事業展開を企画している。

◇現在の槇峰保育園に勤務する臨時職員の雇用に関しても積極的な提案があり、子どもや保護者に安心感を与えられるとともに、円滑に引き継ぎが実施されることが期待できる。

以上の理由から、社会福祉法人川水流福祉会を候補者として選定いたします。

第2号議案

「長井保育所」

健康福祉部 こども家庭課

施設の概要

1. 施設の概要

(1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- ◇名称 延岡市立長井保育所
- ◇所在地 延岡市北川町長井 5453 番地
- ◇開設日 昭和 52 年 4 月 1 日
- ◇建物概要 構造等 鉄筋コンクリート造 平屋建
床面積 363.66 m²
施設概要 保育室、ほふく室、調理室、事務室、調乳室
子育て支援室、トイレ、倉庫他

(2) 施設設置の目的

児童福祉法第 35 条第 3 項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育する。

(3) 業務の概要

- ① 保育を行う業務
- ② 延長保育及び一時保育を行う業務
- ③ 延長保育及び一時保育の利用に係る許可に関する業務
- ④ 延長保育及び一時保育の利用料金の徴収に関する業務
- ⑤ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑥ ①～⑤のほか、長井保育所の管理及び運営に関し、市長が必要と認める業務

(4) 休日および保育時間

◇休日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ③ 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

◇保育時間

午前 7 時から午後 6 時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

(5) 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2. 公募の状況

(1) 公募の期間

平成 24 年 11 月 14 日（水）から平成 24 年 11 月 27 日（火）まで

(2) 申請団体

社会福祉法人 鏡山会

指定管理者候補者 選定理由書 (案)

施設名：長井保育所

【選定理由】

◇認可保育所の設置目的や機能に合致した適正かつ明確な基本理念、基本方針を持っており、また、適正な管理運営に必要な経営基盤を持っている。

◇北川町において34年の長きにわたり、くまた保育園を経営するなど、認可保育所の管理・運営の実績があり、保育業務に関する専門的知識や経験を有する職員の配置により、サービス向上が図られ、当該施設の効果を高められるとともに、適正な管理・運営の確保が期待できる。

◇保育への考え方、取り組みがしっかりしており、通常保育に加え、感性豊かな子どもを育てていくため、「漢字あそび」や「スポーツ教室」、「茶道教室」をはじめとした独自性のある保育内容が示されている。

◇組織として保護者の子育てを支援する姿勢が明確であり、日常的な情報交換や個別面接、育児相談など、保護者との相互理解を深めるための取り組みが具体的に計画されている。

◇現在の長井保育所に勤務する臨時職員の雇用に関しても積極的な提案があり、子どもや保護者に安心感を与えられるとともに、円滑に引き継ぎが実施されることが期待できる。

以上の理由から、社会福祉法人鏡山会を候補者として選定いたします。

(指定管理者指定申請書)

指定管理者指定申請書

平成24年11月20日

延岡市長 首藤 正治 様

(申請者)

法人の住所

延岡市北川町川内名7228番地

法人の名称

社会福祉法人鏡山会

代表者氏名

北林 和代



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

公の施設の名称	延岡市立 長井保育所
公の施設の所在地	延岡市北川町長井5453番地

【添付書類】

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請法人の概要
- (4) 役員名簿
- (5) 定款
- (6) 履歴事項証明書
- (7) 財務関係資料
- (8) 誓約書

(事業計画書)

事業計画書

申請法人名 社会福祉法人鏡山会

公の施設名 長井保育所

1. 保育所運営理念

(1) 指定申請の動機と今後の運営理念について

長井保育所は北川町内の保育所であり、同地域内の就学前児童の健全育成に貢献したいということが主たる動機です。運営理念については、公立保育所じだいからの方針を継承するとともに、くまた保育園の園是や保育目標に基づく保育内容を、当園35年の実績にもとに実践する方針です。

(2) 効率的・安定的な施設運営の取組みについて

指定管理による運営なので、予算に基づき、適切な運営を心掛ける考えでおります。指定管理料の範囲内で利用者のサービス向上に努め、最大の効果を上げられるよう適切な運営を心がけてまいります。また、職員の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守するとともに、経験豊かな職員を採用していきたいと考えています。

2. 保育所運営方針

(1) 保育目標、保育方針、指導計画について

くまた保育園の園是は、要約すると「健康安心・知情意の養育・心のふれあい」の3つの柱によって成り立っています。その柱に基づき、保育目標として、①自立心のある個性豊かな子 ②健康で明るい子 ③素直で思いやりのある子 ④礼儀正しい子 ⑤郷土を愛する子 の5つがあります。以上の目標に基づき、年間、月間、週間の指導計画を立てて実践しており、近年は「漢字あそび」を導入し、園是の「知情意の養育」、「心のふれあい」の理念の実践をしておりますが、長井保育所においても、同様の実践を行いたいと思います。

(2) 保育内容及び方法について

(通常保育や特別保育、行事等における具体的な保育の内容及び方法)

通常保育においては、3歳以上児の異年齢混合保育を行い、当園独自の「漢字あそび」では年齢別保育を行う予定です。また、運動会、お遊戯会等では年齢別発表を行います。

「漢字あそび」では毎朝20分～30分の時間を取って、テキストの読み聞かせや漢字当てクイズ等を行い、百人一首等も実施する予定です。

季節ごとの行事に合わせ作品を作ったり、集会等を行ったり、行事の由来当を知らせたり、体験をさせます。スポーツ教室、剣道教室、茶道教室、音楽教室、読み聞かせ等を毎月一回実施します。また、補助金を頂きながら、延長保育事業を実施し、自主事業として一時預かり事業を実施します。

(3) 給食について (アレルギーへの対応、発育・健康への配慮、食中毒予防を含む。)

アレルギーに対しては、保護者からの申し出に対して面接によって対応し、詳しい情報に基づき給食や生活習慣の管理を行います。

発育の状態については、随時管理し、保護者の協力を得ながら、障害児サポートセンター等にご指導を頂きつつ、発育状態の管理につとめます。また、健康への配慮や食中毒予防のため、衛生管理を徹底いたします。

(4) 保育環境整備について (衛生面・安全面に対応する取組み)

衛生面については、酸性水等を用いて殺菌、除菌につとめ、給食室や保育室にはコックレス等のゴキブリ等害虫駆除を実施致します。また、必要に応じて空気清浄器等も使用いたします。

安全面については、保育室をはじめ園庭の危険個所は徹底したチェックを行い、危険と判断されたことには、早急な措置を取ります。

- (5) 入所児童の健康管理について
(日常の健康及び発達観察、健康診断、医療・療育機関との連携)

子どもの様子の変化については、顔色や機嫌から判断し体温計による発熱の確認、保護者への連絡を実施。発達障害がある場合は保護者との連絡をとりながら、障害児サポートセンター等への相談を行う。医療機関については、内科医としてもうりクリニック、歯科医としてせせらぎ歯科と嘱託医契約を結び、年二回の健康診断を実施する。

- (6) 緊急時対策について
① 防犯及び防災対策について

防犯については、テルウェルの非常通報装置を設置し、緊急時には即時対応するようにします。さらに、火災等においては、119火災通報装置を使用して緊急時に対応致します。また、毎月一回、防災の日を設け、防災避難訓練等緊急時対応訓練を実施します。

- ② その他緊急時の対応について

その他緊急時には、園長をはじめ、職員間の緊急連絡網を作り、連絡体制を密に取ります。

- (7) 個人情報の保護について

個人名や写真等の扱いは慎重に行い、公表する場合は保護者から許可を得た上で実施致します。

- (8) 家庭や地域との連携について

- ① 地域、学校等との連携に対する考え方について

地域や学校とは折あるごとに連絡を取りながら、園への協力をお願いしつつ、密接な連絡体制を形成致します。

- ② 保護者とのコミュニケーションについて

保護者とは常に悩みや相談を受け付けるようにし、連絡帳などを通して、子どもの様子等、情報交換を行いながら、相互理解に努めます。

(9) 利用者等の苦情や要望等の把握及び対応について

苦情については、親切丁寧に受け止め、即時判断を心掛け、保護者の不満や混乱が生じないように配慮する。

(10) サービスの向上に向けた組織としての取組みについて

(保育の質の向上への取組み、利用者への情報提供方法)

職員の資質向上をめざし園内研修をはじめ、研修事業への参加を促進します。さらに、保護者への情報提供を積極的に行い、日々の保育の様子の写真掲示や園便り(給食便り含む)等を発刊します。

3. 組織体制

(1) 職員配置

職種	氏名	生年月日	経験年数	資格
保育士	■■■■	■■■■■■■■■■	35年	保育士
保育士	■■■■	■■■■■■■■■■	32年	保育士
保育士	■■■■	■■■■■■■■■■	25年	保育士
調理師	■■■■	■■■■■■■■■■	22年	調理師
保育士	■■■■	■■■■■■■■■■	5年	保育士
調理師	■■■■	■■■■■■■■■■	4年	調理師

(2) 採用計画

現職員を原則とし、不足する場合は、新卒者または臨時職員の雇用を計画し、広く募集する。

(3) 研修計画

宮崎県保育連盟連合会、延岡市保育会が計画する研修会に積極的に参加し、その他、諸団体が企画する研修会に参加する。

(4) 勤務体制

くまた保育園の勤務体制に準拠して勤務計画を立てる。月間のローテーション計画表で確認するようにする。

4. 収支計画

(1) 管理経費の削減について（管理経費の削減を図るための具体的な方策）

経費上最も比率が高いのが人件費なので、人件費を削減することが主要課題となると思います。適正な人員配置やパート職員の効率的活用などにより人件費の削減に努めます。また、光熱水費の削減に努めるとともに、施設の清掃や草刈などにおいて地域や保護者にボランティアとして協力いただくなど維持管理経費の削減にも努めます。

(2) 資金計画について（基本財産・運用財産の安定確保に関する事項）

資金計画については、指定管理団体として適切な資金計画を立てます。

5. 保育の引継ぎ

(1) 引継ぎに対する考え方とスケジュールについて

これまでの保育方針を十分に聞き取りながら。継承すべきところを明らかにし、保護者に混乱が生じないように配慮する。最低1・2か月は検討期間を設け、特に保護者の情報については、綿密に情報交換を行う。

6. 自主事業計画

(保育所の運営について、独自の取組みとして提案するもの)

事業名	目的・内容・経費等	実施時期・回数
漢字あそび	物語を読み聞かせせながら漢字やかなに親しみ、知恵を育みのばす。	4月～3月(年間) 毎朝20分～30分 2歳から5歳
スポーツ教室	鉄棒マット縄跳びなど明確な目標を定め、楽しみながら自然に体力や運動能力を身に着ける。	4月～2月 毎月2回 3歳から5歳
茶道教室	作法や礼儀を学びながら精神面や情緒の発育を促す。	4月～2月 毎月一回 5歳児
剣道教室	礼儀作法や気合い、運動能力を伸ばし、精神力や集中力を身に着ける。	4月～3月 毎月一回 4歳児
音楽教室	正しい音程や発生法でリズム感を養い、和太鼓やマーチングに関心を促す。	4月～3月 毎月一回 3歳から5歳
一時預かり事業	未就園児を一時的に預かることにより、エンジの発育状態を見守り保護者の育児をサポートする。	年間
延長保育	保護者の育児サポート。 6時15分以後100円。その後15分ごとに100円を徴収。	年間

(収支予算書)

申請法人名 社会福祉法人鏡山会
公の施設名 長井保育所

収支予算書

※25年度から27年度までの3年間の収支計画を記入してください。

	区分	25年度	26年度	27年度	備考	
収入	指定管理料	¥18,182,500	¥18,182,500	¥18,182,500		
	利用料金	¥288,000	¥288,000	¥288,000		
	その他	¥1,440,000	¥1,440,000	¥1,440,000	補助事業	
	合計	¥19,910,500	¥19,910,500	¥19,910,500		
支出	人件費	職員棒給	¥8,753,000	¥8,753,000	¥8,753,000	正職員3人分
		職員諸手当	¥2,500,000	¥2,500,000	¥2,500,000	特殊業務手当、 通勤手当、賞与等
		非常勤職員給与	¥4,387,500	¥4,387,500	¥4,387,500	非正規職員4人分
		退職共済掛金	¥180,000	¥180,000	¥180,000	
		法定福利費	¥700,000	¥700,000	¥700,000	社会保険料
		小計	¥16,520,500	¥16,520,500	¥16,520,500	
	事務費	福利厚生費	¥100,000	¥100,000	¥100,000	菌検料
		旅費交通費	¥100,000	¥100,000	¥100,000	
		研修費	¥100,000	¥100,000	¥100,000	
		器具什器費	¥100,000	¥100,000	¥100,000	必要備品
		印刷製本費	¥100,000	¥100,000	¥100,000	コピー関連費
		水道光熱費	¥50,000	¥50,000	¥50,000	
		燃料費	¥100,000	¥100,000	¥100,000	ガソリン代ほか
		修繕費	¥100,000	¥100,000	¥100,000	
		通信運搬費	¥120,000	¥120,000	¥120,000	電話代ほか
		会議費	¥50,000	¥50,000	¥50,000	
		業務委託費	¥300,000	¥300,000	¥300,000	スポーツ教室、 音楽教室、茶道教室他
		手数料	¥100,000	¥100,000	¥100,000	
		損害保険料	¥120,000	¥120,000	¥120,000	
		賃借料	¥100,000	¥100,000	¥100,000	リース料 保守点検費等
	雑費	¥50,000	¥50,000	¥50,000	新聞書籍等	
	小計	¥1,590,000	¥1,590,000	¥1,590,000		
	事業費	給食費	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	20人分
		保健衛生費	¥30,000	¥30,000	¥30,000	ペーパータオル他
		保育材料費	¥200,000	¥200,000	¥200,000	絵本、画用紙ほか
		水道光熱費	¥360,000	¥360,000	¥360,000	30000円/月
		燃料費	¥50,000	¥50,000	¥50,000	ガス代等
消耗品費		¥60,000	¥60,000	¥60,000	洗剤、たわし等	
器具什器費		¥50,000	¥50,000	¥50,000	ラジカセ等	
雑費		¥50,000	¥50,000	¥50,000		
小計	¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000			
合計	¥19,910,500	¥19,910,500	¥19,910,500			

(申請法人の概要)

公の施設名 長井保育所

申請法人の概要

(年 月 日現在)

ふりがな	シヤカイフクシホウジソクキョウザンカイ			
申請法人名	社会福祉法人鏡山会			
代表者名	北林和代			
所在地	宮崎県延岡市北川町川内名7228番地			
設立年月日	昭和52年10月15日			
従業員数	20名			
沿革	昭和53年4月1日 開園(理事長 北林好和) [REDACTED] 平成5年5月 楽器遊び、川遊びを始める。 平成5年5月 二代目理事長に北林利美氏就任 12年3月 放課後児童クラブ「子ども夢館」落成 18年4月 3代目理事長 北林和代 [REDACTED] 19年4月 市意識漢字あそび導入			
業務内容	乳幼児保育 0・1・2歳児 養護、人とのかかわり、あそび 教育 3・4・5歳児 身体づくり、人間関係、環境、言語、 表現(造形・音楽)、教育 定員 70名 延長保育事業 放課後児童健全育成事業、子育て支援事業、 乳幼児健全育成支援一時預かり事業			
施設管理 業務実績	年度	業務名(施設名称等)	業務内容(概要・発注者等)	受注額
	昭和53年	くまた保育園		
	平成10年	くまた児童クラブ		
連絡担当者	【氏名】 [REDACTED]		【所属】 [REDACTED]	
	【TEL】 0982-46-2536		【FAX】 0982-46-2538	
	【Email】 kumata@aiores.ocn.ne.jp			

(役員名簿)

申請法人名 社会福祉法人鏡山会
公の施設名 長井保育所

役員名簿

(平成 年 月 日現在)

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
理事長	(キタハヤシカスヨ) 北林 和代		男・女
理事	(サワリヒト) 澤 紀仁		男・女
理事	(アカミツクニ) 赤木光国		男・女
理事	(キタハヤシキオ) 北林幹雄		男・女
理事	(ヒラタイツオ) 平田逸雄		男・女
理事	(カリノイチロウ) 河野一郎		男・女
監事	(ホンダトシミツ) 本田敏満		男・女
監事	(コタマシゲヨシ) 児玉繁良		男・女
	()		男・女
	()		男・女
	()		男・女
	()		男・女

※理事及び監事を全て記入してください。

平成 23 年度

決 算 報 告 書

自 : 平成 23 年 4 月 1 日

至 : 平成 24 年 3 月 31 日

社会福祉法人 鏡 山 会

資金収支計算書

(自) 平成 23年 4月 1日 (至) 平成 24年 3月31日

社会福祉法人 鏡山会

P-1

勘定科目		予算	決算	差異	備考	
経常活動による収支	収入	運営費収入	66,629,480	66,552,510	76,970	
		私的契約利用料収入	1,155,000	1,152,550	2,450	
		経常経費補助金収入	3,389,000	3,381,700	7,300	
		雑収入	1,046,400	1,041,886	4,514	
		受取利息配当金収入	31,800	26,839	4,961	
		経常収入計 (1)	72,251,680	72,155,485	96,195	
	支出	人件費支出	51,844,307	51,687,761	156,546	
		事務費支出	5,400,000	5,288,827	111,173	
		事業費支出	6,433,883	6,368,921	64,962	
		借入金利息支出	49,920	49,920	0	
	経常支出計 (2)	63,728,110	63,395,429	332,681		
	経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	8,523,570	8,760,056	-236,486		
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出					
		施設整備等支出計 (5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	0	0		
財務活動による収支	収入					
		財務収入計 (7)	0	0	0	
	支出	借入金元金償還金支出	500,000	499,200	800	
		積立預金積立支出	5,000,000	5,000,000	0	
		財務支出計 (8)	5,500,000	5,499,200	800	
	財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	-5,500,000	-5,499,200	-800		
	予備費 (10)	0				
	当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	3,023,570	3,260,856	-237,286		
	前期末支払資金残高 (12)	15,752,310	15,752,310	0		
	当期末支払資金残高 (11)+(12)	18,775,880	19,013,166	-237,286		

資金収支決算内訳表

(自)平成23年4月1日 (至)平成24年3月31日

社会福祉法人 鏡山会

P-1

勘定科目		合計	本部	くまた保育園	子ども夢館	
収入	運営費収入	66,552,510	0	66,552,510	0	
	運営費収入	66,552,510	0	66,552,510	0	
	私的契約利用料収入	1,152,550	0	67,750	1,084,800	
	私的契約利用料収入	1,152,550	0	67,750	1,084,800	
	経常経費補助金収入	3,381,700	0	1,482,700	1,899,000	
	市区町村補助金収入(経常経費)	3,381,700	0	1,482,700	1,899,000	
	雑収入	1,041,886	0	1,041,886	0	
	雑収入	1,041,886	0	1,041,886	0	
	受取利息配当金収入	26,839	100	26,406	333	
	受取利息配当金収入	26,839	100	26,406	333	
	経常収入計(1)	72,155,485	100	69,171,252	2,984,133	
経常活動による収支	支出	人件費支出	51,687,761	40,000	48,775,529	2,872,232
		役員報酬	40,000	40,000	0	0
		職員俸給	31,190,232	0	29,186,578	2,003,654
		職員諸手当	9,230,074	0	8,750,312	479,762
		非常勤職員給与	4,554,450	0	4,554,450	0
		退職共済掛金	575,601	0	537,240	38,361
		法定福利費	6,097,404	0	5,746,949	350,455
		事務費支出	5,288,827	88,420	5,102,537	97,870
		福利厚生費	211,650	0	211,650	0
		旅費交通費	338,280	0	338,280	0
		研修費	124,915	0	74,915	50,000
		消耗品費	211,692	0	211,692	0
		器具什器費	32,875	0	32,875	0
		水道光熱費	73,458	0	73,458	0
		燃料費	122,070	0	122,070	0
	修繕費	274,406	0	274,406	0	
	通信運搬費	460,504	0	460,504	0	
	会議費	36,000	36,000	0	0	
	業務委託費	931,653	0	931,653	0	
	損害保険料	171,460	0	123,590	47,870	
	賃借料	843,696	0	843,696	0	
	土地・建物賃借料	150,000	0	150,000	0	
	雑費	1,306,168	52,420	1,253,748	0	
	事業費支出	6,368,921	0	6,368,921	0	
	給食費	4,483,599	0	4,483,599	0	
	保健衛生費	210,748	0	210,748	0	
	保育材料費	401,405	0	401,405	0	
	水道光熱費	652,389	0	652,389	0	
	燃料費	228,511	0	228,511	0	
	消耗品費	157,336	0	157,336	0	
	器具什器費	121,820	0	121,820	0	
	賃借料	55,820	0	55,820	0	
	雑費	57,293	0	57,293	0	
借入金利息支出	49,920	0	49,920	0		
借入金利息支出	49,920	0	49,920	0		
	経常支出計(2)	63,395,429	128,420	60,296,907	2,970,102	
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	8,760,056	-128,320	8,874,345	14,031	
収入						
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	
支出						

資金収支決算内訳表

(自)平成23年4月1日 (至)平成24年3月31日

社会福祉法人 鏡山会

P-2

勘定科目		合計	本部	くまた保育園	子ども夢館	
施設整備等による収支	支出					
	施設整備等支出計 (5)	0	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	0	0	0	
財務活動による収支	収入					
	財務収入計 (7)	0	0	0	0	
	支出	借入金元金償還金支出	499,200	0	499,200	0
		長期運営資金借入金償還金支出	499,200	0	499,200	0
		積立預金積立支出	5,000,000	0	5,000,000	0
		人件費積立預金積立支出	5,000,000	0	5,000,000	0
	財務支出計 (8)	5,499,200	0	5,499,200	0	
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	-5,499,200	0	-5,499,200	0		
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)	3,260,856	-128,320	3,375,145	14,031		
前期末支払資金残高 (11)		15,752,310	565,770	14,971,523	215,017	
当期末支払資金残高 (10)+(11)		19,013,166	437,450	18,346,668	229,048	

事業活動収支計算書

(自)平成23年4月1日 (至)平成24年3月31日

社会福祉法人 鏡山会

P-1

勘定科目		本年度決算	前年度決算	増減	
事業活動収支の部	収入				
	運営費収入	66,552,510	60,497,480	6,055,030	
	私的契約利用料収入	1,152,550	1,160,700	-8,150	
	経常経費補助金収入	3,381,700	3,543,060	-161,360	
	雑収入	1,041,886	1,141,836	-99,950	
	引当金戻入	0	78,780	-78,780	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	1,378,616	1,378,616	0	
	事業活動収入計 (1)	73,507,262	67,800,472	5,706,790	
支出	人件費支出	51,687,761	56,149,378	-4,461,617	
	事務費支出	4,716,763	5,475,926	-759,163	
	事業費支出	6,368,921	7,876,624	-1,507,703	
	減価償却費	3,411,602	3,532,574	-120,972	
	引当金繰入	572,064	572,064	0	
		事業活動支出計 (2)	66,757,111	73,606,566	-6,849,455
	事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	6,750,151	-5,806,094	12,556,245	
事業活動外収支の部	収入				
	受取利息配当金収入	26,839	37,386	-10,547	
		事業活動外収入計 (4)	26,839	37,386	-10,547
	支出				
	借入金利息支出	49,920	49,920	0	
	事業活動外支出計 (5)	49,920	49,920	0	
	事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	-23,081	-12,534	-10,547	
	経常収支差額 (7)=(3)+(6)	6,727,070	-5,818,628	12,545,698	
特別収支の部	収入				
	特別収入計 (8)	0	0	0	
	支出				
特別支出計 (9)	0	0	0		
	特別収支差額 (10)=(8)-(9)	0	0	0	
	当期活動収支差額 (11)=(7)+(10)	6,727,070	-5,818,628	12,545,698	
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額 (12)	28,021,352	33,839,980	-5,818,628	
	当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)	34,748,422	28,021,352	6,727,070	
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	
	基本金組入額 (15)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額 (16)	0	0	0	
	その他の積立金積立額 (17)	5,000,000	0	5,000,000	
	次期繰越活動収支差額 (18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	29,748,422	28,021,352	1,727,070	

事業活動収支内訳表

(自)平成23年4月1日 (至)平成24年3月31日

社会福祉法人 鏡山会

P-1

勘定科目		合計	本部	くまた保育園	子ども夢館
収 入	運営費収入	66,552,510	0	66,552,510	0
	運営費収入	66,552,510	0	66,552,510	0
	私的契約利用料収入	1,152,550	0	67,750	1,084,800
	私的契約利用料収入	1,152,550	0	67,750	1,084,800
	經常経費補助金収入	3,381,700	0	1,482,700	1,899,000
	市区町村補助金収入(經常経費)	3,381,700	0	1,482,700	1,899,000
	雑収入	1,041,886	0	1,041,886	0
	雑収入	1,041,886	0	1,041,886	0
	国庫補助金等特別積立金取崩額	1,378,616	0	1,148,616	230,000
	国庫補助金等特別積立金取崩額	1,378,616	0	1,148,616	230,000
	事業活動収入計(1)	73,507,262	0	70,293,462	3,213,800
事業活動収支の部 支 出	人件費支出	51,687,761	40,000	48,775,529	2,872,232
	役員報酬	40,000	40,000	0	0
	職員俸給	31,190,232	0	29,186,578	2,003,654
	職員諸手当	9,230,074	0	8,750,312	479,762
	非常勤職員給与	4,554,450	0	4,554,450	0
	退職共済掛金	575,601	0	537,240	38,361
	法定福利費	6,097,404	0	5,746,949	350,455
	事務費支出	4,716,763	88,420	4,530,473	97,870
	福利厚生費	211,650	0	211,650	0
	旅費交通費	338,280	0	338,280	0
	研修費	124,915	0	74,915	50,000
	消耗品費	211,692	0	211,692	0
	器具什器費	32,875	0	32,875	0
	水道光熱費	73,458	0	73,458	0
	燃料費	122,070	0	122,070	0
	修繕費	274,406	0	274,406	0
	通信運搬費	460,504	0	460,504	0
	会議費	36,000	36,000	0	0
	業務委託費	931,653	0	931,653	0
	損害保険料	171,460	0	123,590	47,870
	賃借料	843,696	0	843,696	0
	土地・建物賃借料	150,000	0	150,000	0
	雑費	734,104	52,420	681,684	0
	事業費支出	6,368,921	0	6,368,921	0
	給食費	4,483,599	0	4,483,599	0
	保健衛生費	210,748	0	210,748	0
	保育材料費	401,405	0	401,405	0
	水道光熱費	652,389	0	652,389	0
	燃料費	228,511	0	228,511	0
	消耗品費	157,336	0	157,336	0
	器具什器費	121,820	0	121,820	0
	賃借料	55,820	0	55,820	0
	雑費	57,293	0	57,293	0
減価償却費	3,411,602	0	2,687,373	724,229	
減価償却費	3,411,602	0	2,687,373	724,229	
引当金繰入	572,064	0	572,064	0	
退職給与引当金繰入	572,064	0	572,064	0	
	事業活動支出計(2)	66,757,111	128,420	62,934,360	3,694,331
	事業活動収支差額(3)=(1)-(2)	6,750,151	-128,420	7,359,102	-480,531
収 入	受取利息配当金収入	26,839	100	26,406	333
	受取利息配当金収入	26,839	100	26,406	333
	事業活動外収入計(4)	26,839	100	26,406	333
	借入金利息支出	49,920	0	49,920	0

事業活動収支内訳表

(自) 平成23年4月1日 (至) 平成24年3月31日

社会福祉法人 鏡山会

P-2

勘定科目		合計	本部	くまた保育園	子ども夢館
事業活動外収支の部	借入金利息支出	49,920	0	49,920	0
	事業活動外支出計 (5)	49,920	0	49,920	0
	事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	-23,081	100	-23,514	333
	経常収支差額 (7)=(3)+(6)	6,727,070	-128,320	7,335,588	-480,198
特別収支の部	収入				
	特別収入計 (8)	0	0	0	0
	支出				
	特別支出計 (9)	0	0	0	0
	特別収支差額 (10)=(8)-(9)	0	0	0	0
	当期活動収支差額 (11)=(7)+(10)	6,727,070	-128,320	7,335,588	-480,198
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額 (12)	28,021,352	565,770	24,675,205	2,780,377
	当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)	34,748,422	437,450	32,010,793	2,300,179
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	0
	基本金組入額 (15)	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (16)	0	0	0	0
	その他の積立金積立額 (17)	5,000,000	0	5,000,000	0
	人件費積立金積立額	5,000,000	0	5,000,000	0
	次期繰越活動収支差額 (18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	29,748,422	437,450	27,010,793	2,300,179

貸借対照表

社会福祉法人 鏡山会

平成 24年 3月 31日現在

P-1

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	31,745,486	22,367,934	9,377,552	流動負債	12,732,320	6,615,624	6,116,696
現金預金	26,215,984	17,723,274	8,492,710	未払金	12,637,976	6,515,100	6,122,876
未収金	5,068,802	4,644,660	424,142	預り金	94,344	100,524	-6,180
立替金	380,000	0	380,000				
前払金	80,700	0	80,700				
固定資産	63,331,070	61,170,608	2,160,462	固定負債	11,211,236	11,138,372	72,864
基本財産	26,700,536	28,505,397	-1,804,861	長期運営資金借入金	2,995,200	3,494,400	-499,200
建物	17,519,431	19,324,292	-1,804,861	退職給与引当金	8,216,036	7,643,972	572,064
土地	9,181,105	9,181,105	0	負債の部合計	23,943,556	17,753,996	6,189,560
その他の固定資産	36,630,534	32,665,211	3,965,323				
建物	432,133	473,325	-41,192				
建物附属設備	10,426,667	11,188,267	-761,600	純資産の部			
構築物	2,032,732	2,610,167	-577,435	基本金	16,474,105	16,474,105	0
車輛運搬具	1	1	0	基本金	16,474,105	16,474,105	0
器具及び備品	507,844	730,579	-222,735	国庫補助金等特別積立金	9,910,473	11,289,089	-1,378,616
ソフトウェア	15,121	18,900	-3,779	その他の積立金	15,000,000	10,000,000	5,000,000
共済財団退職金預け金	8,216,036	7,643,972	572,064	人件費積立金	5,000,000	0	5,000,000
人件費積立預金	5,000,000	0	5,000,000	保育所施設・設備整備積立金	10,000,000	10,000,000	0
保育所施設・設備整備積立預金	10,000,000	10,000,000	0	次期繰越活動収支差額	29,748,422	28,021,352	1,727,070
				次期繰越活動収支差額	29,748,422	28,021,352	1,727,070
				(うち当期活動収支差額)	6,727,070	-5,818,628	12,545,698
資産の部合計	95,076,556	83,538,542	11,538,014	純資産の部合計	71,133,000	65,784,546	5,348,454
				負債及び純資産の部合計	95,076,556	83,538,542	11,538,014

(指定管理者指定申請書)

指定管理者指定申請書

平成24年11月20日

延岡市長 首藤 正治 様

(申請者)

法人の住所 延岡市北方町川水流卯 1810-86

法人の名称 社会福祉法人 川水流福祉会

代表者氏名 理事長 木村 重穂



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

公の施設の名称	延岡市立榎峰保育園
公の施設の所在地	延岡市北方町榎峰未 504 番地 2

【添付書類】

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請法人の概要
- (4) 役員名簿
- (5) 定款
- (6) 履歴事項証明書
- (7) 財務関係資料
- (8) 誓約書

(事業計画書)

事業計画書

申請法人名 社会福祉法人 川水流福祉会
公の施設名 榎峰保育園

1. 保育所運営理念

(1) 指定申請の動機と今後の運営理念について

《動機》

公立保育所として榎峰保育所は長い間、地域子育て支援の核になってきたが、過疎地域、又高齢者地域のため園児の減少は避けられない現状にある中、地域の人々や豊かな自然に見守られ情緒豊かに過ごしている子供達が、少人数での活動のため、活動範囲が制限され、小学校への就学にも不安が残るのではないかと懸念される。そこで他の保育園との交流を密に図りながら多人数の中で活動することにより活発な保育活動が展開され、今までと違う環境の中、様々な今までとは違った体験が出来ると考える。

又、同北方町内にある当保育園が一番近い所に位置するため地域の現状に溶け込みやすく交流しやすいと同時に子供を育てる上で不安材料となる病気、けがにでもすぐ近くに医院があり、大きな利点になっている。そんな思いから指定申請を希望致しました。

《今後の運営理念》

児童福祉法に基づき、保育にかける乳幼児の保育を行うと共に身近な社会資源として地域と連携し、子育て支援としての役割を果たし、福祉の増進を図ることを目的とする。養護と教育が一体となり、乳幼児の利益を最優先し、整えられた保育環境の中で、人間形成の基礎を養い健やかな育成を図る。そのために職員は豊かな愛情と専門性を持って接し資質の向上と自己研鑽に努めることとする。

(2) 効率的・安定的な施設運営の取組みについて

利用者の利便性を損なわない範囲で、経費の削減をしながら収支に添った効率的な運営に務めます。

職員体制については経験豊富な保育士と今まで務めていた職員を雇用し安定的な運営を図っていきます。

2. 保育所運営方針

(1) 保育目標、保育方針、指導計画について

保育方針

- ・一人ひとりの子どもの発達や特性を理解し、心身の状態を把握しながら、その発達に沿った援助を行う。
- ・地域、家庭、学校等との連携を図り、子育て支援の核となる様地域に開かれた保育園づくりに務める。
- ・子どもの健康と安全を基本に、情緒の安定した園生活ができる様、家庭と緊密な連携を図りながら保育にあたる。
- ・保育に関する要望や意見を傾聴し、乳幼児の育児相談を実施することで説明や助言を行うとともに問題解決に努め、安心して子育てや就労できる環境を提供する。

保育目標〈げんきでやさしくがんばる子ども〉

- ・自然に親しみ、みんなで仲良く遊ぶ。
- ・よく考え、学ぼうとする力を伸ばす。
- ・豊かで思いやりのあるところを育てる。
- ・活力のある丈夫な体をつくる。

指導計画…別紙にて

保育課程

保育理念	児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児の保育を行うと共に、身近な社会資源として地域と連携し、子育て支援としての役割を果たし、福祉の増進を図ることを目的とする。 養護と教育が一体となり、乳幼児の利益を最優先し、整えられた保育環境の中で人間形成の基礎を養い、健やかな育成を図る。そのため職員は、豊かな愛情と専門性をもって接し、資質に向上に努めることとする。												
保育目標	・自然に親しみ、みんなで仲良く遊ぶ ・よく考え、学ぼうとする力を伸ばす ・豊かで思いやりのあるところを育てる ・活力のある丈夫な体をつくる												
保育方針	・一人ひとりの子どもの発達や性格を理解し、心身の状態を把握しながらその発達に沿った援助を行う ・地域、家庭、学校等との連携を図り、子育て支援の核となる様地域に開かれた保育園づくりに務める ・子どもの健康と安全を基本に、情緒の安定した園生活ができる様、家庭と緊密な連携を図りながら保育にあたる ・保育に関する要望や意見を傾聴し、乳幼児の育児相談を実施することで説明や助言を行なうと共に問題解決に努め安心して子育てや就労できる環境を提供する												
保育内容	・自由にのびのびと遊ぶ中にも、規律正しい生活習慣を身につけ自立の芽生えを培う ・自然に触れ合う中、様々な体験を通して命の大切さを知り、豊かな感性や想像力を育む ・生活の中で絵や文字、言葉への興味や関心を育て、表現力や思考力を養う ・絵本などを通して知的興味や関心を育て、観察力や創造性の芽生えを培う ・くつろいだ雰囲気のもと、人権や子どもの個性を重んじながら仲良く楽しく過ごせるようにする ・いろいろな人との交流を楽しみ、いたわりの心や協調性を養う ・食に関わる体験を取り入れ、食の楽しさと食べる楽しさを味わうようにする ・かけっこ、なわとびなど戸外活動を通して、心身の健康と忍耐強さを養う												
主な行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	入園のついで クラス懇談会 親子遠足			七夕飾りづくり	昆虫飼育	保育参観 交通教室	運動会 みかん狩り 十五夜さま	七五三参り	クリスマス会	初詣	豆まき もちつき大会	ひなまつり会 お別れ遠足 卒園のついで	
発達過程とクラス的相关性			社会的責任			地域の実態に対応した事業			苦情処理・解決			保育時間	
・混合保育を行いながら、保育方針の発達段階を前提に年間指導計画が成されている。 また、養護と教育が一体をもって保育が展開される。			・適切な法人設置運営 ・人権尊重 ・個人情報保護 ・お年寄り中心の地域活動事業			・過疎地域で高齢者世帯が多い中、保護者の希望にて、延長保育、一時預かり保育、障害児保育を展開している ・お年寄り中心の地域活動事業			・苦情解決責任者(園長) 苦情受付担当者(主任)を決め、第三者委員会の設置 ・参観や保護者会などで、パンフレットや受付用紙を配布する。			平常保育 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00	
健康支援	・健康、発育状態の把握 ・異常が認められたときの適切な対応 ・心身状態や家庭生活、養育状態の把握 ・年2回の嘱託医による内科検診 ・毎月の保健だより配布 ・年1回の歯科検診 ・年2回のぎょう虫、尿検査												
環境衛生管理	・遊具、設備などの定期点検 ・子ども及び職員の清潔保持 ・毎月1回の消防点検 ・毎月1回の交通指導 ・毎月1回の避難訓練(火災・地震・風水害・不審者対応) ・園庭、庭木の整備 ・全職員の検便												
安全対策	・年1回の消防点検 ・毎月1回の交通指導 ・毎月1回の避難訓練(火災・地震・風水害・不審者対応)												
小学校との連携	・保育要録の送付 ・小学校へ園だよりの送付(小学校だよりも配布される) ・小学校との交流活動 ・小学校参観への見学												
研修計画	・園内研修、園外研修の計画的な参加												
特色のある保育	・小学校と運動会を一緒に行うなど交流が多い ・地域活動事業として、老人福祉施設慰問など多く取り入れる												
月別保育目標	4月	進級 ～進級した事や新しい友達との出会いを喜び、思いやりを持って接する 新入児～先生や友達に親しみ、喜んで登園する。持ち物の整理の仕方など覚える											
	5月	園生活の流れや生活の仕方が分かり、自分で行うようにする											
	6月	季節の変化に気づき、身近な動植物に関心を持つ 家族や多くの人に愛されていることを知る											
	7月	水遊び楽しむ 日本の伝統的な夏の行事に参加し楽しむ											
	8月	暑さの負けず元気に過ごす 遊びの中で考えたり試みたりして楽しむ											
	9月	お年寄りに感謝しおもいやり、優しさなどを学ぶ											
	10月	みんなで力を合わせて、一つのことをやり遂げる達成感を味わう											
	11月	豊かな実りに感謝し、収穫の喜び、食べる喜びを味わう											
	12月	師走の出来事に関心を持つ 音楽に合わせて歌ったり、踊ったりして表現する楽しさを味わう											
	1月	正月遊びを楽しく体験する											
	2月	寒さに負けず、戸外活動を通して体力づくりをする											
	3月	成長を喜び、自信を持って就学や進級に望む 春の訪れを感じたり、触れたりする											

子どもの発達過程	0歳児	・人見知りが表れ、大人の関わりが深まってくる ・座る、這う、つたい歩き、立つ、手を使うなどの運動機能が発達してくる	3歳児	・基本的生活習慣の形成 ・異年齢の友達と遊ぶ中で、自分のしたい事、言いたい事を言葉や行動で表そうとする
	1歳児	・歩行の開始 ・周囲への関心 ・言葉の習得 ・大人の関わりが活発になる	4歳児	・全身のバランス、体の動きが巧みになる ・自意識の高まりで喧嘩が増える ・友達と遊ぶ中で社会性が出てくる
	2歳児	・食事、衣類の着脱、排泄など自分でしようとする ・行動範囲が広がり自己主張が出てくる	5歳児	・基本的生活習慣の確立 ・一つの目標に向かい、力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう ・思考力や認識力、判断力の高まり、自然や社会への興味、関心が深まる

保育の内容

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
養護	生命の保持	・健康状態を把握し、ゆったりと過ごす中で授乳や睡眠など生活リズムを整えるようにする	・一人一人の健康状態を把握し、家庭と協力しながら適切な生活リズムで過ごす	・自我の育ちや健康状態の把握 ・気候に応じて体調管理	・基本的生活習慣の確立、又は個々に応じた援助を行う ・運動機能が高まるようにする	・自ら体調の変化に気づく ・運動量が増し、活発に活動できるよう配慮する	・生活に必要な習慣を身につけられるようにする ・健康に関心を持つ
	情緒の安定	・自分の気持ちを表し、安定感を持って過ごせるようにする ・発達過程の把握	・スキンシップにより、保育士との関わりで安心感が得られるようにする	・自己主張への配慮 ・子どもの気持ちを受容、共感しながら、信頼関係をきづいていく	・一人一人との触れ合いを多くする ・自分の気持ちや考えを表現し満足感や達成感を味わうようにする	・いろんな経験の中で自己肯定感を育み、自信や保育士への信頼を得るようにする	・心身の満足と活動内容のバランス調和
教育	健康	・個人差への配慮 ・ハイハイ、つたい歩きなど移動運動を楽しみながら体をつくっていく	・歩行の確立 ・運動機能が発達し、身の周りの簡単な事を自分でしようとする	・生活に必要な活動を自分でしようとし、できた事に喜びを感じる	・基本的な生活(衣服の着脱、手洗いなど)の仕方を知り自分でしようとする	・季節に応じた生活習慣を身につける ・異常を感じたら自分から知らせる	・基本的な生活習慣が身に付き、病気予防や食育に関心がでてくる ・危険に気を付けて活動する
	人間関係	・保育士との関わりにより信頼関係が生まれ安心して過ごす	・保育士や友達に親しみを感じ、一緒に関わろうとする	・生活や遊びの中で順番などの決まりがあることを知る	・生活や遊びに必要な決まりを守り、異年齢の友達と触れ合いを楽しむ	・共同で使う物を大切にしながら、友達と一緒に遊ぶ	・遊びや行事を通して、友達を応援したり協力する大切さを知る
	環境	・安心できる人的、物的環境の中で、好きな玩具で興味を持って遊ぶ	・応答的な大人との関わりを養う ・様々な遊びを楽しむ	・自然と触れ合う中で好奇心や探究心を養う	・身近な動植物に関心を持つ ・自分の物と人の物を区別し整理する場所がわかる	・身近な環境への関わりが深まる ・考えたり、試したりして、身近な物を工夫して遊ぶ	・生活や遊びの中で、簡単な文字や数量などに興味、関心を持つ
	言葉	・保育士の話しかけにより声を出したり(喃語)応えようとする ・簡単な言葉の理解	・絵本の読み聞かせを通して呼びかけに応じて、言葉のやりとりを楽しむ(二語文)	・言葉の増加 ・生活や遊びの中で、簡単なやり取りを楽しむ	・生活に必要な言葉を理解し使用する(話をしたり、質問したりする)	・保育士や友達との会話を楽しみ、相手に伝わるようにする	・文字伝達の楽しさに気づき読書への関心がでてくる ・言葉で表現したり言葉遊びをする
	表現	・あやしてもらったり喜んで、愛情をもって関わる大人とのやりとりを楽しむ	・保育士と一緒に歌に合わせて、体を動かして遊ぶ	・保育士と歌ったり、遊んだりする中で、自分のイメージをふくらませて遊ぶ	・歌を歌ったり、音楽に合わせて体を動かすことを楽しむ ・様々な素材を使って、描いたり、作ったりする	・みんなと一緒に表現する楽しさや喜びを味わう	・いろんな用具や素材を使って自分なりに工夫して自由に表現する ・楽器に触れ、音色などを楽しむ
食育	食を営む力の基礎	・一人一人の発達段階に応じた食事を進めていく(離乳食)	・いろんな種類のもを興味をもって食べる	・いろんな食材を味わって食べる	・食事の大切さが分かり、みんなと楽しんで食べる	・食と命に関心を持つ ・季節の食物を味わう	・食事と体の関係が分かりバランスの良い食事をしようとする ・季節の食物を味わう

(2) 保育内容及び方法について

(通常保育や特別保育、行事等における具体的な保育の内容及び方法)

《通常保育》

年間計画、月案、週案に基づき保育を行う。食育計画も取り入れる中、季節感、興味、体力的なものなど子どもの発達に合わせた計画を立てる。プール遊び、マラソン、どんぐり拾い、正月遊びなど。

《行事》

年間行事計画に基づき活動する。地域交流、季節感、伝承行事など取り入れる。運動会、芋ほり、豆まき、もちつきなど。

《特別保育》

① 就労形態の多様化、核家族化の進行に伴い保護者のニーズに対応する。

一時保育

- ・事前連絡を受けて対応する。
- ・一時預かり票を活用する。
- ・利用料金は利用時間、適応年齢、人数により利用料金が異なる。

延長保育

- ・18時00分より延長保育を行うが延長保育代が必要。
- ・保育士2名で対応する。

② 特別な配慮を必要とする家庭への養育支援を行う。

障害児保育

- ・園児、保護者、職員との話し合いにより、ベストな受け入れ体制を整え、療養関係機関との連携がとれるようにする。

③ 高齢者と交流し、そのやさしさに触れたり敬愛の心を育てる援助を行う。

保育所地域活動事業（世代間交流事業）・計画の中で誕生会招待や行事参加など、子ども達と一緒に楽しく過ごす。

(3) 給食について（アレルギーへの対応、発育・健康への配慮、食中毒予防を含む。）

- ・基本的に自園調理を行う。
- ・献立については延岡市保育会の作成の献立を使用する。
- ・食育の年間計画に基づき野菜栽培、収穫、クッキングを行う。
- ・離乳食は幼児の発達状況や月齢に合った調理法で段階的に提供する。
- ・アレルギーのある子どもに関しては医師の診断を受け診断書を提出してもらいアレルギー除去食を提供する。
- ・体調をくずしている子どもに対しては体調に合った食事を提供し身体への負担がかからないようにする。
- ・月1回、家庭へ献立表、給食便りを配布し、健康、食事へのアドバイス、食中毒への啓発を行う。
- ・食中毒予防について、衛生、食中毒マニュアルに添って調理を行う。
- ・月1回、大腸菌検査を行う。

(4) 保育環境整備について（衛生面・安全面に対応する取組み）

定期的な維持管理に努め、安全で衛生的な環境づくりに努める。

衛生面

消毒器材のチェック、室内の消毒、害虫駆除、クラス、トイレ、廊下清掃の徹底、庭木の害虫駆除、全職員の菌検査。

安全面

冷暖器具の安全点検。転倒、落下物の点検。園庭の整備。遊具を定期的に点検、危険箇所の補修。駐車場の整備。送迎時の安全確保。業者による消防点検。

(5) 入所児童の健康管理について

（日常の健康及び発達観察、健康診断、医療・療育機関との連携）

子どもが活動する上で健康であることは大事な要素であることによって計画に基づき保護者と協力しながら子どもの健康維持を図って行きたい。

- ・年2回嘱託医による内科検診、ぎょう虫、尿検査と年1回の歯科検診を行う。
- ・毎月に体重、身体測定を行う。
- ・毎日の日課として登園時の視診、保育時の様子観察を行う。
- ・子どもの発熱や体調の変化、ケガなどはマニュアルを参考にしながら対応し、その都度、保護者と連絡を取り合い適切に対応する。

(6) 緊急時対策について

① 防犯及び防災対策について

目的

- ・参加することで、災害から回避する方法を学び、落ち着いて行動できるようにする。
- ・乳幼児の安全な回避訓練を行うため、敏速かつ冷静な行動がとれる様にし、不安感を持たせない様にする。

実施日

毎月1回。

参加者

園児、職員。

想定内容

火災、地震、消火、通報。

年間計画

計画に基づき園児、職員ともに訓練を行う。

実施方法

〈火災〉

- ①非常ベル、又は第一発見者は口頭により火災場所を知らせる。
- ②消火器で初期消火を試みる。
- ④ 消化不能を判断し職員に知らせる。

- ⑤ 119番通報する。
- ⑥避難誘導、人数確認、救護、非常持ち出しを行う。
- ⑥ 反省会。

〈地震〉

- ① 揺れに気づいたら口頭により知らせる。
- ② その場にしゃがみ頭を守り落下物から遠ざけ机の下に入る。
- ③ 揺れの合間を見て窓を開け避難口を確保する。
- ④ 揺れが収まってから子ども達を園庭中央に避難誘導する。
- ⑤ 災発生時は初期消火を試みる。
- ⑥ 人数確認、非常持ち出し、救護、火、ガスの点検。
- ⑦反省会。

② その他緊急時の対応について

- ・危険管理について園内外の研修に参加し保育士に意識のレベルアップを計ることが重要である。
- ・できるだけ多くのアクシデントに対応できるマニュアルを作成し勉強会を開き、皆で共有することが必要である。
- ・災害時に緊急対応するにはマニュアルも必要であるが緊急時の連絡表を活用し、保護者へ連絡し現状を伝えることも大切である。
- ・事故発生後の対応として、ヒヤリハットを活用し問題について職員全員で話し合い、共有することが大事である。

(7) 個人情報の保護について

- ・個人の人格尊重のもとに慎重に立体的に取り組む。
- ・個人情報保護に関する考え方や方針を積極的に保護者へ伝える。
- ・職員に個人情報保護意識を徹底させる（保管、コピー、配布、送信、破棄等）。
- ・対象となる個人情報や収集目的を明確にし利用及び提供を具体的に明らかにする。
- ・収集目的と方法について合理的に説明ができること。

(8) 家庭や地域との連携について

① 地域、学校等との連携に対する考え方について

北方町では、北方町幼保小中連携合同研修会が発足し、年数回、研修会を開催して、幼保小中連携共通の実践事項の取り組みを行い、成果、課題を話し合っている。又、小学校の参観や保育参観に招待したり、小学生との交流などして連携を図っているので、現状を継続していきたい。

地域に関しては今までの交流を維持した上で新たに福祉施設への慰問などを行い交流の場を広げ、いろいろな体験をさせたい。

② 保護者とのコミュニケーションについて

子どもを保育する上で保護者との関係が好意的に図られることが大切だと考える。行事参加や諸所の情報を共有したりすることでコミュニケーションを図っていききたい。

- ・送迎時の会話。
- ・保育参観、運動会などの行事の実施。
- ・保護者会、役員会の実施。
- ・月1回の園だより、給食だより、献立表の配布。
- ・保育所内外での病気、不審者などの情報を伝え共有する。

(9) 利用者等の苦情や要望等の把握及び対応について

1. 苦情解決の仕組みの目的

○苦情への適切な対応により、園児・保護者の満足感を高めることや早急な被害防止策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、保育所を適切に利用することができるように支援する。

○苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼・適正性の確保を図る。

2. 苦情解決の流れ

○保護者会、参観などの機会に苦情受付についての目的苦情解決の流れ、第三者委員の事などについて書面で説明した上で、苦情受付用紙を配布する。

○苦情は順次受付、苦情があった場合は、希望の処理方法により適切に処理した上で苦情解決結果報告書を作成する。

3. 第三者委員

○社会福祉法人 川水流福祉会 監事2名

(10) サービスの向上に向けた組織としての取組みについて

(保育の質の向上への取組み、利用者への情報提供方法)

・園評価の取組み

保育所の保育や運営の評価を受け運営や保育活動の総括と改善につとめる。

・苦情解決の取組み

苦情を密室化せず一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより円満な解決の促進や信頼を図る。

・保育の質の向上に向けての取組み

園内外の研修計画の基づいての研修の確保。研修後は園内研修を行い、レベルの向上を計る。

・利用者への情報提供

園発行の園だより、保健だより、給食献立表、給食だよりを配布する。
掲示板を利用し不審者、食中毒、病気についてなどの情報を伝える。

3. 組織体制

(1) 職員配置

職種	氏名	生年月日	経験年数	資格
園長			16年	社会福祉主事 保育士 調理師 幼稚園教諭2級
主任			11年	保育士 幼稚園教諭2級
保育士			7年	保育士 幼稚園教諭2級
保育士			17年	保育士
保育士 非常勤			7年	保育士
保育士 非常勤			2年	保育士
保育士 非常勤			14年	保育士
調理			13年	調理師
調理 非常勤			13年	調理師

(2) 採用計画

- ・保育士の2名以外は現在の職員をそのまま引継ぎ安定的、継続的な雇用に努める。
- ・保育士は最低基準以上の人数を確保する。

(3) 研修計画

- ・計画に添った研修を行い、職員の研修で得た知識や技術を職場全体で共有する。

(4) 勤務体制

保育士～早番	A	7時00分～15時45分 (13時～14時 休憩)
	B	7時00分～8時00分
普通		8時30分～17時15分 (13時～14時 休憩)
遅番	A	9時30分～18時00分 (14時～15時 休憩)
	B	17時15分～18時00分
調理師		8時30分～17時15分 (13時～14時 休憩)

4. 収支計画

(1) 管理経費の削減について（管理経費の削減を図るための具体的な方策）

水道光熱費、消耗品費や事務的な印刷製本費など節約できるものに関しては、無駄な暖房や水道の閉め忘れなど職員の意識を新たに経費の削減に務めていく。

(2) 資金計画について（基本財産・運用財産の安定確保に関する事項）

指定管理料、補助金、利用料の資金において、指定管理業務に係わる経費の削減を図り、効率的な管理、運営をめざしていく。

5. 保育の引継ぎ

(1) 引継ぎに対する考え方とスケジュールについて

引継ぎ内容・職員の育成。

- ・現公保育所のあり方、保育内容の継続について。
- ・職員の配置について。
- ・今後の保育活動の内容について。
- ・事務文書の引継ぎ。

スケジュール・1月～3月で引継ぎ期間とする。

- ・管理者は3ヶ月、保育士は2ヶ月。

保育士・現公保育所の職員と連携してすすめ引き続き研修を行う。

保護者・コミュニケーションが図られていないので関係の構築のため送迎時を利用しながらコミュニケーションを図っていく。

- ・保護者会や説明会を開催する。

地域・会合や機会をみつけ、活動内容などの理解をもとめる。

6. 自主事業計画

(保育所の運営について、独自の取組みとして提案するもの)

事業名	目的・内容・経費等	実施時期・回数
保育所地域活動事業 (世代間交流事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会に祖父母を迎え一緒に活動し、会食する。(会食代、写真代) ・特養老人ホーム交流運動会に参加、一緒に団技などをして楽しむ。(写真代) ・一緒に七夕飾りを作って楽しむ。(七夕飾り代、写真代) ・あさがおを栽培し、地域の方にプレゼントする。(植木鉢、支柱代、写真代) ・祖父母に年賀状を出し喜んでもらう。(年賀はがき代) ・もちつき大会、一緒にもちをついたり、ぜんざいを食べる。(もち米代、写真代) 	毎月 12回 5月 1回 7月 1回 8月 1回 12月 1回 1月 1回
交流保育	<ul style="list-style-type: none"> ・他園との交流事業を定期的に行う。(ガソリン代、写真代) 	

(収支予算書)

申請法人名 社会福祉法人 川水流福祉会
 公の施設名 横峰保育園

収支予算書

※25年度から27年度までの3年間の収支計画を記入してください。

区分		25年度	26年度	27年度	備考	
収入	指定管理料	15,000,000	15,000,000	15,000,000		
	利用料金	30,000	20,000	10,000	延長、一時保育代	
	その他	1,440,000	1,440,000	1,440,000	補助金	
	合計	16,470,000	16,460,000	16,450,000		
支出	人件費	職員棒給	2,400,000	2,450,000	2,500,000	正職員1名
		職員諸手当	1,900,000	2,000,000	2,100,000	特殊業務、扶養、調整、住居、時間外、通勤、賞与
		非常勤職員給与	7,550,000	7,550,000	7,550,000	臨時3名、非常勤4名
		退職共済掛金	45,000	50,000	55,000	正職員1名
		法定福利費	1,500,000	1,600,000	1,700,000	常勤者
		小計	13,395,000	13,650,000	13,905,000	
	事務費	福利厚生費	100,000	100,000	100,000	
		旅費交通費	80,000	70,000	60,000	
		研修費	30,000	30,000	20,000	
		器具什器費	100,000	80,000	40,000	
		印刷製本費	50,000	50,000	40,000	
		水道光熱費	20,000	20,000	20,000	
		燃料費	20,000	20,000	20,000	
		修繕費	200,000	115,000	100,000	
		通信運搬費	50,000	50,000	50,000	
		会議費				
		業務委託費	85,000	85,000	85,000	決算業務委託料
		手数料	50,000	50,000	40,000	浄化槽 その他
		損害保険料	50,000	50,000	50,000	
		賃借料				
	雑費	120,000	100,000	100,000		
	小計	955,000	820,000	725,000		
	事業費	給食費	900,000	850,000	800,000	
		保健衛生費	50,000	40,000	30,000	
		保育材料費	100,000	90,000	80,000	
		水道光熱費	300,000	300,000	250,000	
		燃料費	500,000	500,000	500,000	
		消耗品費	95,000	80,000	70,000	
		器具什器費	100,000	80,000	60,000	
		雑費	75,000	50,000	30,000	
小計	2,120,000	1,990,000	1,820,000			
合計	16,470,000	16,460,000	16,450,000			

(申請法人の概要)

公の施設名 榎峰保育園

申請法人の概要

(24年11月20日現在)

ふりがな	しゃかいふくしほうじん かわずるふくしかい			
申請法人名	社会福祉法人 川水流福祉会			
代表者名	理事長 木村 重穂			
所在地	延岡市北方町川水流卯 1810 番地 86			
設立年月日	昭和 45 年 3 月 28 日			
従業員数	89 名			
沿革	別紙にて			
業務内容	特別養護老人ホームひえいの郷 川水流保育園 老人短期入所事業 介護支援相談事業 老人居宅介護等事業 痴呆対応型老人共同生活援助事業 (グループホームひえいの郷)			
施設管理 業務実績	年度	業務名(施設名称等)	業務内容(概要・発注者等)	受注額
	23	川水流保育園	保育・延岡市	48,724,848
	22	川水流保育園	保育・延岡市	51,141,530
	21	川水流保育園	保育・延岡市	50,490,450
連絡担当者	【氏名】 【TEL】0982-47-2311 【Email】kawazuru-hoikuen@ water.sannet.ne.jp		【所属】川水流保育園 【FAX】0982-47-2533	

法 人 沿 革

法 人 名	社会福祉法人 川水流福祉会
役 員 構 成	理事 6 名 監事 2 名 評議員 13 名
代 表 者	理事長 木 村 重 穂
所 在 地	延岡市北方町川水流卯1810番地86

昭和44年10月1日	川水流保育園事業開始（定員60名）
昭和45年3月28日	社会福祉法人川水流福祉会設立認可
昭和58年3月10日	川水流保育園改築工事完工
昭和62年4月1日	特別養護老人ホームひえいの郷事業開始（定員50名）
昭和63年4月1日	ひえいの郷老人短期入所事業開始
平成7年3月22日	特別養護老人ホームひえいの郷増改築工事完工
平成9年1月1日	北方町在宅介護支援センター事業開始
平成12年4月1日	ひえいの郷訪問介護事業開始
平成12年4月1日	ひえいの郷居宅介護支援事業開始
平成16年4月1日	グループホームひえいの郷事業開始（定員9名）
平成17年12月1日	グループホームひえいの郷事業増床（定員9名）
平成18年3月31日	北方町在宅介護支援センター事業廃止
平成23年3月31日	特別養護老人ホームひえいの郷増築工事完工
平成23年4月1日	特別養護老人ホームひえいの郷（定員80名）

(役員名簿)

申請法人名 社会福祉法人 川水流福祉会
公の施設名 榎峰保育園

役員名簿

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
理事長	(キムラ シゲホ) 木村 重穂		男・女
理事	(カメナガ エイコ) 亀長 英子		男・女
理事	(アラキノ フミオ) 荒木野 文男		男・女
理事	(カメナガ トシヒロ) 亀長 俊裕		男・女
理事	(クロキ マサコ) 黒木 雅子		男・女
理事	(フジモト ジュイチ) 藤本 壽一		男・女
監事	(フジモト ヒロアキ) 藤本 博明		男・女
監事	(キヤマ アキ) 木山 亜紀		男・女
	()		男・女
	()		男・女
	()		男・女
	()		男・女

※理事及び監事を全て記入してください。

貸借対照表
平成 24年 3月 31日現在

社会福祉法人 川水流福祉会

	資産の部			負債の部			
	当期末	前年度末	増減		当期末	前年度末	増減
流動資産	1,422,565,455	358,080,642	-215,495,409	流動負債	1,422,565,455	1,422,565,455	-267,260,830
現金預金	142,565,455	358,080,642	-215,495,409	未払金	16,546,455	282,847,675	-267,302,220
未収金	56,949,167	75,134,894	-18,186,727	預り金	40,349	370,955	39,382
立替金	1,000,000	135,457	-17,525	仮受金	20,000	20,000	2,000
前払金	2,096,000	1,383,268	711,822				
固定資産	910,895,652	934,534,495	-23,638,843	固定負債	184,688,188	184,688,188	-23,168,843
基本財産	910,895,652	934,534,495	-23,638,843	設備資金借入金	464,903,796	478,855,998	-23,952,202
建物	707,806,885	731,475,731	-23,638,843	退職給与引当金	13,806,600	13,008,246	798,354
土地	203,088,767	203,058,764	0	負債の部合計	484,688,188	775,102,874	-290,414,686
その他の固定資産	125,409,652	127,301,763	-1,992,111				
建物	2,706,354	2,714,139	-207,800	純資産の部			
建物附属設備	35,957,847	37,523,783	-1,565,936	基本金	146,976,264	146,976,264	0
構築物	5,382,999	5,015,368	367,586				
車両運搬具	4,655,027	4,655,027	-892,325				
器具及び備品	37,189,378	37,189,378	-3,499,628	人件費積立金	10,000,000	10,000,000	0
権利	293,360	293,360	0	保育所施設・設備整備積立金	15,900,000	15,900,000	3,000,000
ソフトウェア	2,462	2,462	-2,462	次期繰越活動収支差額	419,555,479	380,355,881	39,199,598
投資有価証券	1,000,000	1,000,000	0	次期繰越活動収支差額	419,555,479	380,355,881	39,199,598
共済財団退職金預け金	13,008,246	13,008,246	798,354	(うち当期活動収支差額)	42,199,638	19,071,182	23,128,416
保育所施設・設備整備積立預金	15,900,000	15,900,000	3,000,000				
人件費積立預金	10,000,000	10,000,000	0	純資産の部合計	753,268,936	721,467,646	31,795,893
資産の部合計	1,237,951,726	1,496,570,519	-258,618,793	負債及び純資産の部合計	1,237,951,726	1,496,570,519	-258,618,793

当期減価償却実施額 32,257,168円 19,514,783円
 当期末減価償却累計額 362,462,685円 330,205,517円

当期末支払資金残高 185,768,630円 151,495,631円
 (流動資産－流動負債)

54

部門別貸借対照表・資産の部（平成24年3月31日現在）

社会福祉法人 川水流福祉会

項目・経理区分別	合計	本部会計	施設会計	訪問介護	居宅介護支援	グループホーム	保育園	備考
現金預金	142,585,233	3,471,941	57,776,905	18,073,659	11,762,176	39,592,325	11,908,227	
未収金	56,946,167	0	44,237,338	717,747	743,000	9,915,052	1,335,030	
前払金	2,095,090	0	1,487,692	0	0	512,208	95,190	
立替金	117,932	0	117,932	0	0	0	0	
流動資産計	217,744,422	3,471,941	103,619,867	18,791,406	12,505,176	50,019,585	13,338,537	
建物	707,836,888	0	562,816,512	0	12,349,088	106,182,774	26,488,514	
土地	203,058,764	0	186,303,500	0	0	0	16,755,264	
(基本財産計)	(910,895,652)	(0)	(749,120,012)	(0)	(12,349,088)	(106,182,774)	(43,243,778)	
建物	2,506,339	0	2,466,220	0	0	0	40,119	
建物付属設備	36,967,847	0	30,374,818	0	0	5,021,954	571,075	
構築物	5,382,954	0	3,000,880	0	0	224,621	2,157,453	
車輛運搬具	3,762,702	0	756,531	196,875	186,000	678,513	1,944,783	
器具及び備品	33,689,850	0	25,726,973	110,399	476,024	761,208	6,615,246	
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	0	
ソフトウェア	0	0	0	0	0	0	0	
権利	293,360	0	293,360	0	0	0	0	
共済財団退職金預け金	13,806,600	0	9,452,501	319,820	0	2,200,127	1,834,152	
人件費積立預金	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000	
修繕積立預金	0	0	0	0	0	0	0	
保育所施設・設備整備積立預金	18,900,000	0	0	0	0	0	18,900,000	
投資有価証券	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	
移行時特別積立預金	0	0	0	0	0	0	0	
(その他の固定資産計)	(125,309,652)	(0)	(72,071,283)	(627,094)	(662,024)	(9,886,423)	(42,062,828)	
固定資産計	510,367,205	0	377,141,228	627,094	662,024	10,015,562	42,062,828	
資産の部合計	1,237,951,726	3,471,941	924,811,162	19,418,500	25,516,288	166,088,782	98,645,053	

部門別貸借対照表・負債純資産の部（平成24年3月31日現在）

社会福祉法人 川水流福祉会

項目・経理区分別	合計	本部会計	施設会計	訪問介護	居宅介護支援	グループホーム	保育所	備考
未払金	15,545,455	0	11,377,426	262,532	210,080	3,055,533	639,884	
預り金	410,337	2,100	350,785	0	0	0	57,452	
仮受金	22,000	22,000	0	0	0	0	0	
(流動負債計)	(15,977,792)	(24,100)	(11,728,211)	(262,532)	(210,080)	(3,055,533)	(697,336)	
設備資金借入金	454,903,796	0	451,196,000	0	0	3,707,796	0	
退職給与引当金	13,806,600	0	9,452,501	319,820	0	2,200,127	1,834,152	
(固定負債計)	(468,710,396)	(0)	(460,648,501)	(319,820)	(0)	(5,907,923)	(1,834,152)	
負債・純資産の部	753,283,533	3,471,941	924,811,162	19,418,500	25,516,288	166,088,782	98,645,053	
基本金	146,976,264	0	117,990,918	0	0	0	28,985,346	
国庫補助金等特別積立金	157,831,795	0	103,192,852	0	9,568,487	27,365,326	17,705,130	
人件費積立金	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000	
修繕積立金	0	0	0	0	0	0	0	
保育所施設・設備整備積立預金	18,900,000	0	0	0	0	0	18,900,000	
次期繰越活動収支差額	419,555,479	3,447,841	231,250,680	18,836,148	15,737,721	129,760,000	20,523,089	
(内、当期活動収支差額)	(42,199,598)	(502,164)	(40,282,318)	(△ 2,540,136)	(822,808)	(3,807,070)	(△ 674,626)	
負債・純資産合計	1,237,951,726	3,471,941	924,811,162	19,418,500	25,516,288	166,088,782	98,645,053	

55

資金収支計算書

(自) 平成 23年 4月 1日 (至) 平成 24年 3月 31日

社会福祉法人 川水流福祉会

勘定科目		予算	決算	差異	備考	
經常活動による収支	収入					
	介護保険収入	363,810,270	363,336,544	473,726		
	運営費収入	47,544,803	47,534,848	9,955		
	私的契約利用料収入	200,000	141,000	59,000		
	補助事業等収入	6,585,224	6,585,224	0		
	經常経費補助金収入	1,500,000	1,190,000	310,000		
	雑収入	1,946,670	1,883,102	63,568		
	受取利息配当金収入	86,048	41,496	44,552		
	経理区分間繰入金収入	2,000,000	2,000,000	0		
支出						
人件費支出	264,117,307	263,984,912	132,395			
事務費支出	24,606,113	24,374,914	231,199			
事業費支出	63,902,630	63,429,766	472,864			
借入金利息支出	5,309,633	5,368,561	-58,928			
経理区分間繰入金支出	2,000,000	2,000,000	0			
經常活動資金収支差額 (8)=(1)-(2)		63,787,432	63,554,061	233,371		
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入	499,000	499,000	0		
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		-2,827,860	-2,827,860	0	
	支出					
固定資産取得支出	2,827,860	2,827,860	0			
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		-2,827,860	-2,827,860	0		
財務活動による収支	収入					
	財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		-26,952,202	-26,952,202	0	
	支出					
	借入金元金償還金支出	23,952,202	23,952,202	0		
	積立預金積立支出	3,000,000	3,000,000	0		
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		-26,952,202	-26,952,202	0		
予備費 (10)		0	0	0		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		34,456,270	34,272,999	183,271		
前期末支払資金残高 (12)		151,495,631	151,495,631	0		
当期末支払資金残高 (11)+(12)		185,951,901	185,768,630	183,271		

資金収支予算内訳表

(自)平成23年4月1日 (至)平成24年3月31日

社会福祉法人 川水流福祉会

勘定科目		合計	本部	特別養護老人ホーム	訪問介護支援事業	居宅介護支援事業	グループホーム	川水流保育園
収入	介護保険収入(介護報酬)	883,810,870	0	883,810,870	0	0	0	0
	介護福祉施設介護料収入	238,795,302	0	238,795,302	0	0	0	0
	介護報酬収入(施設)	215,548,558	0	215,548,558	0	0	0	0
	利用者負担金収入(施設)	23,246,744	0	23,246,744	0	0	0	0
	居宅介護料収入	59,338,498	0	6,648,880	4,490,118	0	0	0
	(介護報酬収入)	53,688,697	0	5,935,125	4,081,698	0	0	0
	介護報酬収入(居宅)	52,887,695	0	5,935,125	3,282,696	0	0	0
	介護予防報酬収入	799,002	0	0	0	0	0	0
	(利用者負担金収入)	5,691,801	0	713,755	408,420	0	0	0
	介護負担金収入	5,570,801	0	713,755	327,120	0	0	0
	介護予防負担金収入	81,300	0	0	81,300	0	0	0
	居宅介護支援介護料収入	4,819,770	0	0	0	4,819,770	0	0
	居宅介護支援介護料収入	4,819,770	0	0	0	4,819,770	0	0
	利用者等利用料収入	60,578,300	0	50,325,520	0	0	0	0
	居宅介護サービス利用料収入	10,252,780	0	0	0	0	0	0
	食費収入	39,129,060	0	39,129,060	0	0	0	0
	居住費収入	11,002,660	0	11,002,660	0	0	0	0
	その他の利用料収入	193,800	0	193,800	0	0	0	0
	その他の事業収入	278,400	0	135,000	22,400	0	0	0
	補助金収入(その他事業)	22,400	0	0	22,400	0	0	0
	受託収入	258,000	0	135,000	0	0	0	0
	雑収入	47,544,803	0	0	0	0	0	0
	運賃収入	0	0	0	0	0	0	0
	私的契約利用料収入	200,000	0	0	0	0	0	0
	補助事業等補助金等収入	6,585,224	0	4,702,840	144,399	0	0	0
経常経費補助金収入	1,500,000	0	0	0	0	0	0	
市区町村補助金収入(経常経費)	1,500,000	0	0	0	0	0	0	
雑収入	1,946,670	190,000	1,455,670	0	0	0	0	
受取利息配当金収入	89,048	535	10,347	3,908	2,216	9,042	60,000	
経理区分間繰入金収入	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	
経常収入計(1)	3,367,015	2,190,535	302,073,559	4,650,826	4,942,386	60,200,307	49,604,803	
支出	人件費支出	250,000	250,000	0	0	0	0	0
	役員報酬	4,172,632	0	25,057,400	0	0	0	0
	職員手当	28,938,938	0	18,932,222	0	0	0	0
	非常勤職員給与	161,248,834	0	109,649,610	6,753,761	2,733,548	0	0
	退職金	179,905	0	179,905	0	0	0	0
	退職共済積立	2,264,076	0	1,475,551	89,400	0	0	0
	法定福利費	30,072,887	0	18,827,000	750,000	430,000	0	0
	福利厚生費	2,581,743	10,000	1,722,897	100,698	16,245	0	0
	旅費交通費	1,184,928	311,400	725,280	2,568	4,400	0	0
	研修費	989,264	407,240	527,850	5,000	3,000	0	0
	消耗品費	931,042	0	674,509	13,435	44,826	0	0
	器具什器費	1,790,754	0	1,477,184	0	0	0	0
	印刷製本費	792,841	0	457,851	0	0	0	0
	水道光熱費	990,110	0	641,000	0	0	0	0
	燃料費	267,461	0	16,000	160,461	0	0	0
	修繕費	255,755	0	55,755	0	0	0	0
	通信運送費	1,319,762	0	835,000	54,640	0	0	0
	会議費	145,691	40,000	56,000	0	0	0	0
	広報費	18,900	0	18,900	0	0	0	0
	業務委託費	3,442,446	53,982	3,071,514	0	0	0	0
	手数料	2,231,425	19,132	1,775,572	16,945	0	0	0
	損害保険料	40,420	0	0	0	0	0	0
	賃借料	2,170,402	0	1,424,734	0	0	0	0
	租税公課	187,160	7,660	124,800	9,000	0	0	0
	渉外費	465,618	323,552	142,066	0	0	0	0
諸会費	801,400	250,000	471,400	40,000	0	0	0	
土地・建物賃借料	500,000	0	0	0	0	0	0	
雑費	3,559,000	22,000	2,403,146	72,858	9,556	0	0	
事業費支出	26,804,370	0	20,098,583	0	0	0	0	
給食費	1,367,201	0	1,160,321	0	0	0	0	
保健衛生費	602,400	0	602,400	0	0	0	0	
被服費	1,653,592	0	1,400,000	0	0	0	0	
教養娯楽費	960,898	0	731,412	0	0	0	0	
日用品費	500,000	0	0	0	0	0	0	
保育材料費	15,791,749	0	12,200,000	0	0	0	0	
水道光熱費	551,276	0	219,169	0	0	0	0	
燃料費	3,730,804	0	3,494,386	0	0	0	0	
消耗品費	1,641,993	0	1,446,663	0	0	0	0	
器具什器費	5,028,360	0	5,000,000	0	0	0	0	
賃借料	220,000	0	200,000	0	0	0	0	
郵送料	441,354	0	405,811	24,203	0	0	0	
修繕費	2,296,703	0	2,280,408	0	0	0	0	
損害保険料	1,622,840	0	1,057,640	36,620	0	0	0	
雑費	790,000	0	0	0	0	0	0	
借入金利息支出	5,309,633	0	5,057,835	0	0	0	0	
経理区分間繰入金支出	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	
経常支出計(2)	359,935,683	1,694,966	246,097,774	7,129,589	4,077,971	52,541,595	48,393,788	
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	63,737,332	495,569	55,975,785	-2,478,763	864,415	7,658,712	1,211,015	
施設整備等資金収支差額(4)-(5)	収入	499,000	0	0	0	0	0	0
	支出	2,827,880	0	1,898,900	0	0	0	0
	収入	1,129,960	0	0	0	0	0	0
	支出	1,008,000	0	1,008,000	0	0	0	0
	雑費	690,900	0	690,900	0	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	2,827,880	0	1,898,900	0	0	0	0	
財務活動による収支	収入	0	0	0	0	0	0	0
	支出	23,952,202	0	18,804,000	0	0	0	0
	収入	23,952,202	0	18,804,000	0	0	0	0
	支出	3,000,000	0	0	0	0	0	0
	雑費	3,000,000	0	0	0	0	0	0
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-26,952,202	0	-18,804,000	0	0	0	0	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)-(10)	11,582,210	495,569	35,172,385	-2,478,763	864,415	7,658,712	1,211,015	
前期末支払資金残高(12)	151,495,631	2,945,677	56,618,635	21,010,510	11,429,498	44,403,347	15,087,964	
当期末支払資金残高(11)=(10)+(12)	163,077,841	3,441,246	91,791,020	18,531,747	12,293,913	52,062,059	16,298,979	

資金収支決算内訳表

(自) 平成 23 年 4 月 1日 (至) 平成 24 年 3 月 31日

社会福祉法人 川水流福祉会

勘定科目	合計	本部	特別養護老人ホーム	訪問介護支援事業	居宅介護支援事業	グループホーム	川水流保育園
介護福祉施設介護料収入	238,532,400	0	238,532,400	0	0	0	0
介護報酬収入(施設)	215,375,253	0	215,375,253	0	0	0	0
利用者負担金収入(施設)	23,157,147	0	23,157,147	0	0	0	0
居宅介護料収入	59,341,044	0	6,672,280	4,476,804	0	48,191,960	0
(介護報酬収入)	53,679,823	0	5,947,896	4,069,593	0	43,662,334	0
介護報酬収入(居宅)	52,868,050	0	5,947,896	3,257,820	0	43,662,334	0
介護予防報酬収入	811,773	0	0	811,773	0	0	0
(利用者負担金収入)	5,661,221	0	724,384	407,211	0	4,529,626	0
介護負担金収入	5,579,921	0	724,384	325,911	0	4,529,626	0
介護予防負担金収入	81,300	0	0	81,300	0	0	0
居宅介護支援介護料収入	4,808,270	0	0	0	4,808,270	0	0
居宅介護支援介護料収入	4,808,270	0	0	0	4,808,270	0	0
利用者等利用料収入	60,386,430	0	50,135,230	0	0	10,251,200	0
居宅介護サービス利用料収入	10,251,200	0	0	0	0	10,251,200	0
食費収入	39,084,070	0	39,084,070	0	0	0	0
居住費収入	10,857,760	0	10,857,760	0	0	0	0
その他の利用料収入	193,400	0	193,400	0	0	0	0
その他の事業収入	268,400	0	135,000	22,400	111,000	0	0
補助金収入(その他事業)	22,400	0	0	22,400	0	0	0
受託収入	246,000	0	135,000	0	111,000	0	0
運営費収入	47,634,848	0	0	0	0	0	47,634,848
私的契約利用料収入	141,000	0	0	0	0	0	141,000
補助事業収入	6,585,224	0	4,702,840	144,399	0	1,737,985	0
その他の補助金等収入	1,190,000	0	0	0	0	0	1,190,000
市区町村補助金収入(経常経費)	1,190,000	0	0	0	0	0	1,190,000
雑収入	1,883,102	190,000	1,453,088	0	0	1,000	239,014
受取利息配当金収入	41,496	535	10,347	3,908	2,216	9,042	15,448
経理区分間繰入金収入	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0
経常収入計(1)	422,712,214	2,190,535	301,641,185	4,647,511	4,921,486	60,191,187	49,120,310
人件費支出	263,984,912	250,000	194,825,804	6,559,670	3,745,573	47,379,826	38,489,131
役員報酬	250,000	250,000	0	0	0	0	0
職員給与	41,172,632	0	25,057,400	0	0	4,364,400	11,750,832
職員手当	28,910,704	0	18,906,088	0	0	3,210,726	6,793,890
非常勤職員給与	161,406,970	0	109,820,872	5,754,971	2,717,986	28,101,915	15,011,226
退職金	179,905	0	179,905	0	0	0	0
退職共済掛金	2,254,076	0	1,475,551	89,400	0	465,625	223,500
法定福利費	29,810,625	0	18,785,891	749,299	428,587	5,137,160	4,709,688
事務費支出	2,579,614	10,000	1,722,897	100,698	16,245	500,433	229,341
福利厚生費	1,184,928	311,400	725,280	2,568	4,400	10,360	130,920
旅費交通費	995,264	407,240	533,850	5,000	3,000	2,000	44,174
消耗品費	925,948	0	674,508	13,435	44,826	48,272	144,907
器具什器費	1,719,544	0	1,477,184	0	0	3,570	238,790
印刷製本費	792,624	0	457,851	0	121,562	58,428	154,783
水道光熱費	987,070	0	642,579	0	115,203	136,586	92,702
燃料費	262,559	0	10,420	161,139	91,000	0	0
雑費	241,120	0	55,755	0	0	0	185,365
通信運搬費	1,287,383	0	819,709	51,611	117,593	86,146	212,324
会議費	130,818	33,405	47,729	0	0	49,681	0
広報費	18,900	0	18,900	0	0	0	0
業務委託費	1,361,596	53,982	3,016,914	0	59,167	147,533	84,000
手数料	2,229,953	19,132	1,775,572	16,945	23,760	186,226	208,318
損害保険料	40,420	0	0	0	0	0	40,420
賃借料	2,170,066	0	1,424,734	0	190,890	134,778	419,664
租税公課	187,160	7,660	124,800	9,000	11,200	34,500	0
渉外費	455,618	323,552	142,066	0	0	0	0
雑会費	801,400	250,000	471,400	40,000	20,000	20,000	0
土地・建物賃借料	500,000	0	0	0	0	0	500,000
雑費	3,492,932	22,000	2,365,249	74,258	10,629	381,188	639,608
事業費支出	266,564,526	272,000	196,641,604	7,493,567	3,745,573	52,456,280	41,668,561
給食費	26,587,845	0	19,954,944	0	0	3,540,527	3,092,374
保健衛生費	1,347,508	0	1,161,371	0	0	5,880	180,257
被服費	802,400	0	602,400	0	0	0	0
教養娯楽費	1,521,855	0	1,378,263	0	0	143,592	0
日用品費	4,960,898	0	731,412	0	0	229,486	0
保育材料費	486,288	0	0	0	0	0	486,288
水道光熱費	15,804,440	0	12,209,010	0	0	2,595,140	1,000,290
燃料費	517,221	0	208,749	0	0	32,107	276,365
消耗品費	3,594,000	0	3,487,840	0	0	36,418	169,742
器具什器費	1,615,863	0	1,446,663	0	0	45,330	123,870
賃借料	4,951,236	0	4,920,886	0	0	0	30,350
雑費	190,000	0	170,000	0	0	20,000	0
車輦費	441,354	0	405,811	24,203	11,340	0	0
雑費	2,296,703	0	2,280,408	0	0	16,295	0
損害保険料	1,622,940	0	1,057,640	36,620	68,500	460,180	0
雑費	789,215	0	0	0	0	0	789,215
借入金利息支出	5,888,561	0	5,116,763	0	0	251,798	0
経理区分間繰入金支出	2,000,000	0	0	0	0	0	0
経常支出計(2)	359,158,153	1,888,371	245,865,264	7,129,147	4,055,888	52,456,280	47,963,203
経常活動資金収支差額(3)	63,554,061	302,164	155,775,921	3,518,364	765,598	7,664,807	1,157,107
施設整備等補助金収入	499,000	0	0	0	0	499,000	0
施設整備補助金収入(市区町村)	499,000	0	0	0	0	499,000	0
施設整備等収入計(4)	499,000	0	0	0	0	499,000	0
固定資産取得支出	827,860	0	1,598,900	0	0	525,000	603,960
建物附属設備取得支出	1,128,960	0	0	0	0	525,000	603,960
構築物取得支出	1,008,000	0	1,008,000	0	0	0	0
器具及び備品取得支出	690,900	0	690,900	0	0	0	0
施設整備等支出計(5)	827,860	0	1,598,900	0	0	525,000	603,960
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-2,328,860	0	-1,598,900	0	0	-25,000	-603,960
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0
財務収入計(7)	0	0	0	0	0	0	0
借入金元金償還金支出	23,952,209	0	18,804,000	0	0	5,148,209	0
設備資金借入金償還金支出	23,952,209	0	18,804,000	0	0	5,148,209	0
積立預金繰上金支出	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000
保育所施設・設備整備積立預金積立	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000
財務支出計(8)	26,952,209	0	18,804,000	0	0	5,148,209	3,000,000
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-26,952,209	0	-18,804,000	0	0	-5,148,209	-3,000,000
当期資金収支差額(10)=(3)+(6)+(9)	34,273,202	302,164	137,177,021	3,518,364	765,598	7,664,807	1,157,107
前期末支払資金残高(11)	151,495,631	2,945,677	56,618,635	21,010,510	11,429,498	44,403,347	15,087,964
当期末支払資金残高(10)+(11)	185,768,833	3,247,841	193,795,656	24,528,874	12,195,096	52,068,154	16,245,071

58

事業活動収支計算書

(自) 平成 23 年 4 月 1 日 (至) 平成 24 年 3 月 31 日

社会福祉法人 川水流福祉会

勘定科目		本年度決算	前年度決算	増減	
事業活動収支の部	収入	介護保険収入	363,336,544	285,468,864	77,867,680
		運営費収入	47,534,848	50,741,030	-3,206,182
		私的契約利用料収入	141,000	195,000	-54,000
		補助事業等収入	6,585,224	6,242,227	342,997
		経常経費補助金収入	1,190,000	400,500	789,500
		雑収入	806,140	324,875	481,265
		引当金戻入	1,076,962	528,453	548,509
		国庫補助金等特別積立金取崩額	10,902,705	8,484,420	2,418,285
	支出	人件費支出	263,984,912	234,637,564	29,347,348
		事務費支出	22,474,548	22,370,043	104,505
		事業費支出	63,429,766	56,226,149	7,203,617
		減価償却費	32,257,168	19,514,783	12,742,385
		引当金繰入	1,900,366	1,949,068	-48,702
		事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)		47,526,663	17,687,762
事業活動外収支の部	収入	受取利息配当金収入	41,496	93,542	-52,046
		経理区分間繰入金収入	2,000,000	2,686,116	-686,116
		事業活動外収入差額 (4)=(3)		2,041,496	2,779,658
	支出	借入金利息支出	5,368,561	1,058,789	4,309,772
		経理区分間繰入金支出	2,000,000	2,686,116	-686,116
		事業活動外支出差額 (5)=(4)-(3)		-5,327,065	-965,247
経常収支差額 (7)=(3)+(6)		42,199,598	16,722,515	25,477,083	
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入	499,000	30,062,000	-29,563,000
		特別収入差額 (8)=(7)		499,000	30,062,000
	支出	固定資産売却損・処分損	0	50,000	-50,000
		国庫補助金等特別積立金積立額	499,000	27,663,333	-27,164,333
		特別支出差額 (9)=(8)-(7)		499,000	27,663,333
特別収支差額 (10)=(8)-(9)		0	2,348,667	-2,348,667	
当期活動収支差額 (11)=(7)+(10)		42,199,598	19,071,182	23,128,416	
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額 (12)		380,355,881	361,284,699	19,071,182
	当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)		422,555,479	380,355,881	42,199,598
	基本金取崩額 (14)		0	0	0
	基本金組入額 (15)		0	0	0
	その他の積立金取崩額 (16)		0	0	0
	その他の積立金積立額 (17)		3,000,000	0	3,000,000
	次期繰越活動収支差額 (18)=(13)-(14)-(15)+(16)-(17)		419,555,479	380,355,881	39,199,598

指定管理者のモニタリングに関するアンケート
(平成 18 年 7 月調査結果)

平成 18 年 12 月

みずほ情報総研株式会社
Mizuho Information & Research Institute

はじめに

平成 15 年 9 月に指定管理者制度がスタートしてから三年が経過し、管理委託制度から指定管理者制度への移行期間が終了した。これまでは制度導入期との位置付けのもと、自治体の関心は指定管理者の募集・選定・協定締結の手續きにあったと言える。しかし、今後の運用期においては、制度の導入目的を達成するため「いかにモニタリング・評価を実施していくのか」に関心は移っていくものと思われる。

モニタリング・評価の重要性が認識されてきているのは、管理委託制度から指定管理者制度への移行に伴い、公の施設の管理運営が民間企業へも認められたことと大きく関係している。従来は自治体職員の派遣や運営費補助金などを通じて外郭団体等を中心とした管理受託者に対する実質的なモニタリング・評価が行われてきた。しかし職員派遣や運営費補助金の交付がない民間企業に対してはこのモニタリング・評価の枠組みは機能しなくなる。その一方で、近年自治体が進める業務委託において、個人情報の漏えいや再委託先による安全管理の不備から重大な事故が発生するケースなどが社会的関心を集めている。そのため、営利性を追求するあまり不適切な管理運営が行われていないか、経営は安定しているか、公平性は守られているか、個人情報管理や危機管理、再委託先管理は適切に行われているか等々、さまざまな点で住民や議会の関心が高まっているとともに、自治体にはその説明責任が求められているといえる。

これらネガティブチェックに加え、モニタリング・評価を行財政改革をさらに推進するためのツールとして活用しようとする動きも見られる。指定管理者制度の導入目的は、住民サービスの質向上とサービス提供コストの節減にある。この目的を達成するために、自治体と指定管理者が合意した事業計画に基づき、目標達成のための取り組みや計画の進捗状況、成果をモニタリング・評価し、問題点や課題解決のために何が必要であるのかを分析して改善活動につなげていくという試みがなされている。

しかし、これらの取り組みはまだ少数であり、多くの自治体においては、モニタリング・評価は今後の課題となっている。そこで本アンケート調査は、自治体のモニタリング・評価への取り組みの現状と課題を把握することを目的に実施した。事前の想定のとおり、自治体においては、モニタリング・評価の必要性を強く感じる一方で、具体的な評価基準や評価指標の設定の難しさなどから、組織的に取り組みを行っている自治体はまだ少数であった。そのような中でも、モニタリング・評価に関する指針を作成するなどの動きが見られるようになってきており、これらが今後、他の自治体にも波及していくものと考えられる。

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名) 企画課(姫田明範)

2 施設名	延岡市島野浦島開発総合センター		4. 管理団体の名称: 島浦町区
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	島浦町の住民が生活に密着した様々な用途に利用できる、島唯一の公共施設であり、公の施設として存続させるべきである。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	島浦町の住民のニーズを十分に反映させる必要があり、民営化にはなじまない。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<input checked="" type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	現在、島浦町区を指定管理者として制度を導入している。

		(運営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか		現在、島浦町区を指定管理者として協定を結んでいる。使用料収入を管理運営費用に充てることで、管理運営が必要十分に賄えており、指定管理料は支払っておらず、これ以上のコスト削減はない。	

0.0%



「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):企画課(姫田明範)

2.施設名	延岡市川中コミュニティセンター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称:川中コミュニティセンター管理運営委員会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	○これからのまちづくりを行ううえでは、地域コミュニティの活性化が重点課題となっており、地域コミュニティを活性化させる拠点の整備を図り、行政が関与しながら地域活動を活性化を図っている。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	○地域住民の施設利用は活発になされているが、民間法人・団体等が施設利用料等の収入のみで運営を継続していくことは困難な状況。また、地域コミュニティの活性化を図るという目的達成のために、地域住民のニーズを反映させる必要があり、行政がその点に配慮する必要がある。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	現在、指定管理者に管理運営を委託している。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか		市内の類似施設の利用料等の基準を統一した上で、受益者負担をすすめ、あわせてそれに応じた指定管理料の減額をおこなう。	

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名): 市民課

2.施設名				4. 管理団体の名称:	
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設			
			検証結果		その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	火葬場はなくてはならないものである為、今後も「公の施設」として存続すべきである。		
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	業務が特殊であること、また、築27年を経過していることから設備等が当時のままで老朽化が著しい為、管理運営上「指定管理者制度」の導入は困難である。		
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	<input type="radio"/> 導入出来る <input checked="" type="radio"/> 導入出来ない	業務が特殊であること、また、築27年を経過していることから設備等が当時のままで老朽化が著しい為、管理運営上「指定管理者制度」の導入は困難である。		

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 委託料:10,343,200円	(コスト面) 委託料:20,000,000円 (4人体制)	現在は、管理人夫婦2名分で委託料を契約しているが、指定管理者制度にした場合は、4人体制、常時は3人勤務となると予測される。
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

ス

1 施設所管課(担当者名) 生活環境課(宮崎)

2施設名	岡富公園墓地、西階公園墓地		4. 管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	墓地は、その設置や埋葬等の行為が国民の宗教的感情に根ざすものとされ、必要不可欠な施設である。なお、「墓地、埋葬等に関する法律」により墓地の設置者は、原則、地方公共団体に限るとされている。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	墓地は、非営利性・永続性が強く求められており、その為に墓地の経営は、原則、地方公共団体に限るとされている。仮に民営化を行うとした場合、収入額は永代使用料と管理費となるが、新規に貸付しうる区画は少なく、又、管理料については、現在、徴収しておらず、徴収しようにも使用者の2~3割は所在不明である。故に、民間が維持管理を行うには、かなりの負担となる。
7	指定管理者制度の導入が出来るか	導入出来る 導入出来ない	岡富公園墓地は、立地条件により利便性や安全性に問題があり、環境の改善が困難な状況である。又、西階公園墓地を含め、その使用者が把握出来ておらず、住基端末や戸籍調査を行う必要があり、この調査を行うには、民間の業者には困難と思われる。よって指定管理者制度への移行は現状では難しい。

民営化できる
民営化できない

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

(コスト面)
 人件費:400万円(1名)
 管理費:355万円(清掃業務委託)
 // : 70万円(光熱水費)
 修繕費:310万円(18年度予定 都市計画課施行予定)
 手数料: 55万円(伐採、交通誘導)
 使用料収入▲344,600円(18年度)
 市負担1156万円

(サービス面)
 空き区画の貸し出し業務や、清掃、共有スペースの草刈、雑木剪定、災害時の復旧工事、お盆時の交通誘導等

(コスト面)
 人件費:800万円(200万円×4名)
 管理費:110万円(光熱水費、軽トラック維持費、燃料費、通信費)
 施設使用料 ▲75万円
 市負担835万円

(サービス面)
 左記より、個人区画内の清掃等、新たに可能となるが、災害時における復旧工事等の危険箇所対策が困難となりうる。

市直営、指定管理者制度導入の場合、負担額にはあまり差がないが、それは危険箇所対策がなくなるといった前提にたった比較であり、岡富公園墓地の立地条件を考慮すると、修繕費は年100~200万円程度必要であるため、指定管理者への移行は、コスト増かサービス低下のいずれかの選択に他ならない。

遠距離利用者のため、区画内の管理(清掃)が可能となるかもしれないが、災害等緊急時の対応は、予算面の契約により、困難となることが予想される。現在の岡富・西階公園墓地の立地条件を考えると、指定管理者制度を導入するメリットはない。

7

<p>1. 組織の概要</p>	<p>2. 組織の沿革</p>	<p>3. 組織の現状</p>
<p>4. 組織の目的</p>	<p>5. 組織の業務</p>	<p>6. 組織の成果</p>
<p>7. 組織の将来</p>	<p>8. 組織の課題</p>	<p>9. 組織の展望</p>
<p>10. 組織の結論</p>	<p>11. 組織の総論</p>	<p>12. 組織の附録</p>

1950年10月1日現在

<p>1. 組織の概要</p>	<p>2. 組織の沿革</p>	<p>3. 組織の現状</p>	<p>4. 組織の目的</p>
<p>5. 組織の業務</p>	<p>6. 組織の成果</p>	<p>7. 組織の将来</p>	<p>8. 組織の課題</p>
<p>9. 組織の展望</p>	<p>10. 組織の結論</p>	<p>11. 組織の総論</p>	<p>12. 組織の附録</p>

1950年10月1日現在

<p>1. 組織の概要</p>	<p>2. 組織の沿革</p>	<p>3. 組織の現状</p>	<p>4. 組織の目的</p>
<p>5. 組織の業務</p>	<p>6. 組織の成果</p>	<p>7. 組織の将来</p>	<p>8. 組織の課題</p>
<p>9. 組織の展望</p>	<p>10. 組織の結論</p>	<p>11. 組織の総論</p>	<p>12. 組織の附録</p>

1950年10月1日現在

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):酒井 勝洋

2施設名	延岡市老人福祉センター		4. 管理団体の名称: 財団法人延岡市高齢者福祉協会
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検 証 結 果	そ の 理 由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が高まるなか、高齢者の生きがいと健康づくりの一端を担うこの施設は必要である。 ・利用者数も多く、施設が無くなった場合、近くに代替となる施設がない。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会局通知「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」において、老人福祉センターの運営主体は地方公共団体または社会福祉法人とすることが原則となっている。 ・施設は利用料が原則無料であり、施設の運営補助が無ければ、施設管理運営は不可能である。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	・現在導入中

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 人件費2,200万円(5人分)	(コスト面) 人件費1,977万円(5人分)	(サービス面) 要綱に定める事業を行うのに適した人材の確保ができる団体を指定管理者とすることができ、施設の目的に即した、サービスの提供が行える。
			(サービス面の比較)	老人福祉センターで行われる事業は、国の定める老人福祉センター設置運営要綱で定められており、その要綱に規定される健康相談や機能回復訓練等の実施については専門的な知識等を持った人材の確保が必要となるため、行政職員で人材を確保するよりは、これらの要件を満たす団体に委託の方がサービスの向上を図れる。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	人件費の見直しや事業費の見直しを行い、コスト削減を図っている。		

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):酒井 勝洋

2.施設名	延岡市恒高地区高齢者コミュニティセンター		4. 管理団体の名称: 社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が高まるなか、高齢者の生きがいと健康づくりの一端を担うこの施設は必要である。 ・利用者数も多く、施設が無くなった場合、近くに代替となる施設がない。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、高齢者の生きがいづくり等を目的とした施設で、市の生きがいと健康づくり事業を展開しており、施設の運営と事業の運営との連携により運営がなされているため。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	<ul style="list-style-type: none"> ・現在導入中 <

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 人件費400万(1人分) (サービス面)	(コスト面) 人件費150万(1人分) (サービス面)	管理経費については、直営及び指定管理者どちらも大きな差は無いと思われるが、指定管理者制度を活用したほうが人件費の差額250万が削減できる。 (サービス面の比較) この施設は、生きがいと健康づくり事業を行う施設となっているため、生きがいと健康づくりに関する知識等を持った者の配置も必要となるので、事業と一体的な運営が行える団体に委託する方が設置目的を達成できる。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	年々利用者が増加しているが、委託料は現状のままを維持しているため、削減は困難である。		

7

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者):酒井 勝洋

2.施設名	延岡市東海デイサービスセンター		4. 管理団体の名称: 社会福祉法人三ツ葉会
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) < 指定管理者制度導入施設	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき <input checked="" type="radio"/> 廃止すべき	・市内にデイサービス事業所は複数あり、市が行わなければならない理由 はほぼ無い状態である。 ・ただし、施設は国県の補助を受けて建てた施設であるため、譲渡等を行う には検討が必要である。
6	民営化できないか	<input checked="" type="radio"/> 民営化できる 民営化できない	・平成5年より公設民営で運営している。 ・施設の管理運営に掛かる費用は介護報酬で賄われており、指定管理料 は支払っていない。
7	指定管理者制度の導入が出来 ないか	<input checked="" type="radio"/> 導入出来る 導入出来ない	・現在導入中

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管 理者制度を活用した場合との 比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 人件費6,000万円(15人) 事務費1,300万円	(コスト面)	現在委託料は支払っておらず、すべての費用は、指定管理者が負担している状態 であるため、直営にする時点で、人件費及び、管理経費が発生することになる。
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較) 行政職員が介護サービスを提供するよりも社会福祉法人等で専門的な知識や、技 術、経験を持った人が提供するほうがレベルが高いサービスを提供できる。
9	指定管理者制度を既に活用し ている施設のコスト削減は出来 ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):酒井 勝洋

2.施設名	延岡市岡富デイサービスセンター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) < 指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称: 財団法人延岡市高齢者福祉協会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき <u>廃止すべき</u>	・市内にデイサービス事業所は複数あり、市が行わなければならない理由 はほぼ無い状態である。 ・ただし、施設は国県の補助を受けて建てた施設であるため、譲渡等を行う には検討が必要である。
6	民営化できないか	<u>民営化できる</u> 民営化できない	・平成10年より公設民営で運営している。 ・施設の管理運営に掛かる費用は介護報酬で賄われており、指定管理料 は支払っていない。
7	指定管理者制度の導入が出来 ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	・現在導入中

8	直営で管理をした場合と指定管 理者制度を活用した場合との 比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 人件費2,800万円(7人分) 事務費950万円	(コスト面)	現在委託料は支払っておらず、すべての費用は、指定管理者が負担している状態 であるため、直営にする時点で、人件費及び、管理経費が発生することになる。
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
				行政職員が介護サービスを提供するよりも社会福祉法人等で専門的な知識や、技 術、経験を持った人が提供するほうがレベルが高いサービスを提供できる。
9	指定管理者制度を既に活用し ている施設のコスト削減は出来 ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):酒井 勝洋

2.施設名	延岡市島浦デイサービスセンター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) < 指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称: 社会福祉法人千寿会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき <u>廃止すべき</u>	・市内にデイサービス事業所は複数あり、市が行わなければならない理由 はほぼ無い状態である。 ・ただし、施設は国県の補助を受けて建てた施設であるため、譲渡等を行う には検討が必要である。
6	民営化できないか	<u>民営化できる</u> 民営化できない	・平成12年より公設民営で運営している。 ・施設の管理運営に掛かる費用は介護報酬で賅われており、指定管理料 は支払っていない。
7	指定管理者制度の導入が出来 ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	・現在導入中

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管 理者制度を活用した場合との 比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 人件費1,600万円(4人分) 事務費350万円	(コスト面)	現在委託料は支払っておらず、すべての費用は、指定管理者が負担している状態 であるため、直営にする時点で、人件費及び、管理経費が発生することになる。
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較) 行政職員が介護サービスを提供するよりも社会福祉法人等で専門的な知識や、技 術、経験を持った人が提供するほうがレベルが高いサービスを提供できる。
9	指定管理者制度を既に活用し ている施設のコスト削減は出来 ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		

②

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):酒井 勝洋

2.施設名	延岡市養護老人ホーム若葉荘		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称: 社会福祉法人みのり会	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない
		その理由	
		<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームは、老人福祉法で市町村及び社会福祉法人でなければ設置することができないことになっており、社会福祉法人では設置できるようなところがないため、人口規模を考慮しても市が設置し、存続すべきである。 ・平成8年より公設民営で運営している。 ・建物が老朽化しており、譲渡方法等については、検討が必要である。 ・現在導入中 	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 人件費12,000万円(30名分) 事務費8,000万円 (サービス面)	(コスト面) (サービス面)	施設の運営は、措置費で行われており、施設管理運営に関する委託料は支払っていない。このため、直営とした場合、その分の人件費が増えることとなる。 (サービス面の比較) 行政職員が介護サービスを提供するよりも社会福祉法人等で専門的な知識や、技術、経験を持った人が提供するほうがレベルが高いサービスを提供できる。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		

2

1. 施設所管課(担当者名): 児童家庭課 (古川久師)

2. 施設名 山下保育所外7園

3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称: 延岡市
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	・延岡市の保育ニーズは高く、入所児童数も年々増えている。 ・保育ニーズに対して保育所定員はまだ十分ではなく、毎年定員を入所児童数が上回る状況となっている。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	・平成17年度と18年度に5園を民営化したばかりであり、今後の民営化は計画されていない。 ・今後民営化を計画する際には、すでに民営化した5園の状況を十分検証してから行うべきである。
7	指定管理者制度の導入ができないか	導入できる 導入できない	・保育所は子どもを長時間預かる専門的な施設であり、継続的な安定した経営が求められるため。 ・子どもが数年間にわたって通う施設であり、長期的展望に立った保育計画を立て、実施できる必要があるため。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較(コスト、サービス等)	<p>(コスト面) 公立保育所の運営費は一般財源化されているため、人件費、設備費、施設費等すべて一般財源でまかなう。</p> <p>(サービス面) ・保育士の身分を保証し、実務経験を蓄積させることで、<u>質の高い保育を実施できる</u>。 ・民間保育所と明確な区分はないが、民間が受け入れ困難なケースでの児童受け入れ等の受け皿的な役割や、待機児童対策の際の定員拡大等の調整的役割を担っている。</p>	<p>(コスト面) ・民間保育所の運営費には、国庫補助、県費補助がある。 ・社会福祉法人立の保育所が改築を行う際には、国庫補助がある。(指定管理者では改築補助は受けられない)</p> <p>(サービス面) ・保育の実施に当たって、運営費の支出が柔軟に行えるため、施設設備にかかる費用を有効に使用することができ、施設を充実させることができる。 ・コストダウンのために人件費を削減する場合もあり、経験が蓄積された職員が、続けて雇用されにくい。 ・指定管理者制度では、長期的な保育計画や施設整備計画が立てにくいこと、安定的な保育サービス提供は難しいと思われる。</p>	<p>国、県の補助を受けられる民間保育所のほうがコスト面で優れている。 保育所運営費及び、保育所施設整備の補助体系は民間施設(社会福祉法人立)に有利にできており、指定管理者よりも民営化がよりコスト面でのメリットが大きい。</p>
				(サービス面での比較)

2

1 施設所管課(担当者名): 児童家庭課 (稲葉)

2 施設名	緑ヶ丘児童館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 社会福祉法人緑ヶ丘福祉会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることが目的であり、地域の児童が多く利用している。最近では児童の安全確保の面からも関係機関や地元住民との十分な連携が求められ、地域に根ざした重要な施設となっている。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	当施設の収入は定められた指定管理料のみであり、他に収益事業はできないために他の収入はない。また、定められた管理料の範囲内での管理運営を行っており、現状での民営化は困難と判断する。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	(サービス面の比較)
		(サービス面)	(サービス面)	
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	市が支払う(国・県・市の定められた補助金を財源とした)管理料のみで管理運営を行っており、収益のある事業はできないために他に収入はない。指定管理料のみの収入で管理運営しているが、指定管理料の範囲で効率的に運営をしており、これ以上のコスト削減は困難である。		

⑦

1 施設所管課(担当者名) 児童家庭課 (稲葉)

2 施設名	旭児童館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 学校法人純心学園
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	当児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることが目的であり、地域の児童の利用が多い。旭児童館では同時に放課後児童クラブも開設している。最近では児童の安全確保の面からも関係機関や地元住民との十分な連携が求められ、地域に根ざした重要な施設である。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	当施設の収入は定められた指定管理料のみであり、他に収益事業はできないために他の収入はない。また、定められた管理料の範囲内での管理運営を行っており、現状での民営化は困難と判断する。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	当施設は、市が支払う(国・県・市の定められた補助金を財源とした)管理料のみで管理運営を行っており、指定管理料のみの収入である。施設はその範囲内で効率的な管理運営を行っているため、これ以上のコスト削減は出来ないと判断する。		

Z

1 施設所管課(担当者名): 児童家庭課 (稲葉)

2. 施設名	母子生活支援施設 ファミリーハイツ		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 社会福祉法人緑ヶ丘福祉会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	母子生活支援施設は児童福祉法に基づき配偶者のいない女子を対象に、児童の福祉に欠ける保護者からの入所申込があった場合は、本施設に保護することになっている。年々増加する母子家庭の態様は様々であり、自立した生活の支援が必要であり存続すべきである。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	当施設は母子家庭の入所施設であり、部外者の出入りは制限されることから他の収益事業の実施は困難であり、管理運営は指定管理料で実施されている。また本施設は老朽化しておりいずれ大規模な改修が必要となる。以上のことから、現段階での民営化は困難である。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(サービス面)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">/</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(サービス面)</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(サービス面)</div> </div>	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	<p>本施設については、国の基準に基づき決定する指定管理料により運営されているが、同管理料は法により必要とされる母子指導員等の職員の person 費や軽度の施設管理費にあてられていることや他の収益事業の実施が困難であることから現行の指定管理料のみで管理運営されており、コスト削減は出来ない。また、本施設は、保護や自立支援を必要とする母子世帯の入所施設であり、コストのみで施設の業務内容を判断することはできない。</p>		

⑦

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名) 児童家庭課(兒崎)

2 施設名	延岡ライトハウス盲人ホーム		
3	現在の管理運営形態(いずれかを選択)	直営施設(一部業務委託を含む) < 指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称: 財団法人 延岡愛盲協会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	当該施設では、社会福祉法第2条第3項に基づき、自営または雇用されることの困難なあん摩マッサージ師指圧師免許、はり師免許、又はきゅう師免許を有する視覚障害者の自立更生を図るための事業を実施しており、公の施設としての役割を担っている。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	現在、小額の利用料収入はあるものの、その収入だけでは当該施設の管理運営等の民営化は困難である。今後は制度改正により、市が実施する地域生活支援事業の中で事業を行っていくが、国や県の補助が措置はされているものの、受けられるかどうか不明であり、民営化については困難な状況である。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	盲人ホーム事業については、障害者自立支援法の施行により制度が改正され、地域生活支援事業の中のその他の事業として実施することとなった。このため、国・県の補助が統合補助金として措置されているもの、今後の見通しは不透明であり、厳しい運営を余儀なくされている状況である。指定管理者である愛盲協会は、盲人ホーム事業のほかにも点字図書館運営(国事業)や情報化対応管理事業(県事業)を実施しており、それぞれ定められた事業費で効率的な事業運営を行っているところであるが、情報化対応管理事業が本年度で終了するため、これ以上のコスト削減は困難な状況である。		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名)、児童家庭課(兒崎)

2 施設名	延岡ライトハウス点字図書館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 財団法人 延岡愛盲協会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	当該施設では、身体障害者福祉法第27条第3項に基づき、視覚障害者の自立と社会参加を支援するとともに、視覚障害者更生指導所として「視覚障害者総合支援センター」の役割を担うなど、地域に根ざした視覚障害者の拠点施設として貢献している。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	当該施設は、視覚障害者の更生支援施設として設置されているため、収入はなく、現在の状況では当該施設の管理運営等の民営化は困難である。また、民営化した場合に、国や県の補助金額が減少することとなり、運営は更に困難になるものと判断される。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	点字図書館運営にあたっては、国の定める「身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱」により、基準額が定められており、それを国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)で負担している。指定管理者である愛盲協会は、点字図書館のほかにも盲人ホーム(国事業)や情報化対応管理事業(県事業)を実施しており、それぞれ定められた事業費で効率的な事業運営を行っているところであるが、情報化対応管理事業が本年度で終了するため、これ以上のコスト削減は困難な状況である。		



「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1. 施設所管課(担当者名): 健康管理課 (中村)

2. 施設名	延岡市立島浦診療所		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 島浦町区
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	過去の経緯から、島浦区では医師の常駐を希望しており、市としても離島医療の確保を図るため存続していくべきと思われる。ただし、浦城港に10分、阿蘇港に5分で渡れることなどから、常時、島内で対応する必要がないと政治的に判断できればこの限りではない。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	島内人口は18年4月現在1258名であり、毎年約50名ずつ減少している状況にある。対象人口が少ないことなどもあり、年間約2000万円の赤字補填をしており、現在のように医師が常駐し週5日診療するとい形態を継続していくとすれば、民間での経営は極めて厳しいと考えられる。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	17年度決算で、人件費55.7%、医薬材料費等32.6%、事務経費11.7%となっている。また、人件費やリース料など固定経費は65.3%、医薬材料費など変動経費が34.7%となっているが、医薬材料費については、診療報酬や窓口収入など歳入としてカバーされるので、実質的に財源持ち出しとなる医薬材料費以外の事務消耗品、臨時職費などの変動経費は2.2%(1,357千円)にしかあたらない。コスト削減するためには固定経費の大部分を占める人件費について、給料の引下げ、人員の削減などで対応するしかないと考えられるが、医師確保の観点上、医師と良好な関係を保つため協議納付のうえで行う必要がある。容易ではないと思われる。		

7

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名): 健康管理課(中村)

2.施設名	延岡市夜間急病センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 延岡市医師会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	広域市町村の負担でも運営しており、延岡市だけでなく県北地区における夜間初期救急医療の拠点施設である。今のところ、これにかわる医療施設はなく、指定管理者である医師会も、各医療機関や大学派遣による医師を割り振りしながら運営している状況であり、行政、医師会、大学などの協力のもと成り立っている施設である。したがって、公の施設として存続すべきである。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	17年度実績では、151,455千円の支出に対し、87,899千円の収入であり、差し引き63,556千円の赤字補填財政負担をしている。現在医師会を指定管理者としているが、 <u>スタッフの確保にも苦慮している状況</u> にあり採算ベースに乗せることは極めて厳しく考えられる。市民の生命に関わる初期救急医療の確保は市の責務であり民営化することは困難。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか。	17年度決算(小児科365日診療の開始に伴う工事費等を除く)では、給与費68.0%、医薬材料費等9.5%、その他経費17.2%となっている。また、人件費や大型医療機関の返済費など固定経費は86.9%、医薬材料費など変動経費が13.1%となっている。診療報酬や窓口収入など歳入としてカバーされる医薬材料費を除く変動経費は7.0%(10,293千円、うち医師会病院への検査委託料など委託料が5,351千円)となっている。診療報酬に影響のない変動費はわずかであり、コスト削減する部分は限られる。また人件費の削減については、 <u>スタッフの確保が困難になることから難しいと思われる。</u>		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名): 山本

2.施設名	山下児童館・中島児童館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称: 延岡市
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	児童館は、①子育て親子の交流や子育て相談・支援の場、②放課後の児童の居場所、③地域の高齢者等や児童の交流の場、となっており不特定多数の親子等や児童が利用し、子育て支援事業及び地域コミュニティ再生に必要な施設である。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	山下・中島児童館は、ともに山下保育所・中島保育所と同一施設内であることから、児童館のみの民営化は困難である。
7	指定管理者制度の導入が出来るか	<input type="radio"/> 導入出来る <input checked="" type="radio"/> 導入できない	山下・中島児童館は、ともに山下保育所・中島保育所と同一施設内であることから、児童館のみの指定管理者制度導入は困難である。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 山下・中島児童館の運営費は一般財源化されており、人件費、設備費、施設費などすべて一般財源で賅う。	(コスト面) 指定管理者制度を導入すると、運営費として国県補助が受けられる。補助額は、1館1,033千円(平成18年度)となっている。補助は受けられるが、国の通知により児童館には職員を2名以上配置することになっており、当該職員の人件費にも満たない。	指定管理者制度を導入すると、国・県の補助を受けることができるが、人件費1人分にも満たない金額であることから、市費による補填が必要となる。指定管理者制度や民営化しても開館中は児童であれば誰でも利用することができることから、別途収益事業を実施することは困難である。
		(サービス面) 児童館には、子育て中の保護者の子育てに関する不安の解消や子育て支援の実施、更には放課後の児童の安全で安心できる居場所、更には地域の住民と児童の交流による地域再生の役割を担うことが要請されている。このような業務を実施にあたっては指導員が重要な役割を果たすことになることから、指導員の身分を保証することにより児童館の業務を担保している。	(サービス面) 児童館の業務を実施するに当たっては、指導員の役割が大きくその身分の保証が十分に担保される必要がある。また、児童館では収益事業の実施が困難であることから、運営は指定管理料のみとなる。このことから、経験豊富な指導員の確保に懸念がある。	(サービス面の比較) 児童館の業務を確実に実施し、市民サービスに対応するには、安定した指導員の確保が不可欠であることから、直営で実施することが適切である。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名)、健康管理課(伊東)

2 施設名	ヘルストピア延岡		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: ㈱ヘルストピア延岡
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <u>存続すべき</u> 廃止すべき </div>	<p style="text-align: center;">その理由</p> <p>・年間延べ20万人以上の利用客がいて、市民の健康増進、憩いの場として定着している。地域の高齢者にとっては、送迎バスを利用し、交流と健康づくりの場として役立っている。また、台風災害時等の被災者への入浴、休憩等の施設として、保健衛生的な機能も有している。 長期的に見れば、医療費や介護費用の抑制につながることは明らかであり、公の施設としての存在価値は高い。</p>
6	民営化できないか	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 民営化できる <u>民営化できない</u> </div>	<p>・現在の経営主体は株式会社であるので、民営と言えなくもないが、それ以外の民間企業に経営を移せないのかということであれば、現在、ぎりぎりまでコスト削減をしてきており、今のサービスを維持していくことを前提として民間企業が利益を出していくのは困難である。 また、昨年度、庁内選定会議を経て、議会の承認を得た上で、指定管理者として指定し(10年間)、基本協定を結んでいる。</p>
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 導入出来る 導入出来ない </div>	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	・ぎりぎり(繰棒1本)までコスト削減を続けてきており、現在のサービスを維持しながらのコスト削減は難しいが、平成21年度以降に新・清掃工場から買電する予定であり、電気料の削減を見込んでいる。 ・赤字部門である喫茶ポプリからの撤退や、レストラン部門の外部委託等、これまでも収支を改良するために経営努力を続けてきているが、更に検証を続け、本館経営に影響を及ぼす大学学食等の収支について検討し、赤字部門の切り離しについても進めていきたい。		

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):重本 尚範

2.施設名	食肉センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	<input checked="" type="radio"/> 指定管理者制度導入施設 <input type="radio"/> 仮設施設(一部業務委託を含む)	4. 管理団体の名称:(株)宮崎ビーフセンター
		検 証 結 果	そ の 理 由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	と畜場法により市の事業として運営している。限りは「公の施設」としての存続が必要であるが公共と畜の減少に伴い今後存廃両面から地元、委託業者と協議を行う
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	延岡市の公共と畜頭数は、年々減少しているため、新たに第三セクターを設立し、民営化しても公共と畜の収入のみでの運営は不可能であると思われる。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	<input checked="" type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	現在の民間業者との業務委託形態から考えると、同一業者への譲渡であれば、自社業務と公共と畜の両立が容易なため、経営上も無理なく運営を行うことが可能である。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 委託料全額 (サービス面) 少量ながら市内精肉販売者 卸売業者の利用に即した、切迫と殺などのサービスもある。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			(サービス面の比較)

1.施設所管課(担当者名):農林課(高橋)

2.施設名	延岡市舞野地区多目的研修センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称:舞野地区多目的研修センター運営協議会	
		校 証 結 果	
		その理由	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない
		既に導入済み	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)	(コスト面) (サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	<ul style="list-style-type: none"> ・減免規定の廃止により利用料金収入増を図る。 ・料金表、利用時間の見直しを行い、収入増、利用増を図る。 ・閉館、閉館時間の見直しを行い、施設に常駐している管理人の勤務時間を調整することで、委託料の削減を図る。 		

2

1 施設所管課(担当者名) 農林課(田中)

2 施設名	延岡市家畜排せつ物処理センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない
		その理由	
		当該施設は延岡地区の精畜連携をはじめとする資源循環型農業の要である。また、家畜排せつ物法施行により、延岡地区の畜産環境保全にとってなくてはならない重要な施設となり、そのため公共性が高く存続すべきである。	
		延岡市家畜排せつ物処理センターは平成6年に延岡市が50%出資し設立されたが、管理運営を第3セクターである樹延岡地区有機肥料センターに委託している。民営化となれば、当該施設を樹延岡地区有機肥料センターに譲渡する事になるが、現在の経営状況で委託料収入がなくなることは経営的に厳しい。さらに、老朽化の進んだ施設・設備の修理・更新経費が生じ、有機肥料センター自体の存続が難しくなる。	
		既に指定管理者制度を導入済みである。	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	既に指定管理者制度を導入済みである。
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか		節電・事務費の削減などコスト削減には力を入れており効果は出てきている。しかし、機械・施設の老朽化が進み、修繕費にコストがかかっているのが現状である。	

③

1 施設所管課(担当者名): 農林課 (安田)

2 施設名	延岡市農産加工研修センター		4. 管理団体の名称: 延岡市農産加工研修センター運営協議会
3	現在の管理運営形態(いずれかを含む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		校 証 結 果	そ の 理 由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	利用者は農家以外にも拡大し、年々施設の利用者が増えている。 農産加工研修施設として地元農業の振興に寄与し、また農家をはじめとする 市民の施設利用の需用が高いため、公の施設として存続すべきである。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	施設を譲渡し民営化した場合、人件費、施設維持管理費、固定資産税等の 経費が必要になり、譲渡先の財政的負担が増大することから、譲渡先が譲渡 を拒み、現実的に民営化は難しいものと思われる。 ※現在、人件費は全額JA負担、また施設利用料収入で不足する維持管理 費の補填を指定管理料として支出している。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	<input type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管 理者制度を活用した場合との 比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	(サービス面の比較)
	(サービス面)	(サービス面)		
9	指定管理者制度を既に活用し ている施設のコスト削減は出来 ないか	夏・冬の施設利用率を上げて収入増を図る。		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名)：農村整備課（高橋）

2.施設名	農村公園		
3	現在の管理運営形態(いずれかを含む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		4. 管理団体の名称: —	
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
		その理由	
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較（コスト、サービス等）	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) ・維持管理等は市の負担。	(コスト面) ・事業収益が期待できない。	・同左
		(サービス面) ・差別的な取扱いを行わない。	(サービス面) ・営業的に有利な者を優先的に利用させる可能性がある。 ・商業主義になる可能性もある。	(サービス面の比較)
				・同左
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名) : 農村整備課 (西村)

2 施設名	延岡市東海コミュニティセンター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称: 延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
		その理由	
		<ul style="list-style-type: none"> 施設設置の目的達成が困難になるため。 市民の広く平等な利用の確保が困難になるため。 	
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
		施設の性質上、採算性が無く、民営化は困難である。	
7	指定管理者制度の導入が出来る 出来ないか	導入出来る	導入出来ない

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者独自の事業収益等を期待したいが、具体的な検討はなされていない状況である。 管理運営経費は、ほぼ人件費であり、コスト削減は困難な状況である。 		

ス

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名) : 農村整備課 (高橋)

2 施設名	黒仁田地区営農飲雑用水供給施設		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <input checked="" type="radio"/> 指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称: 黒仁田生産組合
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	・施設は公のものとして管理するべきである。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	・事業収益を考えると民営化は厳しい状況である。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<input type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	(サービス面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	・現在の状況でコスト削減を導入するような経費はありません。		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果表

1.施設所管課(担当者名):商業観光課(伊藤)

2.施設名	延岡市中小企業振興センター		4. 管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	3Fには展示場、4Fには研修室(2室)、5Fには会議室(3室)を有し、市内の中小零細企業の研修、会議に有効利用されている。また、2Fには地場産品常設展示即売場が設置されており、延岡市の地場産品の販売促進に貢献している。利用者数も安定してきており、今後も地域経済の発展に貢献する。
6	民営化できないか	民営化できる	本館に商工部(1Fに商業観光課、4Fに工業振興課)が入る。本館の4F研修室、5F会議室、3F展示即売場への使用申込み受付業務については、臨時職員で対応。日常の清掃、時間外及び休日の受付業務、警備をシルバー人材センターへ委託。また、臨時職員等が対応できない時を商業観光課職員で対応。使用料は市収入。光熱水費、通信料、法定を含む各設備点検費用、修繕費用などすべて市対応。民営化すると、さらに人員確保が必要となり、コスト軽減等が図られる可能性は低い。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	上記の民営化できない理由と同様の理由により、指定管理者制度では、さらなる人員確保が必要となり、コスト軽減等が図られる可能性は低い。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		コスト面 委託料:5,000千円(警備・清掃、設備保守点検等) 管理事務費:13,000千円(臨時職員給、水光熱費、通信費等) ▲施設使用料:5,000千円 市の負担額:13,000千円	コスト面 委託料:5,000千円(警備・清掃、設備保守点検等) 管理事務費:9,000千円(通信費、自主事業費) 指定管理料:7,000千円(人件費:2,000千円×2人=4,000千円を含む) ▲施設利用収入:5,000千円 市の負担額:16,000千円	直営の場合は、委託料と管理事務費から施設利用収入を差し引くと、年額10,000千円の支出が必要になる。指定管理者制度を導入すると、指定管理者が管理をする経費として人件費、管理事務費合わせて7,000千円を要し、市の負担額は16,000千円となるため、コスト削減にならない。
		サービス面 会場の貸館業務(研修、会議、展示会の会場)	サービス面 会場の貸館業務(研修、会議、展示会の会場)	(サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			直営の場合は、市主催の様々な研修などを実施しやすいが、指定管理者制度を導入するとそういった研修などが減少し、住民サービスが低下する可能性がある。

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果表

1.施設所管課(担当者名):商業観光課(伊藤)

2.施設名	延岡市勤労青少年ホーム		4.管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	○教養講座の中には活動が活発なものも多く、友の会によるキャンプや懇親会などの行事も続いている。 ○若年者を取り巻く環境等を参考にしながら、英会話講座やパソコン講座など、若年者のキャリアアップを図ることが出来るような講座を開催することにより、 <u>有為な職業人の育成を支援する施設としての役割を強めていくことも必要と考える。</u>
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	○勤労青少年ホームの施設利用料は無料(講座受講費用は除く)であり、現在の企画や管理運営を民間事業者が行う事は難しい。 ○国としては勤労青少年ホームを、フリーターを含めた未就業者の雇用対策の拠点施設として位置付けるなど、施策の方針転換を打ち出しているところであり、今後、雇用行政を含めた施策の推進を図っていくうえで、現状のまま直営施設とすることが望ましいと考える。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	○民営化できない理由と同様の理由により、指定管理者制度に移行しても増収にはつながらないものである。 ○民営化できない理由と同様の理由により、現状のまま直営施設とすることが望ましいと考える。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		コスト面 管理業務委託料:3,300千円(シルバー人材センターへ委託) 管理事務費:625千円(水光熱費、通信費等) 市の負担額:3,925千円 サービス面 市内の勤労青少年を対象に各種講座、クラブ活動や、キャンプなどのイベントを企画する。また、一般市民に対しても、研修室や体育室などを貸し出している。		
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			(サービス面)

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):商業観光課 工藤

2.施設名	延岡市須美江家族旅行村		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 須美江家族旅行村管理協会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	須美江家族旅行村は、ケビンやキャンプ場、テニスコートを備えた、滞在型レジャー施設で年間4万人の利用客がある。また、隣接する須美江海水浴場や芝生広場にも、子どもから大人まで多くの市民が訪れており、市民の健康と福祉の増進に必要な施設である。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	レストラン、物品販売等の収益部門を持っていないため独立採算で、運営を行うことはできない。また、市民へのサービスの確保の観点からも民営化は困難と思われる。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<input type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	/

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	/	/	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	不採算部門等の一部廃止による経費の削減について、検討している。また、浜木綿村と連携して、修繕や物品購入を効率的にできないか検討している。		

ヌ

「公の施設」の管理のあり方の検証結果表

1 施設所管課(担当者名): 商業観光課(伊藤)

2 施設名	延岡市共同作業場		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 延岡市共同作業場使用者団体
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	○同和地区住民の生活安定に寄与するため設置された市内で唯一の施設である。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	○従来から無償による管理委託を行ってきており、民営化によるコスト軽減などのメリットは期待できない。 ○指定管理者制度を導入しているが、設置目的、管理形態は「公の施設」であり、同和対策補助事業による設置経緯、同和地区住民の生活安定のためという特別な趣旨を考慮し、従来の団体に対し、継続して管理運営を任せたい。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
				(サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	電気料、消火器点検費用等は市負担であるが、管理運営委託は無償であり、これ以上のコスト削減は不可能である。		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):都市計画課 佐藤 光春

2.施設名	延岡駅駐車場、駐輪場 延岡駅東駐車場、駐輪場		4. 管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
検証結果			
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 存続すべき 廃止すべき </div>	<p style="text-align: center;">その理由</p> <p>延岡駅は、延岡市の玄関口としての機能を有し、JR九州や宮崎交通等の公共交通網が接続する交通結節点であり、公共性が高い施設である。市営の駐車場、駐輪場は駅周辺の公共交通網の利便性向上のため設けられており、廃止は出来ない。</p>
6	民営化できないか	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 民営化できる 民営化できない </div>	<p>交通結節点として、市民や利用者の利便を図るには公的な機関の関与が必要であり、民営化は出来ない。また、平成17年度実績でも黒字を出しており、貴重な一般財源の収入源となっている。</p>
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 導入出来る 導入出来ない </div>	<p>現在の維持管理については、大部分民間委託を行っているが、駐車場の機械が特定メーカーの特許製品であり、指定管理者を広く募集する事にはならない等の問題がある。また、機械メーカーを含め4業者が関係しており、調査・検討が必要である。</p>

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	<p>(コスト面)</p> <p>1. 支出予想 ①平成18年度維持管理費:3,450千円 ②人件費 7,700千円×0.2=1,540千円 合計 4,990千円</p> <p>2. 収入予想 H18年度は、9,640千円の一般財源収入を予定している。</p> <p>(サービス面) 維持管理の大部分について民間委託をしているが、お客様の苦情や要望については市が受け、業者への連絡や対応をしている。地元から要望や苦情が寄せられた場合も市が対応している。</p>
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			<p style="text-align: center;">(サービス面の比較)</p> <p>市営の施設であるため、お客様から市への苦情・要望や問い合わせは無くならないと思われる。このため、市の職員が全く関与しないということにはならない。</p>

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):都市計画課公園係 鬼東 英俊

2施設名	延岡植物園		
3	現在の管理運営形態(いずれかを選択)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		4. 管理団体の名称:	
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
		その理由	
		市と市民の協働で「花と緑のまちづくり」を進める本市において、その情報発信拠点として、延岡植物園を核として存続すべきである。 (公園の位置づけは、みどりのなかのレクリエーションの広場・花と緑の供給基地・植物への知識、関心を習得する場)	
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
		植物園の事業内容、目的から民営化はできない。	
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る	導入出来ない
		設計(植物園管理運営要綱)に基づき維持管理、生産の部分について導入は可能。	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 現在での雇用形態での削減は困難である。	(コスト面) 直営の場合と同様の維持管理生産を行いながらのコスト削減は困難。	作業員の雇用形態、能力によるのでコスト比較は困難
		(サービス面) 生産物の堀取り、配布、案内他全般において幅を持った対応ができる。	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			



「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):建築住宅課(竹井)

2.施設名	市営住宅・特定公共賃貸住宅		4. 管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
検証結果			
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	その理由 ・公営住宅制度は、憲法第25条(生存権)の規定により公営住宅法第1条で「住宅に困難する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と言った福祉的要素が強いので、これを廃止することは出来ない。
6	民営化できないか	民営化できる	・民間賃貸住宅と違って、公営住宅は低額所得者を対象とし、入居についても福祉的な役割を担っている。また、市営住宅管理業務には、家賃算定における所得状況の把握や入退去者状況等の個人情報に関する業務が含まれている。よって、民営化になった場合、情報の漏洩等が心配され、ひいては入居者サービスの低下につながる。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入できる	・管理、修繕業務のより効率的、効果的な委託方法として、本年度県営住宅(宮崎土木事務所管内)が採用した指定管理者制度(宅建業界宮崎支部委託)を参考に、導入を前提に検討している。 ・これにより、「入居者のサービス向上とコスト削減が」図られるが、個人情報の扱いや導入の範囲等について今後協議すべき事項が多く、そのため先進事例を参考に検討を重ねる必要がある。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) ・人件費 2,900万円(800万×2名 修繕委託300万×3名 夜間徴収200万×2名)～① ・修繕料 6,600万円～② ※市の負担額 9,500万円(①+②)	(コスト面) ・人件費 2,100万円(300万×7名)～① ・修繕料 6,600万円～② ※市の実質負担額 8,700万円(①+②)	・直営の場合、人件費+修繕費で年額9,500万円の支出となる。指定管理者制度を導入すると、民間ベースによる賃金体系となって人件費が抑えられ2,100万円となる。市が負担する指定管理料は8,700万円となり、直営の場合と比べて800万円の経費削減となる。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	(サービス面) ・夜間や休日等の修繕業務の対応に時間がかかり、迅速な修繕ができず入居者へのサービス低下を招いていた。	(サービス面) ・夜間や休日等の修繕業務にも迅速に対応ができ、入居者へのサービスの向上が図られる。	(サービス面の比較) ・直営の場合、17時以降や休日等の修繕依頼に迅速に対応できず入居者へのサービスの低下を招いていた。指定管理者制度を導入した場合、24時間体制で修繕依頼に対応できるなど、入居者の利便性や居住環境の向上が図られる。

1 施設所管課(担当者名):

2.施設名	妙田下水処理場・一ヶ岡下水処理場		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称:
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	下水処理は住民の生活環境を守り、河川等の水質を保全する重要な生活基盤であるため。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	下水処理場水は水質汚濁防止法や下水道法で厳しい基準が設定しており、違反した場合には下水道管理者である市長が直轄対象となっているため民営化は出来ない。 ※ 処理施設の維持管理業務の民間委託は可能である。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	下水処理施設の管理業務は化学・電気・機械等の専門技術による24時間体制での高度な管理が必要であり、この管理能力を客観的に担保するため、委託業者は国土交通省が指定する「下水処理施設維持管理者登録規定」に基づく業者である事が望ましく、指定管理者制度には馴染まないと考え。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

7

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名):

2 施設名	特環・糞尿排水処理施設(本庁6・北浦6・北方1)		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称:
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	排水処理は住民の生活環境を守り、河川等の水質を保全する重要な生活基盤であるため。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	排水処理水は水質汚濁防止法や浄化槽法で厳しい基準が設定しており、違反した場合には管理者である市長が重罰対象となるため民営化は出来ない。 ※ 処理施設の維持管理業務の民間委託は可能である。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	処理施設の管理業務は化学・電気・機械等の専門技術による24時間体制での高度な管理が必要であり、この管理能力を客観的に担保するため、委託業者は国土交通省が指定する「下水処理施設維持管理者登録規定」に基づく業者である事が望ましく、指定管理者制度には馴染まないと考えられる。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名): 西 哲郎

2 施設名	上水道、簡易水道(旧藤岡市4、旧北方町3、旧北浦町3)		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称:	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
		水道法に基づく上水道及び簡易水道の水道用水供給施設は、住民の利用に供するための施設であることから行政実例で公の施設として判断されており、市民生活に欠くことのできないライフラインである。	
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
		信頼できる受皿があれば民営化は可能だが、現時点では難しいと思う。	
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る	導入できない
		信頼できる受皿があれば指定管理者制度の導入は可能だが、現時点では難しいと思う。	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) ・人件費の調整が困難。 ・職員数の調整が困難。 (サービス面) ・危機管理を優先するので、安心感が大きい。	(コスト面) ・人件費が調整できる。 ・職員数が調整できる。 (サービス面) ・利益優先になり無理なコスト削減をすると、危機管理上不安がある。	現在は、市長事務部局との人事交流で職員の平均年齢が高く、人件費の負担が大きい。指定管理者制度を導入すると職員の若返りなどにより、人件費負担は軽くなると思われる。なお、具体的にコスト差を金額で提示することは難しい。 (サービス面の比較) 水道用水供給施設は事故が発生した場合には、早急かつ確に対応しないと断水につながり市民生活に与える影響が大きい。無理なコスト削減や人員削減はこのような危機管理面では不安がある。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):今村敦美

2.施設名	社会教育センター/カルチャー施設	
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称:
		検証結果
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<p style="text-align: center;">その理由</p> <p style="text-align: center;">公民館の目的(家庭生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行いもって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に資する)から存続すべきである。</p>
6	民営化できないか	<p style="text-align: center;">その理由</p> <p style="text-align: center;">上記目的のためにはそれなりの経費が必要である上、専門的な人材の配置や講座等の事業に要する経費をまかなうことができない。</p>
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	<p style="text-align: center;">その理由</p> <p style="text-align: center;">公民館法に沿った管理運営のほかに講座の企画運営ができる人材確保が可能であれば、導入可能である。今後先進事例等を参考にしながら検討していきたい。</p>

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	<p>(コスト面)</p> <p>館長(兼務) 15,600(7800×2人)</p> <p>職員 2人 3,554</p> <p>臨時職員 2人 2,400(1,200×2)</p> <p>社会教育指導員 2人 1,585</p> <p>講座経費 5,170</p> <p>管理経費 20,037</p> <p>維持管理費 48,392</p> <p>支出合計 5,610</p> <p>使用料収入 42,782(館長人件費含まず)</p> <p>市費 (サービス面)</p>
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):甲斐政二

2.施設名	教育集会所(塩浜・高千穂通・ささめ)		4. 管理団体の名称:
3	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設		その理由
	検証結果		
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	同和地区住民や近隣住民の教育の充実や生活の改善等を図ることを目的に設置された施設であることから、引き続き公の施設として管理運営しながら、人権・同和教育を推進していく必要がある。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	上記の理由から、直営が適当である。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	<input type="radio"/> 導入出来る <input checked="" type="radio"/> 導入出来ない	施設の設置経緯から、本制度の導入は困難である。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):甲斐政二

2.施設名	青少年育成センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称:	
		検証結果	
		その理由	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名) 甲斐政二

2 施設名	一ヶ岡コミュニティセンター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称:一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	地区公民館的な施設であるため、当面「公の施設」として存続すべきである。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	上記の理由により、指定管理者制度を活用しての施設管理が適当である。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	コスト的には最小限の運営経費となっていることでもあり、当面運営状況を見ていきたいと考えている。		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):管理係 宮田

2 施設名	延岡市立図書館 延岡市立図書館北方分館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称:	
		その理由	
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない

図書館はすべての市民の読書活動を推進し、生涯学習を支援するための教育施設であり、読書活動を通して子どもの感性や情操を育む子育てを支援するという重要な施策を実施している。そのためには、事業の継続性、発展性を確保し、経験を蓄積して長期にわたる資料収集管理を行なうべきである。また、他の図書館及び関係機関との連携が今後ますます重要になってくることも考えられる。以上の観点から市が直接管理運営することが必要である。

上記、公の施設として存続すべき理由として掲げたことに加えて、民営化についての主たる目的は事務の効率化とコスト削減という2点が最重要であると考えられるが、もともと図書館の利用については図書館法による「無料の原則」があり、入館料及び使用料等を徴収することが出来ない施設であるため、収益によるコスト削減等が期待できず、民営化のメリットに乏しいと考えられる。

上記の2項目についての理由で掲げたことに加えて、市町村合併によって平成18年度末には分館1館と分室2室を有する施設となり、これらの分館・分室についても本館で管理運営等を一部実施することになる。また、第五次の行革において、直営方式をとりながら窓口業務を委託するという方針が出されており、このことを踏まえて今後具体的な検討を行なう予定である。なお、北方分館については、すでに現在、正職員1名と臨時職員三名体制で運営しており、今後も同様の体制を継続する予定である。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	<p>(コスト面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館費全体に占める人件費の比率が高い <p>(サービス面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は経験豊富な司書8名が、蔵書管理、窓口業務、学校支援、移動図書館車に配置され継続的に図書館サービスを実施している。 	<p>(コスト面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札等により人件費は下がるが考えられる 施設の管理運営経費については現在も業者委託のため大幅なコスト削減は見込めない <p>(サービス面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館という施設の性格上、蔵書の長期的な管理及び計画に基づいた選書・発注業務の必要性、他の図書館との連携、各種企画展示の実施など、専門性、経験の蓄積が必要な業務も数多く、これらを含めて現在のサービス水準を維持するためにはスタッフをかなり充実する必要があり、それが現実的に可能かどうかは疑問の残るところである。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費については、指定管理者制への移行によって経費削減が可能であると考えられる。 施設維持管理経費については大幅な経費削減は見込めない。 <p>(サービス面の比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は専門的な知識を有する司書が経験を蓄積し、また長期的な視点にたつて業務を計画的・継続的に実施しているが、指定管理者制に移行した場合には、この分野における民間業者等のノウハウが充実していない現状では、現在のサービス水準を維持することは困難であると思われる。また、事業収益が見込めない公共サービスであるため、特に民間業者が指定管理者となることには無理があると考えられる。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

⑦

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名): 保健体育課

2施設名	延岡市民体育館		4. 管理団体の名称: 延岡市庁友会(業務委託者)
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		検証結果	
		その理由	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 17年度実績 【歳出】 人件費: 13,849千円(委託者: 5名) 施設管理経費: 6,918千円(光熱水費、各種委託料等を含む) 歳出合計 20,767千円	(コスト面) 【歳出】 人件費: 6,627千円(常勤社員: 4名) 施設管理経費: 8,000千円(光熱水費、各種委託料等を含む) 歳出合計 13,727千円	・指定管理者制度を導入することにより、直営の場合の管理運営経費から施設使用料収入を差し引いて、人件費等を含め総額8,520千円の経費が削減される。また、指定管理者が企画立案等を行いスポーツ施策(各種スポーツ教室開催等)を推進すれば、施設使用料収入だけでなく、その他の収入も見込まれる。さらに職員の事業実施に係る人件費からみても1,284千円(7,700千円×2/12ヶ月×1人)の削減が可能である。
		【歳入】 施設使用料: 8,020千円 【市費負担額】 歳出-歳入=12,747千円	【歳入】 施設使用料: 8,000千円 事業費収入: 1,500千円 【市費負担額】 歳出-歳入=4,227千円	(サービス面の比較) ・直営の場合は、市民の健康管理やスポーツ振興の推進・各種大会や合宿の誘致等、行政主導のスポーツ施策がほとんどであったが、指定管理者制度を導入することにより、市民のニーズに応じたイベントの企画、スポーツ教室等の開催など市民サービスの向上が図られる。また、体育協会事務局の設置により、加盟団体相互の連携による事業の展開や各種教室等の開催も推進される。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

※大武体育館及び勤労者体育センターについては、管理運営体制や委託先の見直しを検討中

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1. 施設所管課(担当者名): 保健体育課

2. 施設名	西階運動公園・浜川道泳場・土々呂道泳場		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称: 延岡市庁友会(業務委託者)	
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る	導入出来ない

238-4

fc

その理由

・当運動施設は、市民の健康づくりやスポーツ振興を図る上での施設ばかりではなく、特に陸上競技場は、GGNの開催等本市のアスリートタウンづくりの中核をなす施設として、九州規模の各種大会の開催や合宿等に年間多くの人々に利用されている施設であり、総合運動公園としても市民はもとより県外からの利用者も多いため、施設の廃止はありえない。道泳場については、利用状況や施設の老朽化等を含め存続すべきかどうかは検討が必要である。

・総合運動公園として、各種大会や合宿等も含め多くの市民に利用され、本市のアスリートタウンづくりの中核となる施設であり、施設数も多いため、民間での管理運営は難しいものと考えられる。また、都市公園内にあることから、関係各課との協議も必要である。

・指定管理者制度を導入することにより、施設の管理運営経費が削減され、市費の負担減額も図られる。また、施設管理運営全般を委託するのではなく、今まで通り、スポーツ振興施策等行政が、何らかの形で関わっていくことにより、市民のニーズに応じた、企画運営が図られる。

	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	(コスト面) 【歳出】 人件費: 21,958千円(委託者: 9名) 施設管理経費: 49,042千円(光熱水費、各種委託料等を含む) 歳出合計 71,000千円	(コスト面) 【歳出】 人件費: 8,594千円(委託者: 6名) 施設管理経費: 40,560千円(光熱水費、各種委託料等を含む) 歳出合計 49,054千円	・指定管理者制度を導入することにより、直営の場合の管理運営経費から施設使用料収入を差し引いて、人件費等を含め総額21,215千円の経費が削減される。また、指定管理者の企画立案等によるスポーツ施策(各種事業)を推進すれば、施設使用料金だけでなく、その他の収入も見込まれる。さらに職員の事業実施に係る人件費からみても3,850千円(7,700千円×6/12ヶ月×1人)の削減が可能である。
	【歳入】 施設使用料: 11,000千円 【市費負担額】 歳出-歳入=60,000千円	【歳入】 施設使用料: 11,000千円 【市費負担額】 歳出-歳入=38,785千円	(サービス面の比較)
	(サービス面) 施設の管理運営業務(使用受付等)だけになり、市独自の施設を利用しているイベント等の開催は行えない。	(サービス面) 市民のニーズに応じたスポーツ振興が図られる。 (施設利用、利用料金、各種大会や教室等)	・直営の場合は、市民の健康管理やスポーツ振興の推進の推進・各種大会や合宿の誘致等、行政主導のスポーツ施策がほとんどであったが、指定管理者制度を導入することにより、市民のニーズに応じたイベントの企画、スポーツ教室等の開催など市民サービスの向上が図られる。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか		

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名) 黒木 育朗

2.施設名	延岡総合文化センター		4. 管理団体の名称:財団法人 延岡総合文化センター
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検 証 結 果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	本館は市の中心部に位置し地の利も良く、年間5万人の利用がある等、本市文化振興の拠点施設となっている。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	本館の役割は単なる貸館だけではなく、指定管理者である(財)延岡総合文化センターが永年にわたって積みかさねてきたノウハウをもって、市民団体等との連携による自主文化事業を実施する場であり、本市文化振興の面から行政主導の運営が最適である。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	<input type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	(サービス面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	既に、毎年度委託料の見直しを行っている。		

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):

2.施設名	野口記念館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称:財団法人 延岡総合文化センター
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	本館は市の中心部に位置し地の利も良く、年間5万人の利用がある等、本市文化振興の拠点施設となっている。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	本館の役割は単なる貸館だけではなく、指定管理者である(財)延岡総合文化センターが永年にわたって積みかさねてきたノウハウでもって、市民団体等との連携による自主文化事業を実施する場であり、本市文化振興の面から行政主導の運営が最適である。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	既に、毎年度委託料の見直しを行っている。		

②

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名): 黒木 育朗

2 施設名	内藤記念館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称:
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	市指定文化財など重要な文化財を管理しているため。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	<input type="radio"/> 導入出来る <input checked="" type="radio"/> 導入出来ない	現在文化課が管理しているため、指定管理者の必要がない。 入館料を徴収していないため、指定管理者のメリットはない。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(サービス面)	(コスト面) 現在、文化課が管理し、また土・日等は延岡市シルバー人材センターに低額で委託しており、指定管理者制度を導入すると、その委託料分だけ増額となる。 (サービス面) 本館は、単なる貸館業務ではなく、貴重な文化財の調査・研究、保存、活用を図ることが第一義であり、民間業者でなし得る所はないと考える。	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦・地域振興課(商工観光係:天野)

2.施設名	浜木縄村		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 北浦総合産業株式会社
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	・当施設は、延岡市街地よりアクセスした場合、北浦地区の玄関口に位置し、来訪者(観光客を含む)にとっては、北浦地区の情報発信基地としての大きな役割を担っている。また、隣接した下阿蘇ビーチは快水浴場百選の特選に認定され、夏季には延岡市を代表する公設海水浴場として知名度も高く、九州管内より多くの利用があるため、公の施設として存続すべきと考える。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	・平成8年の設立当初より、町は施設維持管理に必要な経費のみを負担してきたが、現在、整備から10年が経過し施設の老朽化が進んでいるため来訪者に快適な空間を提供し続けるためにも、市は今後も施設の維持管理・修繕に関わっていかねばサービスの低下につながる恐れがある。
7	指定管理者制度の導入が出来る 出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	<p>・株式会社としてこれまでも、コスト削減、事業の見直し等を推し進めてきた結果、平成16年度より単年度黒字を達成することができまして従って今後もコスト削減に努めると同時に、地域の発展に寄与しながら安定的な経営をおこなっていき、更なる収益率の向上(イベント企効果的な広報活動、新商品の開発など)を目指していかねばならないと考えます。</p>		

又

1 施設所管課(担当者名):北浦・地域振興課(商工観光係:天野)

2.施設名	末越レジャーパーク		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称: 北浦総合産業株式会社
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	・当施設は、浜木總村と同時に整備が進められ、北浦町山間部における過疎化進行の防止策として、交流・レジャー拠点の設置を目的に整備されました。現在も、延岡市のみならず、県境を越えた佐伯市方面からの利用があり、公の施設として存続していかねばならないと考えられます。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	・当施設の管理・運営は北浦総合産業株式会社が浜木總村と一体となって管理しておりますが、敷地面積が大きく維持管理費と人件費を合わせれば年間約4百万円前後の赤字経営(17年度実績)となっております。それに合わせ、地理的条件等の問題もあり民営化については困難と思われれます。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)	(コスト面) (サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	<p>・これまでも、不採算部門へのコスト削減は徹底しておこなっているが、今後施設の老朽化に伴ない、施設整備の更新経費負担増が見込まれる。そして、<u>利用時間の見直しやイベント企画等を含め抜本的な見直しが課題である。</u></p>		

②

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦町総合支所 福祉保健課 工藤定子

2.施設名	延岡市北浦母子健康センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		4. 管理団体の名称:	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	昭和40年に補助事業によって建築された木造平屋の建物であるが、建築から既に40年以上が経過しており、建物の老朽化による白ありの被害も一部に見られる。現在、北浦歯科医院が市と当該建物について賃貸借契約を締結して使用しているが、白あり被害が判明した現状では、老朽建物の使用を今後ともこれまでもおり賃貸することは、むずかしい一面がある。このため、平成19年3月末で北浦歯科医院へ建物(土地は古江区の所有)を無償譲渡することの協議が行われ、北浦歯科医院から承諾を得ている。補足 建築から既に40年以上が、経過しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に係る財産の処分(木造建築事務所で処分制限期間24年)には、抵触しない。また、母子健康センターとしての機能を引き継いだ北浦保健福祉センターが、新たに存在し北浦母子健康センターはその役割を既に果たしている。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	上記理由により、民営化できる。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	無償譲渡をすれば、指定管理者制度の導入はできない

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 施設管理事務費	(コスト面) 施設管理事務費	
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

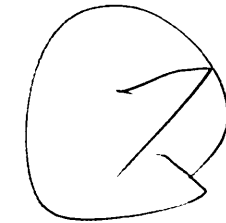
Z

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦町総合支所 福祉保健課 小西 繁

2.施設名	延岡市北浦老人福祉館		4. 管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が高まるなか、高齢者の生きがいと健康づくりの一端を担うこの施設は必要である。 ・高齢者の施設使用は活免になされている。 ・仮に施設を廃止したならば、高齢者の交流の場がなくなる。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、高齢者の教養の向上、生きがい活動等を目的とした施設で、高齢者の利用は活免で使用料は全額免除としている。 ・地域住民の施設の利用もなされているが施設利用料のみでは、現在の管理運営を民間事業者が行う事は難しい。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	<ul style="list-style-type: none"> ・上記理由により指定管理者制度を活用しても、施設の管理運営経費の削減は見込まれない。

8	直営で管理した場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 施設管理事務費 479,000円 消耗品費 50,000円 ガス代 42,000円 光熱水費 330,000円 修繕料 50,000円 消防設備点検料 25,000円 (サービス面) 高齢者の使用 全額免除	(コスト面) 施設管理事務費 479,000円 消耗品費 50,000円 ガス代 42,000円 光熱水費 330,000円 修繕料 50,000円 消防設備点検料 25,000円 (サービス面)	施設管理事務費は、直営及び指定管理者どちらも大きな差は無いと思われる。
				(サービス面の比較)
				指定管理者制度を導入しても、施設の管理運営費は削減できないため、利用料の引き上げが必要となり、サービスが低下する恐れがある。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			



「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名): 北方町総合支所農林課(甲斐)

2 施設名	延岡市農産物直売・食材供給施設		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) < 指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称: 財団法人 遠日の峰振興事業団
検証結果			
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	その理由 ・当施設では、地域で生産される農林産物や加工品を直接地域住民や都市住民に提供することにより、農家所得の向上や就業の確保並びに地域の活性化が図られてきている。開業以来年々売上も伸びてきており、地区内外からも好評を得ている。また補完施設としての農産物安定供給施設についても、農林産物直売所への安定した農産物の供給、生産者への新規作物の推進また雇用の場として重要な施設である。仮に施設を廃止すれば、地域の活性化は勿論のこと農林業の低迷につながる。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	・農林産物直売所に登録されている出展者数は、439名で内生活研究金が9グループになっており、多種多様な消費者ニーズに対応するため、各品目ごとの栽培講習会や研修会、加工品の開発また各種のイベントを関係機関を含め定期的で開催し、新鮮で安全、安心な農林産物の提供に努めてきている。民営化になれば、一連の組織機能が停滞し、消費者ニーズに対応出来ない。
7	指定管理者制度の導入が出来るか	<input type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
			・現在の指定管理委託料は、農産物安定供給施設のみであるが、初年度という事で土作りまた生産資材の確保等に準備期間が必要であったため、収支のバランスが取れなかったが、次年度からは、農林産物の生産販売の拡大及び生産資材の再利用等などを図りながら、コスト削減に努める。また当施設の方向性として将来的には、民間に賃貸借することで検討したい。	

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名) 北方町総合支所農林課(甲斐)

2 施設名	延岡市農林産物集出荷貯蔵施設		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		検証結果	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る	導入出来ない
		その理由	
		<p>・当施設は、北方地域の農林産物の集出荷調整及び選果場として、多くの品目を取り扱いされ、施設の利用頻度は高く農林業の振興に寄与している。また生産者の指導及び要望に応えるためにも当施設は必要である。</p> <p>・施設の管理運営については、生産物の出荷手数料のみで運営をしており、民間業者が行う事は困難である。</p> <p>・農業系統外の民間になれば、系統出荷ができなくなり、農家経営の低下を招く。</p>	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか		<p>・当施設の運営管理については、出荷手数料のみで行なっており削減できる箇所がない。</p>	

②

1 施設所管課(担当者名) 北方町総合支所農林課(甲斐)

2 施設名	下鹿川林業者健康増進用建物		4. 管理団体の名称: 下鹿川区
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	・施設は、下鹿川地区の唯一の多目的に使える施設で、住民が集い交流する施設は当該施設しかない。 ・林業従事者世帯の健康増進として、ミニバレーホールや、地区の各種行事など利用頻度は高く、仮に廃止された場合交流の場が無くなり地区の低迷につながる事となる。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	・施設は、頻繁に使用されているが、施設利用料のみの収益のみであり、管理運営を民間業者が行う事は困難である。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る 導入出来ない	

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) (サービス面)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか		・現在の指定管理委託料は、消防施設及び浄化槽施設の法的に管理していかなければならないものと、水道、電気等の代金及び管理人報酬、会議費のみで維持管理する上で最低限を計上しており、これ以上削減できる箇所がない。	

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦町総合支所 福祉保健課 工藤定子

2.施設名	延岡市北浦保健福祉センター		4.管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	北浦保健福祉センターは、乳がん検診、基本健診、結核検診、大腸がん検診等の各種検診等に使用されている。現在、延岡市社会福祉協議会北浦支所が、センター1階の一部を借りて業務を行っており、センターの電気代・水道代の2分の1の金額を使用料として支払っている。一方、総合支所内の公共施設については、既存の公共施設の中からコミュニティセンターとなる施設の選定、防災センター2階の図書室の移転等、総合支所として公共施設の総合的な見直しを行うことが予定されている。このため、現段階では「公の施設」として存続すべきである。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	上記理由により、民営化はできない。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	延岡市社会福祉協議会からは、北浦保健福祉センターの管理業務を延岡市社会福祉協議会を指定管理者として指定できないかとの打診があった。北方町の保健福祉センターは、延岡市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、延岡市社会福祉協議会の北方支所に委託料250万円で管理を委託している。委託料の250万円の内訳は、センターの実質的に必要な管理上の経費の計上になっている。北浦保健福祉センターの場合は、センターを含む総合支所として公共施設の総合的な見直しが予定されているため現時点では、指定管理者制度は導入できない。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理した場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 施設管理事務費 739,000円 消耗品費 30,000円 ガス代 16,000円 光熱水費 560,000円(但し、光熱水費の半分は社協が負担) 電話代 7,500円 修繕料等 80,000円 消防設備保守点検料 45,000円 計 1,477,500円
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

ス

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦町総合支所 福祉保健課 小西 繁

2.施設名	延岡市北浦デイサービスセンター		4. 管理団体の名称: 社会福祉法人千寿会
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) < 指定管理者制度導入施設	
		検 証 結 果	そ の 理 由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	・市内にデイサービス事業所は複数あり、市が行わなければならない理由 はほぼ無い状態である。 ・ただし、施設は国県の補助を受けて建てた施設であるため、譲渡等を行う には検討が必要である。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	・平成4年より公設民営で運営している。 ・施設の管理運営に掛かる費用は介護報酬で賄われており、指定管理料 は支払っていない。
7	指定管理者制度の導入が出来 ないか	導入出来る 導入出来ない	・現在導入中

8	直営で管理をした場合と指定管 理者制度を活用した場合との 比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 人件費2,845万円(8.6人分) 事務費896万円	(コスト面)	現在委託料は支払っておらず、すべての費用は、指定管理者が負担している状態 であるため、直営にする時点で、人件費及び、管理経費が発生することになる。
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
				行政職員が介護サービスを提供するよりも社会福祉法人等で専門的な知識や、技 術、経験を持った人が提供するほうがレベルが高いサービスを提供できる。
9	指定管理者制度を既に活用し ている施設のコスト削減は出来 ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		

7

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦教育課(松)

2.施設名	北浦体育館		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称:
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	・北浦地区において、地域住民が運動を行う屋内施設が当該施設しかない。 ・仮に施設を廃止したら、健康増進や地域の連携といったものが図られなくなる。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	・施設は、活発に利用されているが、施設の利用料のみでは、管理・運営を民間事業者が行う事は難しいと思う。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	導入出来る 導入出来ない	・指定管理者の導入は可能であるが、施設使用料の増加は、見込めない。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 電気料 480,000円 水道料 60,000円 委託料 600,000円 (サービス面) ・現在、土・日の管理に問題がある。利用者が利用しやすいようするには、管理人が必要である。	(コスト面) (サービス面) ・平日、休日問わずに、管理人がいることによって、様々な問題に対応がで	(サービス面の比較) ・直営の場合は、休日の対応に問題がある。しかし、休日の利用が主である運動施設では、管理人がいない事は問題である。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

7

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦教育課(松)

2.施設名	北浦公民館		4. 管理団体の名称:
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	・現在、北浦教育課の事務所として使用しており、社会教育行事との関連も深い。また、北浦総合支所管内の会議にも度々使われる。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	・行政の使用頻度が高く、1つの事務所として考えられているため、民営化は難しい。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る 導入出来ない	・指定管理者の導入は可能であるが、施設使用料の増加は、見込めない。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 水道料 72,000円 電気料 360,000円 委託料 300,000円 事務用品他 200,000円 (サービス面) ・現在、土・日の管理に問題がある。利用者が利用しやすいようするには、管理人が必要である。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名): 北浦教育課(松)

2 施設名	北浦グラウンド		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務受託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称:
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	・北浦地区において、地域住民が運動を行う施設が当該施設適当である。 ・仮に施設を廃止したら、健康増進や地域の連携といったものが図られなくなる。
6	民営化できないか	民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	・施設は、活発に利用されているが、施設の利用料のみでは、管理・運営を民間事業者が行う事は難しいと思う。
7	指定管理者制度の導入が出来る ないか	<input checked="" type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	・指定管理者の導入は可能であるが、施設使用料の増加は、見込めない。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 水道料 180,000円 電気料 1,320,000円 事務消耗品・修繕料 400,000円 管理委託料 1,200,000円 (サービス面) ・現在、土・日の管理に問題がある。利用者が利用しやすいようするには、管理人が必要である。	(コスト面) (サービス面) ・平日、休日問わずに、管理人がいることによって、様々な問題に対応がで	(サービス面の比較) ・直営の場合は、休日の対応に問題がある。しかし、休日の利用が主である運動施設では、管理人がいない事は問題である。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦教育課(松)

2.施設名	ふれあいテニスコート		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		4. 管理団体の名称:	
		検証結果	
		その理由	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<input checked="" type="radio"/> 存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき	・北浦中学校にテニスコートがないので、学校施設としたりいいのではないかと思う。
6	民営化できないか	<input type="radio"/> 民営化できる <input checked="" type="radio"/> 民営化できない	・施設は、活発に利用されているが、施設の利用料のみでは、管理・運営を民間事業者が行う事は難しいと思う。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<input checked="" type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	・指定管理者の導入は可能であるが、施設使用料の増加は、見込めない。

		(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 水道料 40,000円	(コスト面)	・現在も、北浦中学校が周辺の草刈りを行っているので、施設自体を学校に移管してはどうかと思う。 ・人工芝のテニスコートであるため、基本的に管理費はかからない。
		(サービス面) ・現在、土・日の管理に問題がある。利用者が利用しやすいようするには、管理人が必要である。	(サービス面) ・平日、休日問わずに、管理人がいることによって、様々な問題に対応が	(サービス面の比較) ・直営の場合は、休日の対応に問題がある。しかし、休日の利用が主である運動施設では、管理人がいない事は問題である。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

7

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北浦教育課(松)

2.施設名	三川内ふれあい広場		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	4. 管理団体の名称:
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき <input type="radio"/> 廃止すべき <input checked="" type="radio"/>	・三川内地区において、屋外運動施設が少ないため、健康増進・地域の活性化のためにも必要な施設である。三川内地区に移譲した方が管理が行き届くと思われる。
6	民営化できないか	民営化できる <input type="radio"/> 民営化できない <input checked="" type="radio"/>	・社会教育施設として位置づけられており、
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<input checked="" type="radio"/> 導入出来る <input type="radio"/> 導入出来ない	・指定管理者の導入は可能であるが、施設使用料の増加は、見込めない。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(サービス面) ・現在、土・日の管理に問題がある。利用者が利用しやすいようするには、管理人が必要である。	(サービス面) ・平日、休日問わずに、管理人がいることによって、様々な問題に対応ができる。	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

⑦

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北方教育課

2.施設名	延岡市北方勤労者体育センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(→部業務委託を含む)・指定管理者制度導入施設	
		検証結果	4. 管理団体の名称:
			その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき	廃止すべき この施設は北方地区の中心地にあり、スポーツ振興、健康増進に多くの地域住民が利用しており、住民の福祉に供するものとしての要素が強いため、これを廃止することはできない。
6	民営化できないか	民営化できる	民営化できない 地域コミュニティの中心となる施設であり、市内の体育館との均衡を図る必要がある。また本来の体育館としての利用のみでなく、災害時には避難場所としても指定されており公共的な要素が強いことから民営化はできない。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る	導入出来ない 現在受付等の申請は総合支所でおこなっているため、土・日曜日の受付ができない。導入により管理、修繕等のより効率的、効果的な運営ができる。

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

(コスト面)
 管理委託料 160千円×12月=1920千円
 修繕料 70千円
 浄化槽清掃、点検 101千円
 消防設備点検 198千円
 需用費 1430千円
 3719

(コスト面)
 管理委託料 160千円×12月=1920千円
 修繕料 70千円
 浄化槽清掃、点検 101千円
 消防設備点検 198千円
 需用費 1430千円

(サービス面)
 土日の体育館借上の申請ができず、迅速な対応ができない。

(サービス面)
 曜日に関係なく受付業務が行え、住民へサービスが向上する。

・コスト面では、浄化槽清掃や消防設備点検など維持費は直営と指定管理者で差はない。管理委託料についても、直営の場合、月額160千円(25日勤務)であり、民間との差は無いものと思われる。
 ・直営の場合、土日や17時以降の受付業務が行えず、サービスの低下を招いていた。指定管理者制度を導入した場合、開館・閉館時間・受付業務時間等より住民のニーズに応じたサービスができる

7

2146

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1 施設所管課(担当者名)

2 施設名	北浦町自然休養村センター清流荘		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	① 運営施設(一部業務委託を含む) ② 指定管理者制度導入施設	
		4. 管理団体の名称:	
		その理由	
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	検証結果 存続すべき 廃止すべき	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、農林漁業の経営、技術の改善、指導及び都市生活者に対し自然環境や農林漁業に親しむ機会を提供するものであるため存続すべきである。 当施設は、合宿に来る中高生の宿泊施設や、夏場のキャンプ施設として長年、市内外のお客さんに周知されているため、今後も存続すべきである。 大人数での研修、会議等を行う際に利用されている。
6	民営化できないか	民営化できる 民営化できない	<ul style="list-style-type: none"> 当施設の利用料収入は夏場(合宿、キャンプ)が大半を占めており、その他のシーズンの利用は少ないため、施設利用料のみでは民間事業者が行う事は難しい。
7	指定管理者制度の導入が出来ないか	導入出来る 導入出来ない	<ul style="list-style-type: none"> 現在、導入については検討中だが、宿泊施設のため面積も広く、入浴施設があるので光熱水費だけでも管理者には大きな負担になり、収入である利用料も利用者が年々減ってきていて減少傾向にあるので、指定管理者として手を挙げる法人等がいるかどうかは難しいところである。

		(運営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(コスト面) 管理事務費340万(光熱水費、通信運搬費、燃料費等) ▲施設使用料110万 市の負担額230万 (サービス面) 宿泊業務 会場の貸館業務(研修、会議等の会場) イベントの企画は行っていない	(コスト面) 人件費200万(200万×1名) 管理事務費380万(光熱水費、通信運搬費、燃料費、自主事業費) 指定管理料380万 施設利用収入200万 市の実質負担額480万(指定管理料380+直営の場合の施設使用料110) (サービス面) 宿泊、会場の貸館業務はもとより、各種イベントを企画	直営の場合は、管理運営費の経費から施設利用収入を差し引くと年額230万の支出が必要になる。指定管理者制度を導入すると、指定管理者が管理をする経費として、人件費、管理事務費として580万要し、住民ニーズに即した運営企画により施設利用収入が増えるが、市の負担は直営の場合より大きくなると思われる。
				(サービス面の比較)
				直営の場合は、宿泊、貸館業務しか行っていないが、指定管理者制度を導入した場合は、従来の宿泊、貸館業務はもとより、利用者の要望に即したイベントの企画を行う事により、利用者の増員が図られる。
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか			

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北方町総合支庁福祉保健課(古谷栄一)

2.施設名	延岡市北方健康福祉センター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)・ <u>指定管理者制度導入施設</u>	4. 管理団体の名称:社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
		検 証 結 果	そ の 理 由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	<u>存続すべき</u> 廃止すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉の向上と健康づくりの一端を担うこの施設は必要である。 ・利用者数も多く、施設が無くなった場合、近くに代替となる施設がない。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、住民の健康づくりと福祉の向上を目的に設置されたもので、地域住民や福祉関係者に活発に利用されている。 ・現在の施設使用料収入のみで、民間事業者が管理運営を行うことは難しい。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	・現在導入中

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 人件費 500万円(1人分) 事務費 50万円	(コスト面) 管理委託料 250万円	指定管理者制度を活用した場合のほうが、人件費等で300万円削減できる。
		(サービス面) <u>550</u>	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	管理委託料のみ支出しているが、委託料は光熱水費や管理事務費を含んだものであり、これ以上のコスト削減はできない。		この施設は、生きがいと健康づくり事業を行う施設となっているため、生きがいと健康づくりに関する知識等を持った者の配置も必要となるので、事業と一体的な運営が行える団体に委託する方が設置目的を達成できる。

⑧

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北方町総合支庁福祉保健課(古谷栄一)

2.施設名	延岡市北方デイサービスセンター		
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む)	指定管理者制度導入施設
		4. 管理団体の名称: 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき <u>廃止すべき</u>	・市内にデイサービス事業所は複数あり、市が行わなければならない理由 はほぼ無い状態である。 ・ただし、施設は国庫の補助を受けて建てた施設であるため、譲渡等を行う には検討が必要である。
6	民営化できないか	<u>民営化できる</u> 民営化できない	・平成12年より公設民営で運営している。 ・施設の管理運営に掛かる費用は介護報酬で賄われており、指定管理料 は支払っていない。
7	指定管理者制度の導入が出来 ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	・現在導入中

8	直営で管理をした場合と指定管 理者制度を活用した場合との 比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 人件費2,488万円(9人分) 事務費1,132万円 3620万	(コスト面)	現在委託料は支払っておらず、すべての費用は、指定管理者が負担している状態 であるため、直営にする時点で、人件費及び、管理経費が発生することになる。
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用し ている施設のコスト削減は出来 ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		行政職員が介護サービスを提供するよりも社会福祉法人等で専門的な知識や、技 術、経験を持った人が提供するほうがレベルが高いサービスを提供できる。

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北方町総合支庁福祉保健課(古谷栄一)

2.施設名	延岡市曾木デイサービスセンター		4.管理団体の名称: 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検 証 結 果	そ の 理 由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき <u>廃止すべき</u>	・市内にデイサービス事業所は複数あり、市が行わなければならない理由 はほぼ無い状態である。 ・ただし、施設は国県の補助を受けて建てた施設であるため、譲渡等を行う には検討が必要である。
6	民営化できないか	<u>民営化できる</u> 民営化できない	・平成14年より公設民営で運営している。 ・施設の管理運営に掛かる費用は介護報酬で賄われており、指定管理料 は支払っていない。
7	指定管理者制度の導入が出来 ないか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	・現在導入中

8	直営で管理をした場合と指定管 理者制度を活用した場合との 比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 人件費1,542万円(6人) 事務費 849万円	(コスト面)	現在委託料は支払っておらず、すべての費用は、指定管理者が負担している状態 であるため、直営にする時点で、人件費及び、管理経費が発生することになる。
		(サービス面) <u>23917</u>	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用し ている施設のコスト削減は出来 ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		行政職員が介護サービスを提供するよりも社会福祉法人等で専門的な知識や、技 術、経験を持った人が提供するほうがレベルが高いサービスを提供できる。

2

「公の施設」の管理のあり方の検証結果

1.施設所管課(担当者名):北方町総合支所福祉保健課(山内邦子)

2.施設名	延岡市北方母子健康センター		4. 管理団体の名称: 北方町 二股区
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき <u>廃止すべき</u>	・地域住民のみの交流の施設として公民館的な利用をされており、市が運営しなければならない理由はほぼない状態である。 ・ただし、施設は国県の補助を受けて建てた施設であるため、譲渡等を行うには検討が必要である。
6	民営化できないか	<u>民営化できる</u> 民営化できない	・「公の施設」を廃止して、指定管理者の二股区に地区公民館として譲渡することができるのではないか。
7	指定管理者制度の導入が出来るか	<u>導入出来る</u> 導入出来ない	・現在導入中

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面) 管理費(光熱水費)30万円 (サービス面)	(コスト面) 管理委託料 なし (サービス面)	現在委託料は支払っておらず、すべての費用は、指定管理者が負担している状態であるため、直営にすると管理経費が発生することになる。
				(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	施設の管理運営に掛かる費用は支払っていない状態なのでこれ以上の削減はできない。		

1.施設所管課(担当者名):北方教育課

2.施設名	延岡市南部地区体育館		4. 管理団体の名称:曾木区
3	現在の管理運営形態(いずれかを囲む)	直営施設(一部業務委託を含む) <u>指定管理者制度導入施設</u>	
		検証結果	その理由
5	「公の施設」として存続すべきか 廃止すべきか	存続すべき 廃止すべき	この施設はスポーツ振興、健康増進に多くの地域住民が利用しており、住民の福祉に供するものとしての要素が強いため、これを廃止することはできない。
6	民営化できないか	民営化できる <u>民営化できない</u>	地域コミュニティの中心となる施設であり、市内の体育館との均衡を図る必要がある。また本来の体育館としての利用のみでなく、災害時には避難場所としても指定されており公共的な要素が強いことから民営化はできない。
7	指定管理者制度の導入が 出来ないか	導入出来る 導入出来ない	

8	直営で管理をした場合と指定管理者制度を活用した場合との比較 (コスト、サービス等)	(直営の場合)	(指定管理者制度活用の場合)	(コスト面の比較)
		(コスト面)	(コスト面)	
		(サービス面)	(サービス面)	(サービス面の比較)
9	指定管理者制度を既に活用している施設のコスト削減は出来ないか	本施設では、委託料として、施設の利用料を支払っている。また軽微な修繕等指定管理者が行うため、コスト削減はできない		

公の施設の管理状況

(平成18年11月1日現在)

所管課名	施設数	直営施設名	公の施設の管理運営状況					
			指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	代表者名	指定期間		
						始期	終期	年数
企画課	2		島野浦島開発総合センター	島浦町区	区長 長野 又一	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
			延岡市川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	大倉 新太郎	平成16年4月1日	平成19年3月31日	3
市民課	1	悠久苑(延岡市火葬場)						
生活環境課	2	岡富・西階市営墓地						
高齢者対策課	7		北老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	理事長 児玉 悦生	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
			南老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	理事長 児玉 悦生	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
			恒富地区高齢者コミュニティセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	会長 坂本 純一	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
			延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 三ツ葉会	理事長 大崎 茂	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
			延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	理事長 児玉 悦生	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
			延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	理事長 渡部 頼貞	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
			延岡市養護老人ホーム	社会福祉法人 みのり会	理事長 甲斐 英孝	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
児童家庭課	15	山下保育所(外7箇所)						
		中島児童館(外1ヶ所)						
		緑ヶ丘児童館	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	理事長 菊池 勇二	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
		旭児童館	学校法人 純心学園	理事長 三宅 正文	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
		延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	理事長 菊池 勇二	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
		延岡ライトハウス盲人ホーム	財団法人 延岡愛盲協会	理事長 古本 房子	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
健康管理課	3	延岡市点字図書館	財団法人 延岡愛盲協会	理事長 古本 房子	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
		延岡市立島浦診療所	島浦町区	区長 長野 又一	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10	
		延岡市夜間急病センター	社団法人延岡市医師会	会長 市原 正彬	平成16年7月1日	平成26年3月31日	10	
農林課	4	食肉センター	株式会社 ヘルストピア延岡	代表取締役専務支配人 田邊 岩夫	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10	
		延岡市舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会	佐藤 傳	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	
		延岡市家畜排泄物処理センター	有限会社 延岡地区有機肥料センター	代表取締役社長 湯浅 一弘	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
		延岡市農産加工研修センター	延岡市農村婦人研修センター運営協議会	会長 甲斐 敏行	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
農村整備課	17	農村公園(※1)						
		農業集落多目的集会所						
		延岡市東海コミュニティセンター	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	小野 富雄	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	
商業観光課	4	黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	黒仁田生産組合	甲斐 マツ子	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	
		延岡市須美江家族旅行村家族	須美江家族旅行村管理協会	河野 泉	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	

公の施設の管理状況

(平成18年11月1日現在)

所管課名	施設数	直営施設名	公の施設の管理運営状況					
			指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	代表者名	指定期間		
						始期	終期	年数
			延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	森本 洋一	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
都市計画課	99	延岡駅前自動車駐車場						
		延岡駅東駐車場						
		延岡駅前自転車駐車場						
		延岡駅東自転車駐車場						
		城山公園ほか94公園						
建築住宅課	32	市営住宅						
		特定公共賃貸住宅						
下水道課	8	妙田処理場						
		一ヶ岡処理場						
		農業集落排水処理施設						
		漁業集落排水処理施設						
水道局	1	上水道						
社会教育課	7	社会教育センター						
		カルチャープラザ	(※展示室含まず)					
		教育集会所						
		青少年育成センター						
図書館	2	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	徳田 昭二	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	
		図書館(セミナー室1 30名 2 60名)						
保健体育課	13	図書館北方分館						
		市民体育館						
		大武体育館						
		勤労者体育センター						
		西階陸上競技場						
		補助グラウンド						
		西階野球場						
		西階庭球場						
		西階弓道場						
		西階球技場						
		西階遊泳場						
浜川遊泳場								
土々呂遊泳場								

公の施設の管理状況

(平成18年11月1日現在)

所管課名	施設数	直営施設名	公の施設の管理運営状況							
			指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	代表者名	指定期間				
						始期	終期	年数		
文化課	3	妙田野球場								
		内藤記念館								
			延岡総合文化センター	財団法人 延岡総合文化センター	理事長 松坂 数男	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5		
土木課	1	市道								
学校教育課	50	小学校								
		中学校								
		幼稚園								
北浦総合支所地域課	3		浜木綿村(※2)	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
			末越レジャーパーク	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
			北浦町漁業センター							
北浦総合支所福祉課	4		北浦町母子健康センター							
			北浦町老人福祉館							
			北浦町保健福祉センター							
北浦総合支所北浦教育課	6		北浦町デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
			北浦体育館							
			北浦公民館							
			北浦グラウンド							
			ふれあいテニスコート							
			三川内ふれあい広場							
			延岡市北浦町学校給食センター							
水産農林課	1	北浦町自然休養村センター清流荘								
北浦総合支所建設課(兼3)	28		特定環境保全公共下水道処理施設							
			農業集落排水処理施設							
			漁業集落排水処理施設							
			市営住宅							
			山村定住住宅							
国民健康保険北浦診療所	1		簡易水道給水施設							
			国民健康保険北浦診療所							
			城生活改善センター							
		三槇生活改善センター	板下区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5			
		槇峰生活改善センター	槇峰区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5			

公の施設の管理状況

(平成18年11月1日現在)

所管課名	施設数	直営施設名	公の施設の管理運営状況						
			指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	代表者名	指定期間			
						始期	終期	年数	
北方総合支所地域振興課	23	延岡市北方ふれあい交流センター							
		延岡市北方文化センター							
		延岡市北方中部地区集落センター	川水流区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	上鹿川観光組合	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		延岡市E T Oランド速日の峰	財団法人 速日の峰振興事業団	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		市営住宅							
		延岡市ニュータウン北方住宅							
		延岡市若者定住促進住宅							
		延岡市山村定住住宅							
北方総合支所福祉保健課	5	延岡市高齢者活動促進施設	板下老人クラブ	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		榎峰保育園							
		延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人 北方町社会福祉協議会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		延岡市北方デイサービスセンター	社会福祉法人 北方町社会福祉協議会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		延岡市曾木デイサービスセンター	社会福祉法人 北方町社会福祉協議会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
北方総合支所農林課	3	延岡市北方母子健康センター	二股区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		延岡市農産物直売・食材供給施設	財団法人 速日の峰振興事業団	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		延岡市農林産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
北方総合支所北方教育課	3	延岡市下鹿川林業者健康増進用建物	下鹿川区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		延岡市北方勤労者体育センター							
		延岡市北方総合運動公園							
北方総合支所建設課	4	延岡市北方南部地区体育館	曾木区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5		
		農業集落排水処理場 簡易水道施設							
	352	308	44						

(要 旨)

- ▶ 本アンケート調査は、平成 18 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 26 日までの期間に実施し、発送 1,909 自治体のうち 1,064 自治体から回答を得た。回収率は 55.7%であった。
- ▶ アンケート調査実施時点で、指定管理者制度（以下、「新制度」という。）をまだ導入していない自治体が 90 団体（8.5%）あった。一方、新制度を既に導入している自治体の指定済み施設数は、全体で 33,114 施設、一自治体平均約 35 施設であった。
- ▶ 指定管理者として民間企業を指定している自治体は 722 団体（67.9%）、一方、民間企業を指定していない自治体は 226 団体（21.2%）であった。民間企業を指定した公の施設数は 7,767 施設、一自治体当たり平均約 11 施設となっている。
- ▶ アンケート調査実施時点で、今後さらに指定管理者を指定する予定のある自治体は 589 団体（55.4%）であり、その数は 7,550 施設、一自治体当たり平均約 13 施設となっている。
- ▶ モニタリング・評価について、「必要性を強く感じる」としている自治体が 317 団体（29.8%）、「ある程度、必要性を感じる」としている自治体が 623 団体（58.6%）となっており、両方で全体の 9 割近くを占めている。新制度導入により新たに管理運営主体になることが認められた民間企業に対しては、従来の外郭団体等に対する職員派遣や予算を通じたガバナンスは機能せず、協定に基づく一種の契約的關係により両者の關係が統制されることが、モニタリング・評価の必要性をより強く認識させる一つの要因になっているものと考えられる。
- ▶ モニタリング・評価について全庁的立場からこれを検討・推進する担当部署が「ある」とした自治体は 243 団体（22.8%）、「ない」とした自治体は 787 団体（74.0%）となっている。また、モニタリング・評価の取り組みを推進するとともに、所管課による取り組みにバラツキが出ないように、モニタリング・評価の実施手順や評価基準、標準様式など統一した指針等を策定しているとした自治体は 28 団体（2.6%）、「策定中」と回答した自治体は 18 団体（1.7%）、「今後、策定する予定」と回答した自治体は 85 団体（8.0%）であった。モニタリング・評価の必要性を強く感じる一方で、組織的に取り組んでいる自治体はまだ少数であった。
- ▶ モニタリング・評価について、指定管理者と事前に詳細な取り決めをしている自治体は 1% 未満にとどまっている。また、基本協定の別紙という位置付けで詳細を規定している自治体も 50 団体（4.7%）となっている。
- ▶ モニタリング・評価に当たり、自治体担当者は「月次や四半期等の定期的な報告情報」、「利用者数・稼働率などの統計情報」、「利用者・近隣住民からの苦情内容及びその対応に関する情報」、「利用者の満足度に関する情報」などの情報が必要であると考えている。このうち、定期的な報告情報や利用者数等の統計情報などは実際に指定管理者から徴収できているものの、利用者等からの苦情や満足度などに関する情報は、必要な情報であるという認識が高いものの、実際には指定管理者に提出を義務付けている割合は低いという実態がみられる。

- ▶ モニタリング・評価の実施手法としては、「月次、四半期、半期等の定期的な報告書の徴収」を行うとしている自治体が 418 団体 (39.3%)、「所管課担当者が現地調査等を行う」としている自治体が 337 団体 (31.7%)、「所管課と指定管理者が連絡調整のための会議を行う」としている自治体が 279 団体 (26.2%) などとなっている。一方で、利用者アンケートや意見箱の設置、第三者によるモニタリング・評価などを行っている自治体は少なくなっている。課題でも指摘されているように、モニタリング・評価には手間や負担が大きいと考える自治体が多いことと関係していると考えられる。
- ▶ モニタリング・評価の課題について、「評価基準や指標の作成が難しい」とする自治体が 713 団体 (67.0%) と最も多く、「モニタリング・評価自体の負担が大きい」とする自治体が 335 団体 (31.5%)、「モニタリング・評価の手順・実施方法がわからない」とする自治体が 295 団体 (27.7%) となっている。公の施設は多様であることから、評価のための基準や指標、手順なども多様化せざるを得ないものと考えられる。
- ▶ 以上のように、モニタリング・評価の取り組みが組織的に行われている例は、まだ少数の自治体において見られるだけである。モニタリング・評価という活動が、まだ自治体に根付いておらず不慣れであることが影響しているものと考えられる。そのような中でも、モニタリング・評価に関する指針を作成するなどの動きが見られるようになってきており、これらが今後、他の自治体にも波及していくものと考えられる。

目 次

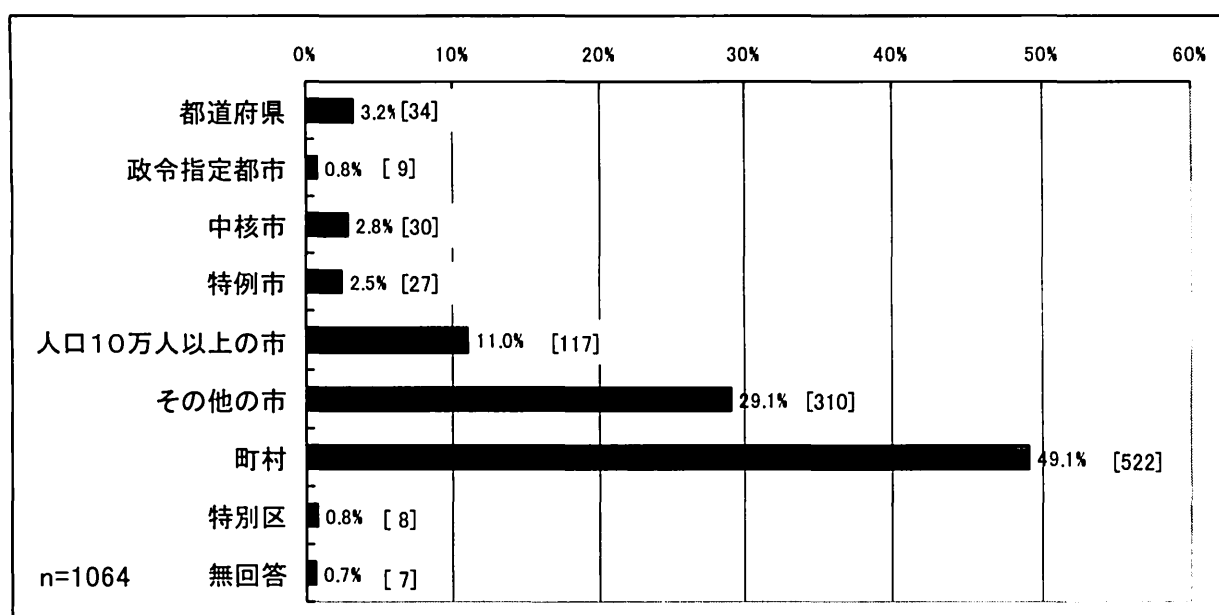
1 . 回答自治体の属性	1
1.1 自治体の規模別回収状況.....	1
1.2 指定管理者制度の導入状況.....	2
2 . モニタリング・評価の必要性に対する認識.....	5
3 . モニタリング・評価の推進体制	7
3.1 モニタリング・評価の推進組織.....	7
3.2 基本方針等の策定状況.....	8
4 . モニタリング・評価への取り組み状況.....	11
4.1 モニタリング・評価に関する取り決め.....	11
4.2 モニタリング・評価に必要となる情報.....	12
4.3 モニタリング・評価の実施内容.....	15
5 . 今後の課題	17

1. 回答自治体の属性

1.1 自治体の規模別回収状況

本アンケート調査では、1,909 自治体へアンケート調査票を郵送し、うち 1,064 自治体から回答を得た。回収率は 55.7%であった。回答のあった自治体をみると、町村が 522 団体と全体の半数を占めている。また、都道府県は 34 団体から回答を得られた。自治体の規模別回収状況は図表 1 のとおりとなっている。

図表 1 団体規模別の回収状況



(注) 単数回答 (シングルアンサー)

- アンケート対象：都道府県、東京 23 区、全市町村の行財政改革担当者
- 方法：郵送による配布・回収
- 期間：平成 17 年 7 月 12 日～平成 18 年 7 月 26 日
- 回収率：55.7% (回収数：1,064 団体)

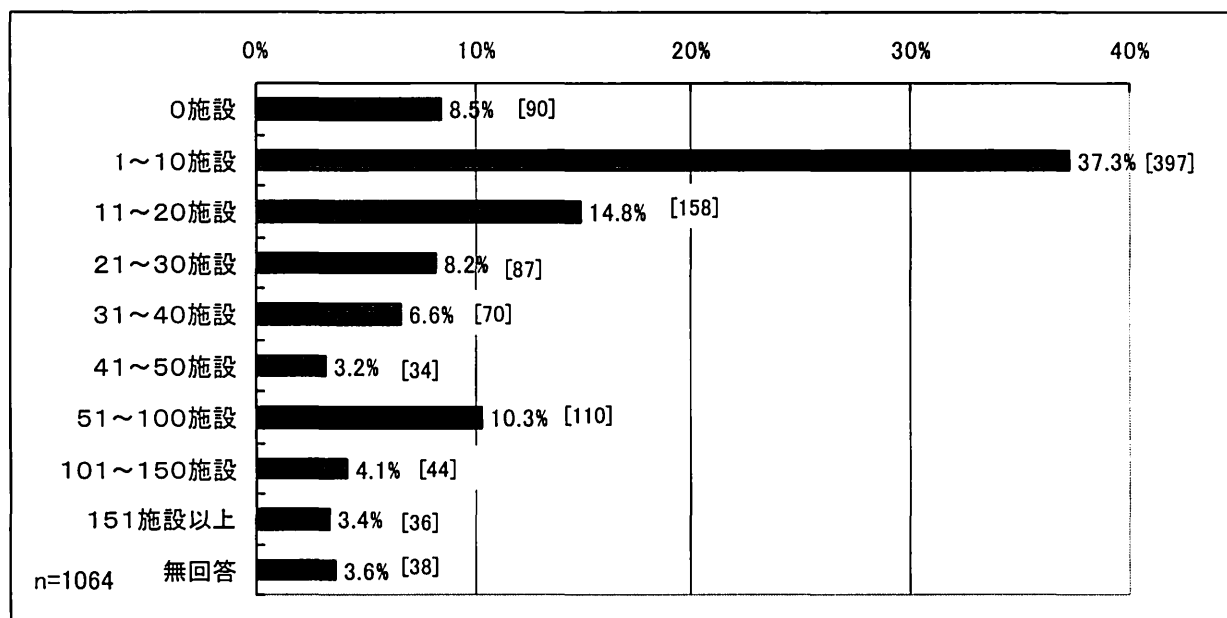
1.2 指定管理者制度の導入状況

(1) 指定管理者を指定した公の施設の数

今回のアンケート調査は、指定管理者制度（以下、「新制度」という。）への移行期限である平成 18 年 9 月の直前に実施された。そのため、アンケート調査実施時点では新制度への移行の最終段階に差し掛かっていた自治体もあり、新制度導入施設数が「0 施設」という自治体が 90 団体（8.5%）あった。一方、既に新制度を導入した自治体について指定管理者を指定した施設数をみると、「1～10 施設」とする回答が 397 団体（37.3%）と最も多い一方で、100 施設を超える自治体も 80 団体（7.5%）あった。

新制度導入済みの 936 団体全体では 33,114 施設、一自治体当たりの新制度導入施設数は平均で約 35 施設であった。

図表 2 指定管理者を指定した公の施設の数



(注) 一つの条例で複数の公の施設を設置している場合は、それぞれを一つの施設とした。

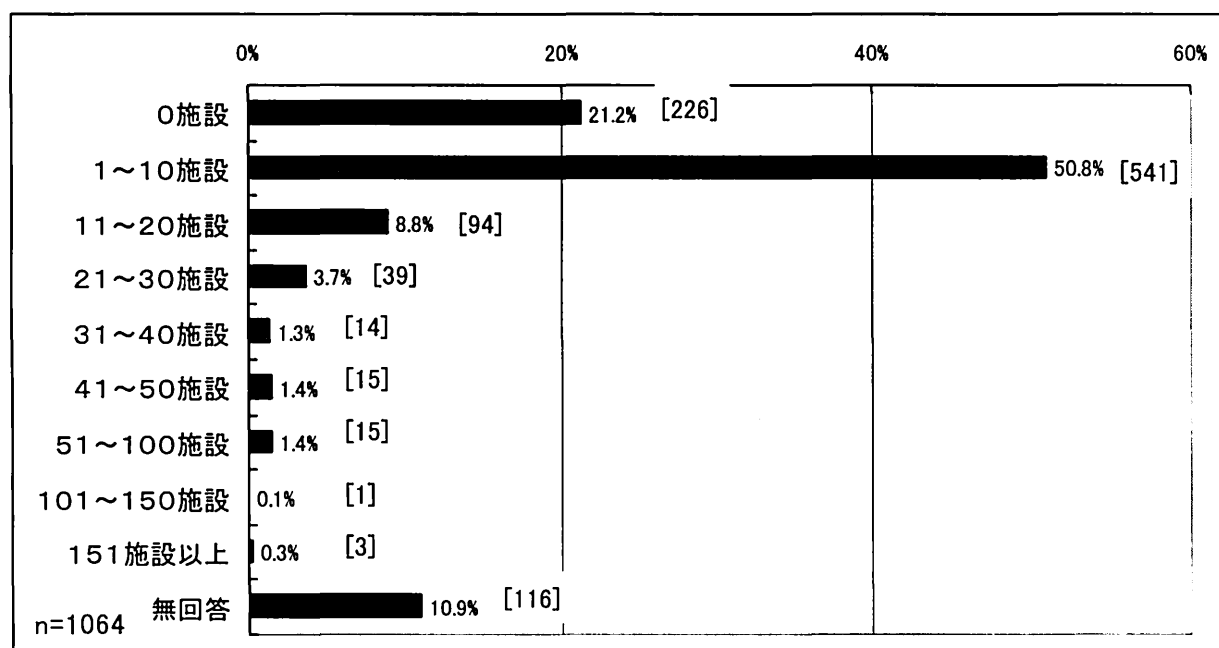
(注) 回答のあった施設数を区分別に集計している。

(2) 民間企業を指定した公の施設数

回答のあった自治体のうち民間企業(第三セクターを含む)⁽¹⁾を指定している自治体⁽²⁾は722団体(67.9%)、一方、民間企業を指定した実績のない自治体⁽³⁾は226団体(21.2%)となっている。民間企業を指定した実績のない自治体(226団体)のうち、まだ新制度を導入していない自治体が90団体あることから、既に新制度を導入した自治体のうち民間企業を指定していない自治体は136団体となる。

一方、民間企業(第3セクターを含む)を指定している自治体(722団体)のうち、541団体は「1~10施設」と回答している。民間企業を指定した施設数は、722団体全体で7,767施設、一自治体当たりでは平均約11施設⁽⁴⁾となっている。

図表3 民間企業を指定した公の施設数



(注) 回答のあった施設数を区分別に集計している。

- (1) 本設問については、「民間企業(第三セクターを含む)」の定義が曖昧であり、回答には、純粋な商法上の会社(株式会社等)の数と、民法上の財団法人や社団法人も含めた数が混在していると考えられる。
- (2) 全回答者から、「0施設」及び「無回答」を除いた自治体
- (3) 「0施設」と回答した自治体
- (4) 「0施設」及び「無回答」を除く

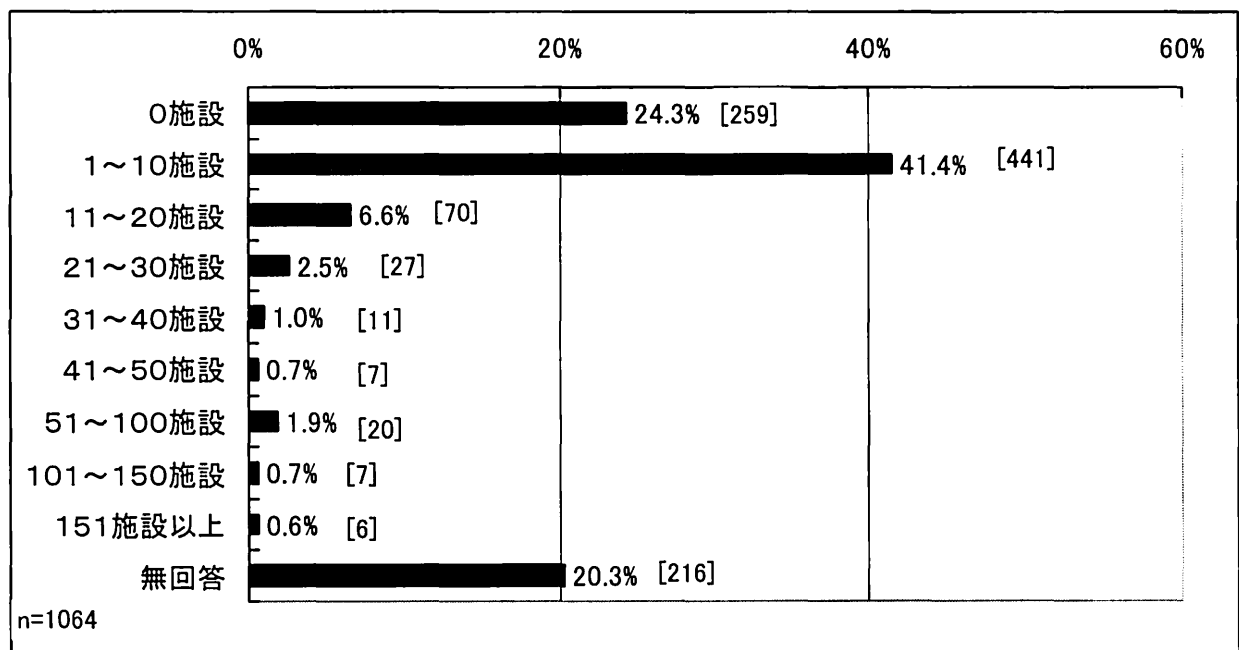
(3) 今後、指定管理者を指定する予定の公の施設数

現段階では直営で管理運営を行っている施設あるいは新たに設置予定の施設について、今後、新制度へ切り替えを行う予定のある施設数を聞いた。

回答を見ると、現段階では、今後は新たに新制度を導入する予定はないとする自治体⁽⁵⁾が 259 団体 (24.3%)、今後も新たに指定管理者を指定する予定を持っているとした自治体⁽⁶⁾が 589 団体 (55.4%) となっている。今後、新たに指定管理者を指定する予定があるとした自治体のうち、その施設数は「1～10 施設」とする自治体が 441 団体 (41.4%) と最も多くなっている。

また、一自治体当たりの制度導入予定施設数 (平均) は約 13 施設⁽⁷⁾となっており、回答のあった自治体全体では「7,550 施設」となっている。

図表 4 今後、指定管理者を指定する予定の公の施設数



(注) 回答のあった施設数を区分別に集計している。

⁽⁵⁾ 「0 施設」と回答した自治体

⁽⁶⁾ 全回答者から「0 施設」及び「無回答」を除いた自治体

⁽⁷⁾ 「0 施設」及び「無回答」を除く

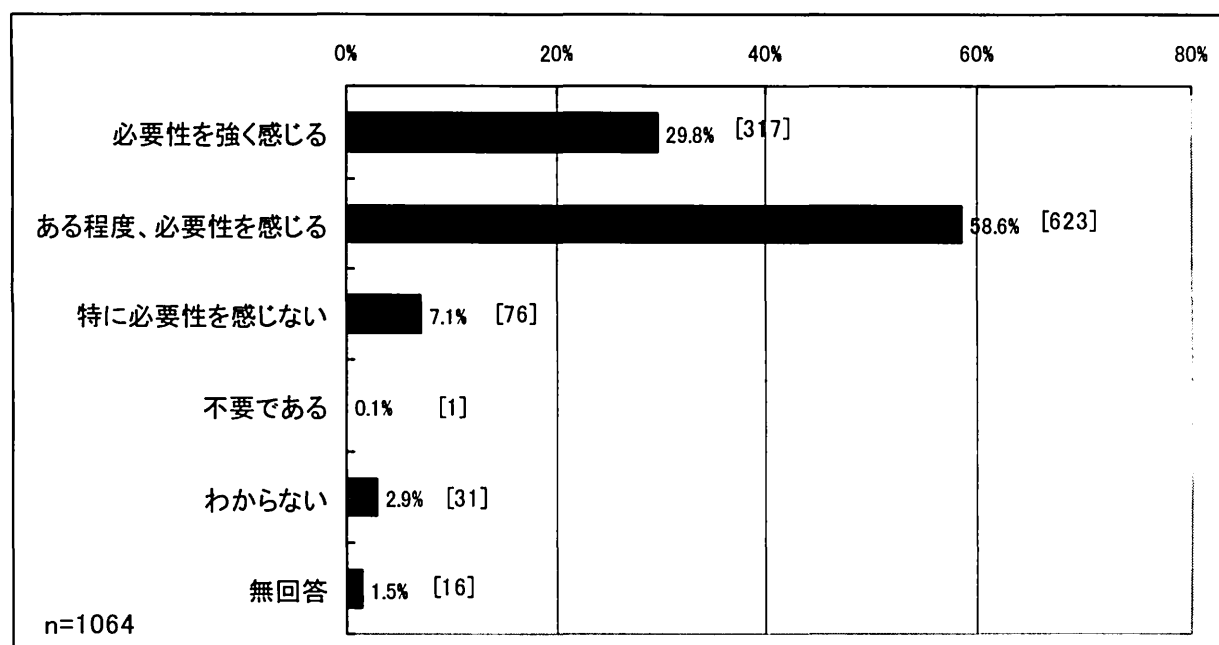
2. モニタリング・評価の必要性に対する認識

新制度導入による最も大きな変化は、公共的団体などに限られていた公の施設の管理運営が民間企業にも認められたことである。そのため、これまで外郭団体を中心とした公共的団体等に対して行われてきた管理監督とは異なった形でのモニタリング・評価が必要になってきている。そこで、新制度導入を契機に、モニタリング・評価の必要性に対する認識がどのようになっているのかを聞いた。

回答をみると、モニタリング・評価の「必要性を強く感じる」としている自治体が317団体(29.8%)、「ある程度、必要性を感じる」としている自治体が623団体(58.6%)となっており、両方で全体の9割近くを占めている。

これまで、外郭団体を中心とした公共的団体等に対して自治体が職員を派遣したり運営費補助金の交付過程を通じて実質的なモニタリング・評価を行うといったことがみられた。しかし、新制度導入により新たに管理運営主体になることが認められた民間企業に対しては、これら職員派遣や予算を通じたガバナンスはできず、協定に基づく一種の契約的關係による統制が求められていることが、自治体において指定管理者に対するモニタリング・評価の必要性をより強く認識させる一つの要因になっているものと考えられる。

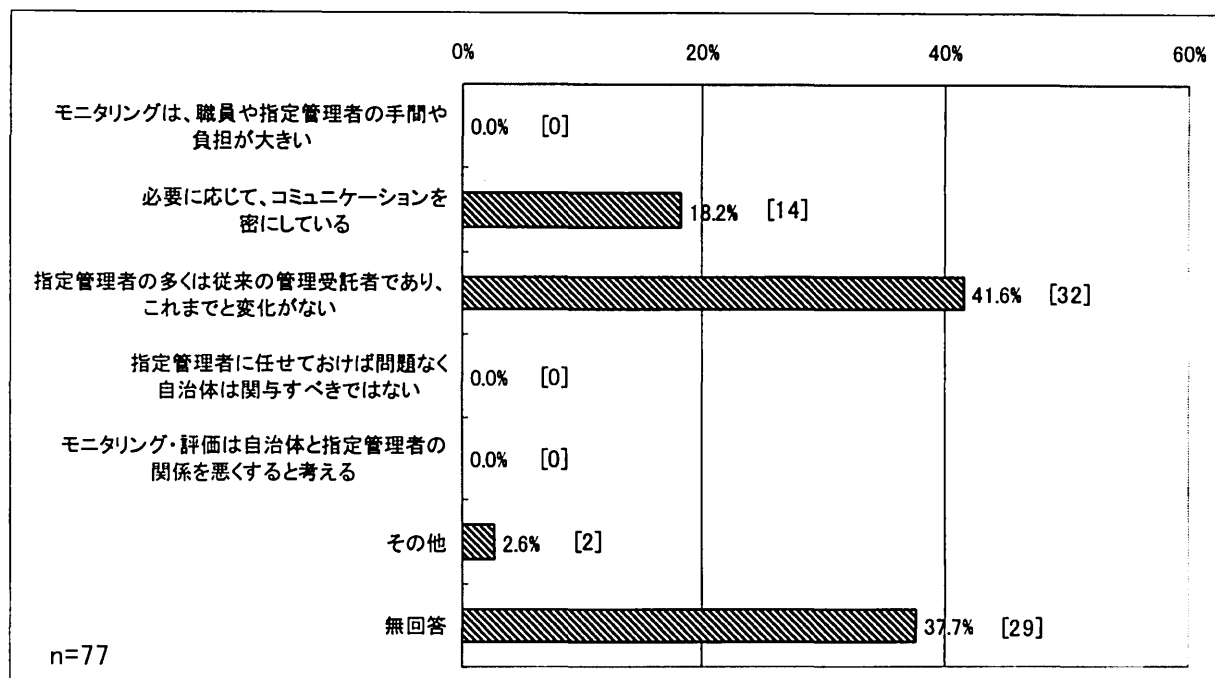
図表 5 指定管理者に対するモニタリング・評価の必要性



(注) 単数回答 (シングルアンサー)

一方、モニタリング・評価を必要ない⁽⁶⁾と考える自治体が76団体(7.2%)あった。その理由を見ると、「指定管理者の多くは従来の管理受託者であり、これまでと変化がない」という回答が32団体(41.6%)となっている。

図表 6 モニタリング・評価の必要性が低いと考える理由



(注) 複数回答 (マルチアンサー)

⁽⁶⁾ 「特に必要性を感じない」と「不要である」の合計

3. モニタリング・評価の推進体制

新制度導入の対象となる公の施設は多様であることから、状況を最も良く理解している所管課がモニタリング・評価を行うことが原則になると考えられる。しかし一方で、全庁的な立場からモニタリング・評価の取り組みを推進し、その実施手順や評価基準、評価シートなどの全体的な仕組みや指針を整備するなど、推進役となる機能も必要であると思われる。

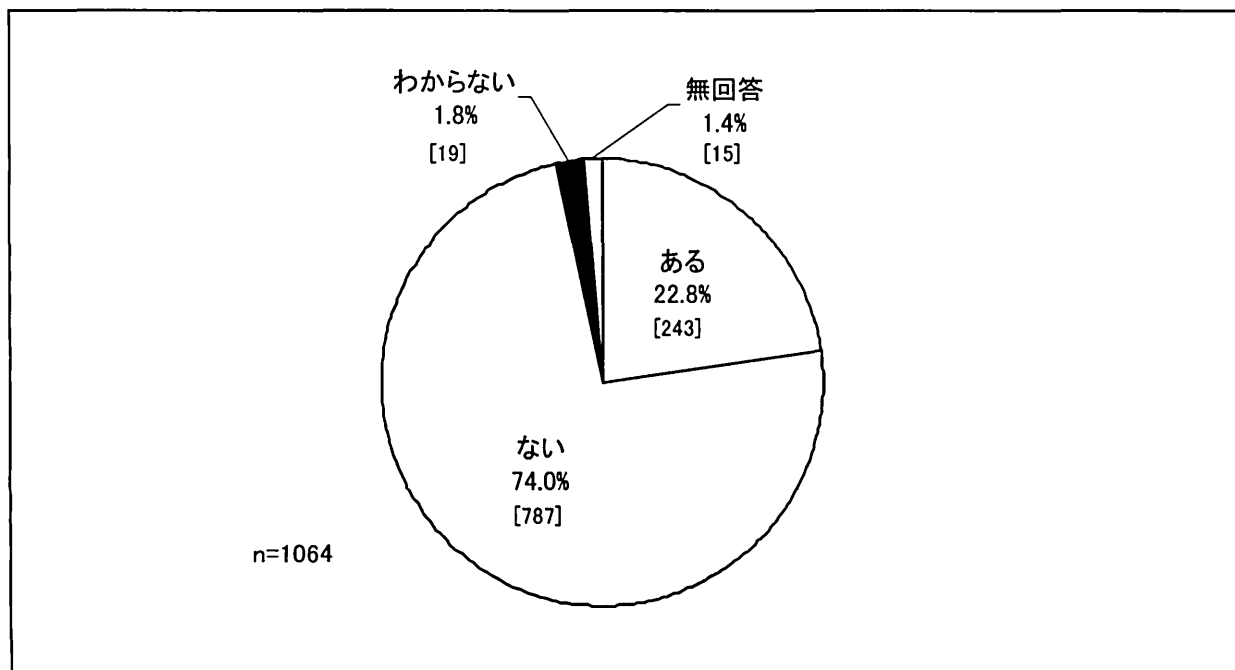
そこで、これらモニタリング・評価の推進を担う担当部署の有無およびモニタリング・評価に関する基本指針等の策定状況について聞いた。

3.1 モニタリング・評価の推進組織

モニタリング・評価について全庁的立場から検討・推進する担当部署があるかについては、これが「ある」と回答した自治体は243団体（22.8%）となっている。一方、モニタリング・評価について全庁的立場から検討する担当部署が「ない」とした自治体は787団体（74.0%）となっている。

新制度への移行期限が平成18年9月までであり、調査時点では指定手続きを継続している自治体や新制度への移行を終えたばかりの自治体もあり、モニタリング・評価については今後の課題とする自治体が多くなっているものと思われる。

図表 7 全庁的立場からモニタリング・評価について検討する担当部署の存在



(注) 単数回答 (シングルアンサー)

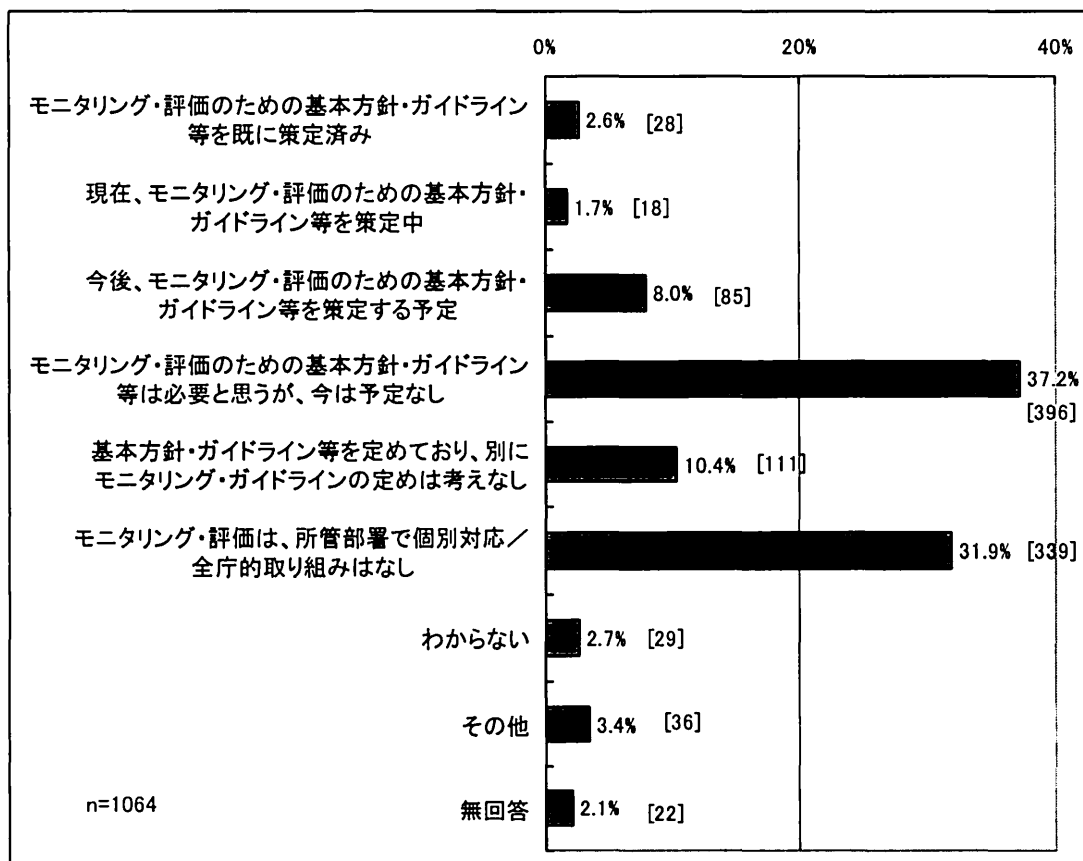
3.2 基本方針等の策定状況

これまで、モニタリング・評価については、新制度導入に関する基本方針等の一項目として概略が記載されている例が見られる。しかし、モニタリング・評価を対象を絞ってより詳細に手続き等を規定している例は見られない。そこで、モニタリング・評価の取組みを推進するとともに、所管課による取組みにバラツキが出ないように、モニタリング・評価の実施手順や評価基準、標準様式など統一した指針等を策定しているかについて聞いた。

回答をみると、モニタリング・評価のための基本方針等を「既に策定済み」と回答した自治体は 28 団体 (2.6%)、「策定中」と回答した自治体は 18 団体 (1.7%) であった。また、「今後、策定する予定」と回答した自治体は 85 団体 (8.0%) であった。

一方、「必要だと考えるが、現段階では具体的な検討の予定はない」と回答した自治体は 396 団体 (37.2%) となっている。このほか、「制度全般に関する基本方針・ガイドライン等を定めており、別にモニタリング・評価に関する基本方針・ガイドライン等を定めることは考えていない。」が 111 団体 (10.4%)、「モニタリング・評価は、所管部課で個別に対応しており、全庁的な取組みは特に何もしていない。」が 339 団体 (31.9%) となっている。

図表 8 モニタリング・評価に関する基本方針・ガイドライン等の策定について



(注) 単数回答 (シングルアンサー)

このように、モニタリング・評価のための基本方針等が策定されている例は少数であるが、以下のような自治体において取り組みが行われている。

<神奈川県>

神奈川県は、定期的に全庁統一的な視点で指定管理者による施設の管理運営状況をモニタリングし、統一的な視点からの評価、指導・助言等を行うことを目的に、「指定管理者制度モニタリング会議」を設置・開催している。「指定管理者制度モニタリング会議」は全庁的なチェック機関であり、基礎的なモニタリングは施設所管課が行うことになる。

施設所管課は、指定管理者から提出された①定期（月例）モニタリング（業務日報、月例業務報告書）、②利用者満足度調査、③苦情・意見の受付・対応、④財務書類をもとにモニタリングを実施し、その結果を「指定管理者制度モニタリング会議」へ報告する。モニタリング結果報告には、主に、①モニタリングの実施状況、②指定管理者の管理業務の実施状況・収支状況・利用状況、③苦情・意見等の状況（苦情等件数、特筆すべき苦情等、苦情の業務への反映状況、アンケート結果等）、④特記事項を記載することとなっている。

<神奈川県海老名市>

神奈川県海老名市は、モニタリングとして、①モニタリング調査と②改善の要求（必要が生じた場合）を行うこととしている。モニタリング調査の概要は下表のとおりである。

モニタリングの方法	モニタリングの内容等	
指定管理者によるセルフモニタリング	実績報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の状況 ・苦情(または要望) ・苦情処理の状況 ・各施設固有の調査項目 ・市民サービスの向上への提案事項の実施状況 ・その他提案等の実施状況(経費削減提案も含める)
	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのアンケート調査を毎年行う ・実施方法および質問内容は市と協議
市による定期モニタリング	定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・市と指定管理者による「経営会議」を開催 ・実績報告、問題点の解決協議、新たな市民サービスへの管理運営方法の検討を実施
	業務実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて施設巡回、業務監視、説明要求等を行う
市による随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて随時モニタリングを実施 	
市による利用者ヒアリング等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、市が利用者へのヒアリングを行う 	

<埼玉県戸田市>

埼玉県戸田市は、「指定管理者が行う業務に対するモニタリングの基準」、「別紙1 評価表」、「別紙2 事業報告書の記載事項および添付書類」、「別紙3 毎月（四半期）報告書の報告事項」を作成している。所管課は、当該雛形に基づき評価基準を設定しモニタリングを行うこととしている。

○ 主な内容（指定管理者が行う業務に対するモニタリングの基準）

- ・ モニタリングの手法
- ・ 実績評価の実施
- ・ 業務の基準を満たしていない場合の措置
- ・ 実績評価のための評価指標など（別紙1 評価表）
- ・ 達成度の評価方法
- ・ 目標の達成度評価を行う判定方法
- ・ 評価の結果に基づいた報告及び指示
- ・ 目標の達成度評価を行う時期等（別紙2 事業報告書の記載事項および添付書類）（別紙3 毎月（四半期）報告書の報告事項）
- ・ 随時モニタリングを行う場合の実施項目

<千葉県松戸市>

千葉県松戸市は、「指定管理者による公の施設の管理運営に関する評価の指針」を策定している。大きくは、「全般的事項」、「手法別のポイント」、「実績評価の実施」で構成されており、主に以下の内容となっている。

- ・ 実績報告書の徴収（年次で報告を求めると思われる事項と月次で報告を求めると思われる事項）
- ・ 市が実地調査で確認すべき調査項目の例
- ・ 満足度調査の実施
- ・ 「指定管理者評価委員会」の設置（※モニタリングの結果を翌年度の管理運営の基本的方針に反映させる）
- ・ 改善勧告（「指定管理者評価委員会」による勧告、施設管理者による勧告など）

4. モニタリング・評価への取り組み状況

4.1 モニタリング・評価に関する取り決め

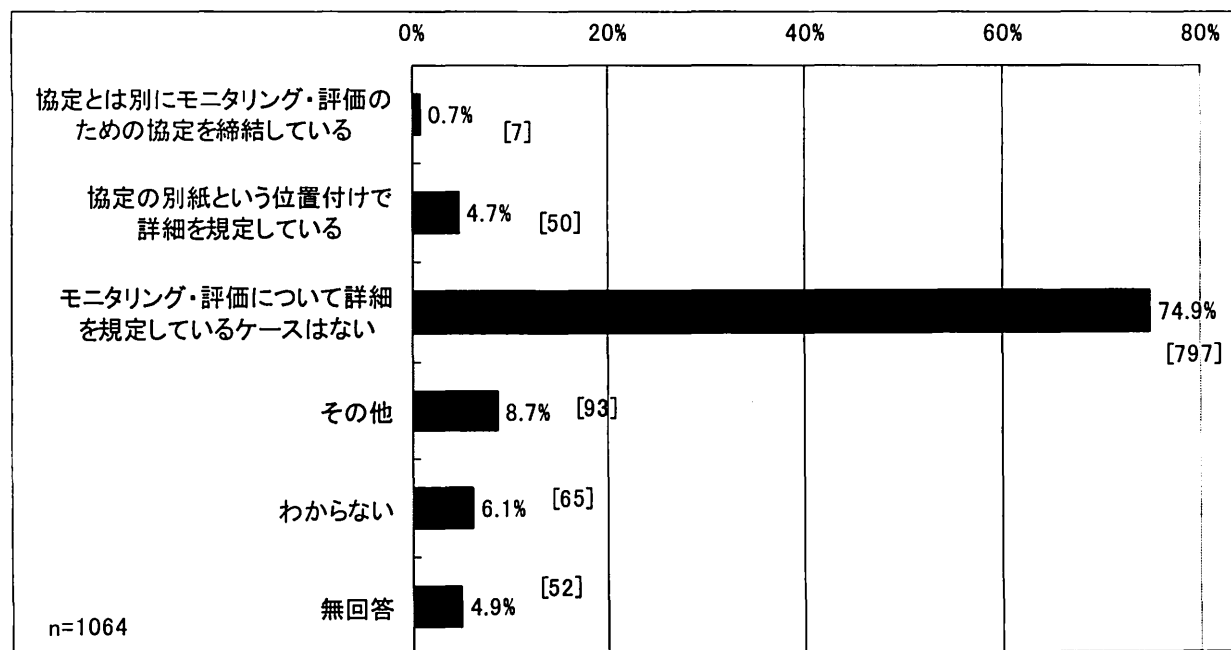
モニタリング・評価については、指定管理者にセルフモニタリングの負担をもたらすとともに、当該評価結果がその後の業務実施方法に変更をもたらすこともあることから、可能な限り内容等の詳細について事前に指定管理者と合意をしておくことが好ましいと考えられる。そこで、モニタリング・評価に関する指定管理者との取り決めについて聞いた。

回答をみると、モニタリング・評価に関して協定とは別に指定管理者と詳細に取り決めを行っている自治体は1%未満にとどまっている。また、基本協定の別紙という位置付けで詳細を規定しているとしている自治体も50団体(4.7%)となっている。これらの中には、例えば前出の神奈川県海老名市のように、モニタリングの方法や仕様及び水準未達の場合の措置、改善要求などについて協定の特記仕様書として事前に合意する取り組みなどがみられる。

一方、74.9%(797団体)の自治体はモニタリング・評価に関して詳細に規定している例はないとしている。

モニタリング評価に関しては、協定で合意したサービス提供の履行確認や安全管理、個人情報保護、法令順守などといった指定管理者が守るべき事項についてのネガティブチェックとして捉える側面と、業務実施状況等について双方がふり返りを行うことで業務改善やコミュニケーション機会とするなど、モニタリング・評価をPDCAの一環として捉えようとする側面があるものと考えられる。特に、モニタリング・評価をPDCAの一環として業務改善に活かしているとした場合、その趣旨を指定管理者に理解してもらうとともに、PDCAで必要となる計画・目標の設定や双方のふり返りの作業、結果として提起された業務改善活動の実施など、指定管理者には協定にない負担が発生する可能性が生じることになる。そのため、今後はモニタリング・評価の意義や目的、手続(具体的に指定管理者は何をするのか)、結果の反映等について、事前に詳細を合意しておくという取り組みが広がってくるのではないかと考えられる。

図表 9 モニタリング・評価に関して、協定とは別に指定管理者と取り決めを行っているか



(注) 単数回答 (シングルアンサー)

4.2 モニタリング・評価に必要となる情報

モニタリング・評価に際して自治体担当者が必要と考える情報は、「月次や四半期等の定期的な報告情報」、「利用者数・稼働率などの統計情報」、「利用者・近隣住民からの苦情内容及びその対応に関する情報」、「利用者の満足度に関する情報」が、いずれも8割前後となっている。

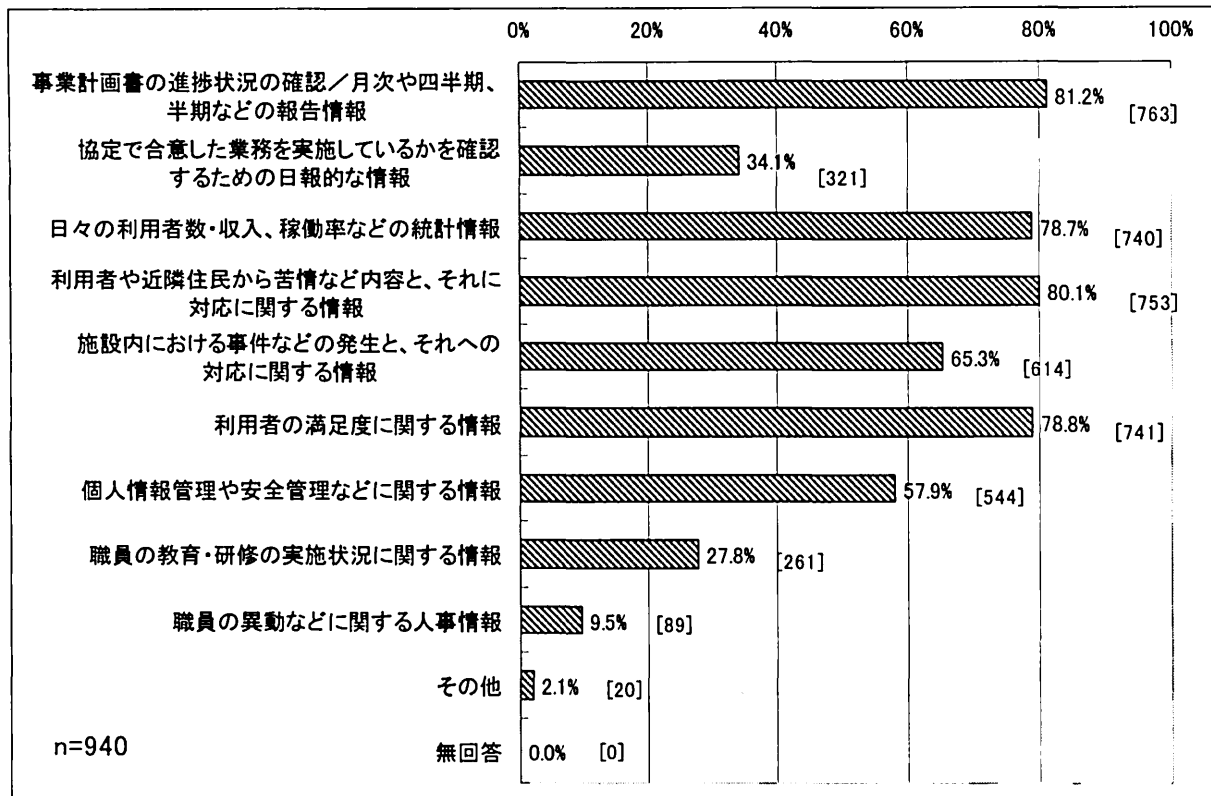
このうち、「定期的な報告情報」は指定管理者の活動をモニタリング・評価する際の基本的な情報であり、「統計情報」については新制度導入による効果や管理運営上の課題を分析するための情報として必要なものと考えられる。また、業務改善に役立てるという観点からは、「住民の満足度」や「住民からの苦情等への対応状況」についての情報も必要と考えられる。

一方、「日報的な情報」や「職員の教育・研修の実施状況」、「職員の異動情報」は、必要という意見が少なくなっている。日々の業務が確実に履行されていることを確認することは、作業が過度な負担になるとともに、自治体担当者にとってそれ程重視されていないものと考えられる。また、職員の異動情報についても、指定管理者の裁量範囲と捉えられているものと考えられる。職員の教育・研修については、それが実施されていることが指定の前提とされているためか、必要な情報としては重視されていない。公共サービスを提供するのは最終的には人であり、接遇・マナー、人権、個人情報保護、法令順守、業務知識など職員の教育・研修は重視されていると考えていたが、想定外であった。

その他の意見としては、公の施設の設置目的に照らし、どのようなサービス向上が図られたのか、特に、選定審査に当たり積極的に評価した内容については、その実施についての情報が

必要という意見があった。また、指定管理者制度導入の目的の一つである行政コストの軽減という視点から、指定管理料が効果的に支出されているかについての情報が必要であるという意見もあった。

図表 10 モニタリング・評価に当たり必要と考える情報



(注) 複数回答 (マルチアンサー)

<その他に記載された主な意見>

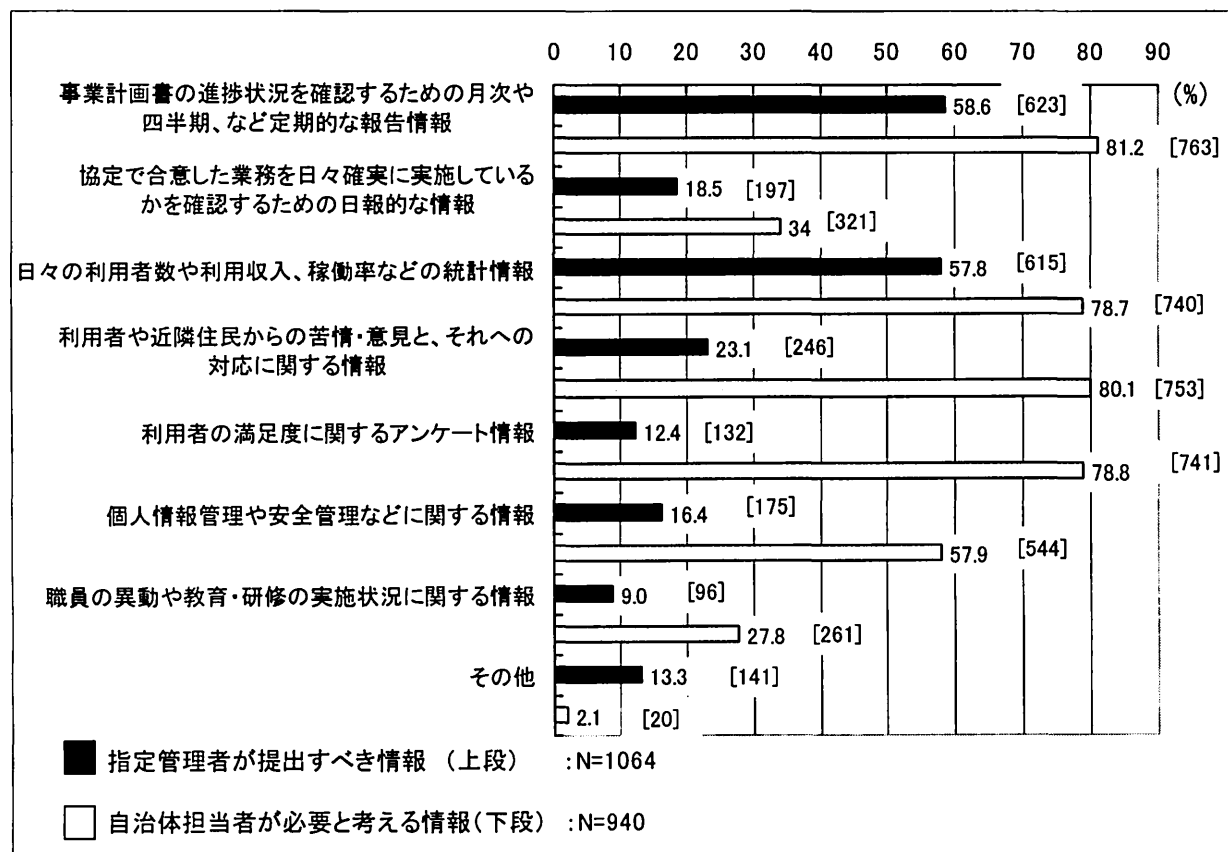
- ・ サービス向上のために実施した取り組みの内容、成果等
- ・ 指定管理者の選定に当たり積極的に評価した内容に関する実施状況、成果等
- ・ 指定管理料が効果的に支出されているかの情報 (目的外または不適切な使用をしていないことの確認)
- ・ 指定管理者に関する情報
 - 当該公の施設以外で民間企業が行っている業務の内容
 - 財務などの経営状況に関する情報
- ・ 公共性に対する住民の評価
- ・ 雇用確保など地域貢献に関する取組状況

自治体担当者が必要と考える情報に対して、現状では、実際にどの程度の情報を得ているのであろうか。回答をみると、協定等において指定管理者が提出することになっている情報は、「事業計画の進捗状況を確認するための定期的な報告情報」が623団体（58.6%）、「日々の利用者数や利用収入、稼働率などの統計情報」が615団体（57.8%）となっている。これらの情報については、自治体担当者が必要と考える情報との格差が小さい情報である。

一方、「利用者や近隣住民からの苦情・意見とそれへの対応に関する情報」（246団体、23.1%）や「利用者満足度に関する情報」、「個人情報管理および安全管理に関する情報」（175団体、16.4%）は、自治体担当者に必要な情報であるという認識が高いものの、実際には指定管理者に提出を義務付けている割合は低いという実態がみられる。

その他の指定管理者に提出を求めている情報としては、収支状況や人員配置、指定管理者の経営状況に関する情報などが指摘されている。

図表 11 協定等において指定管理者が提出することになっている情報



(注) 複数回答 (マルチアンサー)

<その他に記載された主な意見>

- ・ 利用拒否等の件数、理由
- ・ 自主事業の実施状況に関する事項
- ・ 管理に係る経費の収支状況
- ・ 管理業務実施に当たって事故が生じた場合の報告（その他の事故報告を含む）
- ・ 危機管理体制の構築および対応マニュアルの提出
- ・ 施設のメンテナンス情報（施設設備・備品等の損傷・粉失の報告、保守点検報告を含む）
- ・ 経営の健全性を証するため、計算書類及び監査報告書（団体の経営状況を説明する書類を含む）
- ・ 事業計画の重要な部分を変更する場合
- ・ 人員体制、配置計画等
- ・ 翌年度の管理執行体制や事業計画に関する情報

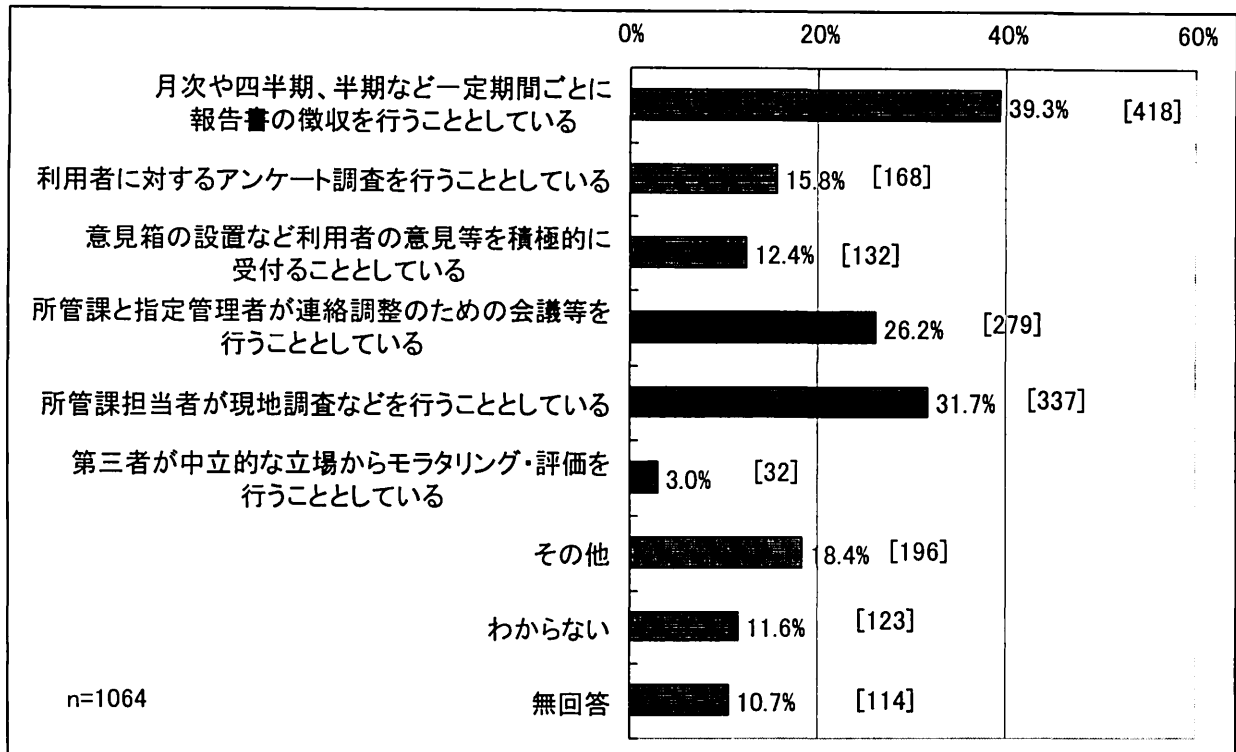
4.3 モニタリング・評価の実施内容

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し提出しなければならないとされている（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）。これは法において最低の基準を定めたものである。

法で定められた事業報告書の徴収以外のモニタリング・評価については、「月次、四半期、半期等の定期的な報告書の徴収」を行うとしている自治体が 418 団体（39.3%）、「所管課担当者が現地調査等を行う」としている自治体が 337 団体（31.7%）、「所管課と指定管理者が連絡調整のための会議を行う」としている自治体が 279 団体（26.2%）などとなっている。また、福祉サービスにおける第三者評価のように「第三者によるモニタリング・評価を行う」としている自治体も 32 団体（3.0%）となっている。

モニタリング・評価の手法については、例えば静岡県「富士山こどもの国」において、「利用者アンケート」、「県民モニター」、「職員による現地視察」、「パークマネジメント・カルテ」などの手法を使って指定管理者と県担当課がモニタリング・評価を実施し、その上で「外部評価委員会」が公の施設の設置目的の達成状況などについて評価を行うなどの例が見られる。

図表 12 指定管理者に対するモニタリング・評価の内容



(注) 複数回答 (マルチアンサー)

<その他に記載された主な意見>

- ・ ホームページによる利用者意見の収集
- ・ 利用者懇談会の実施
- ・ 外部の有識者を含む、全庁的な評価組織を設置

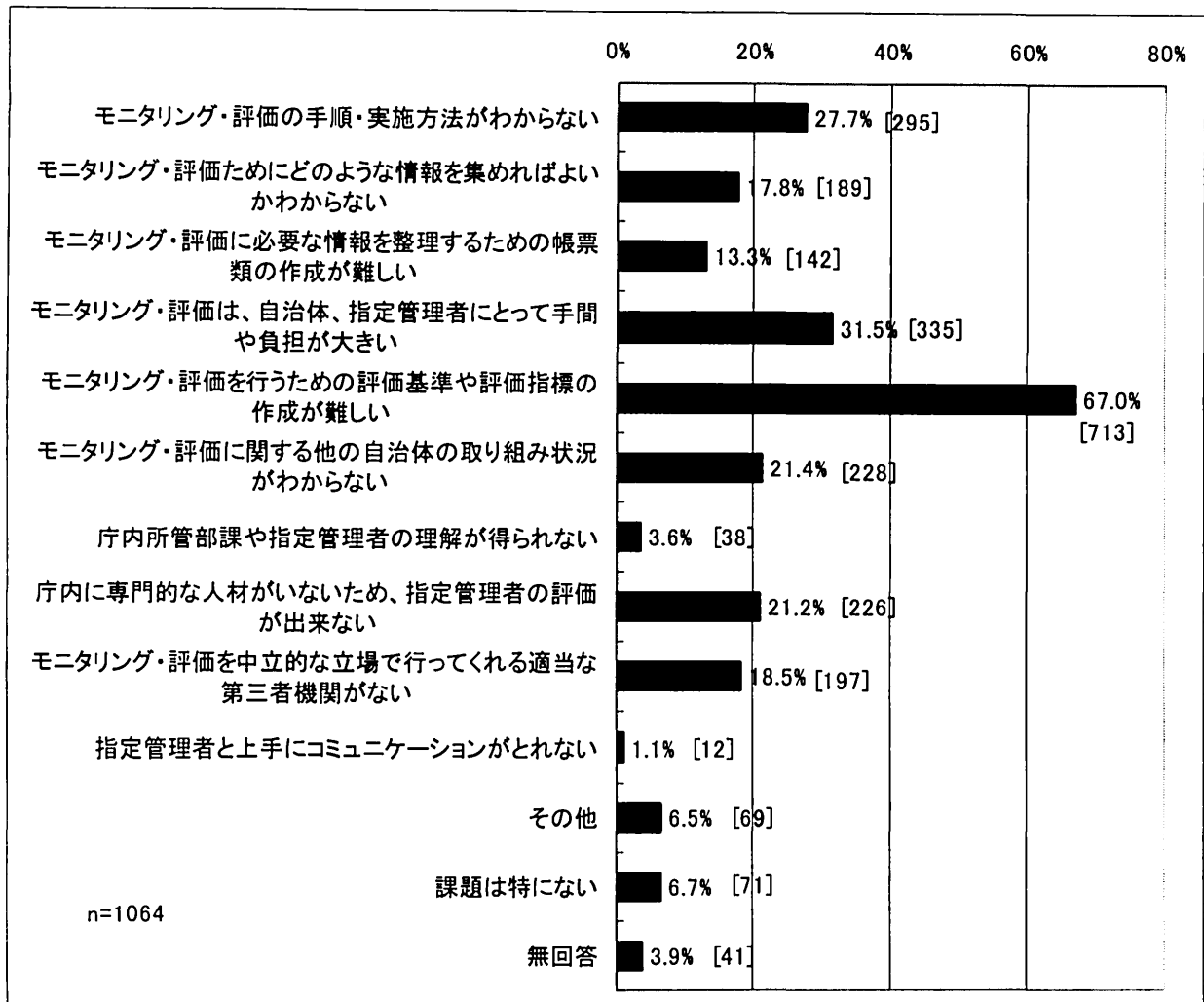
5. 今後の課題

モニタリング・評価については、評価基準等の作成の難しさや作業負担が指摘されており、アンケートの結果も、そのことを裏付けている。回答をみると、モニタリング・評価について、「評価基準や指標の作成が難しい」とする自治体が713団体(67.0%)と最も多く、「モニタリング・評価自体の負担が大きい」とする自治体が335団体(31.5%)、「モニタリング・評価の手順・実施方法がわからない」とする自治体が295団体(27.7%)となっている。公の施設は多様であることから、評価のための基準や指標、手順なども多様化せざるを得ないものと考えられる。

その他の意見としては、「評価結果を、以後の管理業務にどのようにフィードバックさせていくか」や「手間と負担をかけて行った評価を改善につなげることが難しい」など、モニタリング・評価を業務改善にいかにつなげていくのかについての指摘があった。また、「結果を次回選定にどのように反映させるか」などモニタリング・評価の結果活用についての課題なども指摘されている。

モニタリング・評価の取り組みが組織的に行われている例は、まだ少数の自治体において見られるだけである。また、モニタリング・評価に関する基本方針等を作成している自治体においても、取り組みが終わったわけではなく、今後、さらにバージョンアップをしていくという自治体が多くなっている。モニタリング・評価という活動が、まだ根付いておらず、不慣れであることもあり、解決すべき問題は多いと考えられる。

図表 13 指定管理者のモニタリング・評価についての課題



(注) 複数回答 (マルチアンサー)

<その他に記載された主な意見>

- ・ 評価のために必要とする諸報告 (様式類) について、何をどこまで求めるのか
- ・ 指定管理者からの「自己評価」、及びそれを受けての施設所管課による「指定管理者に対する評価」をどのような基準で見ているのか
- ・ 評価結果を、以後の管理業務にどのようにフィードバックさせていくか
- ・ 手間と負担をかけて行った評価を改善につなげることが難しい。
- ・ モニタリング・評価の結果を次回選定にどのように反映させるか。
- ・ モニタリングの重要性に関する認識が共有されていない
- ・ モニタリングは重要だが、あまり細かくすると指定管理者に負担になりそうでその程度がわからない。

- ・県の有する施設は多種多様であり、統一的な基準・評価を作成することは困難であり、各施設の状況に応じた評価をすべきものと考えている。
- ・自治体それぞれの事情考え方もあり施設の性格等も様々なことなどから確一的にモノサシを作ることは困難と思われる。
- ・指定管理者と良好なパートナーシップを築くための連携のあり方
- ・指定管理者の経営状態の把握、指定管理者の法律の順守状況、社会的責任への対応状況の把握
- ・事業期間が長期に渡る場合、市の担当者異動に伴いモニタリングの精度維持が困難である。
- ・評価そのものが組織に根付いていない
- ・第三者機関の設置、第三者機関によるモニタリング・評価の必要性

本調査結果に関するお問い合わせは下記までお願いします。

みずほ情報総研 株式会社

社会経済コンサルティング部 都市・地域チーム

担当者：青木頼幸 (yoriyuki.aoki@mizuho-ir.co.jp)

清水 徹 (toru.shimizu@mizuho-ir.co.jp)

連絡先：〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3

TEL : 03-5281-5404 FAX : 03-5281-5404